

経済研究所 年報

第 21 号

April 2008

経済研究所創立20周年記念号

研究報告

世界の中の日本，歴史の中の日本
.....伊丹 敬之
わが国における金融経済学の発展
——高垣寅次郎先生の事績——
.....岡田 清

Effectiveness of Credit Guarantees in
the Japanese Loan Market
.....Iichiro Uesugi, Koji Sakai,
and Guy M. Yamashiro

「都市空間論」の射程大森 弘喜

シンポジウム

イノベーション・システムの
進化とそのガバナンス
趣旨説明伊地知 寛博
知的財産権制度の展開とイノベーション
.....小田切 宏之

イノベーションの質的变化と
新たなガバナンスシステムの模索
.....元橋 一之

アジアにおけるグローバル・イノベー
ション・ガバナンスの構築にむけて
.....角 南 篤

討 論

成 城 大 学

經濟研究所 年報

第 21 号

經濟研究所創立20周年記念号

成 城 大 学

THE INSTITUTE FOR ECONOMIC STUDIES
OF
SEIJO UNIVERSITY
2008

巻 頭 の 辞

わが国は少子高齢化が一層、進展し、人口減少時代に入った。総務省が発表した平成 19 年 10 月 1 日現在の推計人口（確定値）によれば、出生児数から死亡者数を引いた自然増減は、出生児数の方が 2000 人下回り、比較可能な統計を取り始めた昭和 25 年以來初めて自然減に転じ、人口減の局面に入ったことが明らかになった。また 15 歳未満の年少人口は 34 年連続で減少して 1729 万 3000 人となり、総人口に占める割合は 13.5%（前年比 0.1 ポイント減）と国際的にも最低水準となった。一方、65 歳以上の高齢者人口は 2746 万 4000 人で、総人口の 21.5%（同 0.7 ポイント増）を占めている。

このような人口構成の変化は当然、経済や社会にも影響を及ぼし始めている。わが国が高貯蓄を誇った時代は終わり、平成元年度に 14% を超えていた個人貯蓄率は平成 18 年度には 3.2% まで落ち込んでいる。賃金の伸び悩みもあり、貯蓄率はその後も緩やかな低下が続いている可能性が高い。貯蓄の多くの割合が老後への備えを目的に行われているとすれば、このような低下は hump savings 理論で説明されよう。

国民所得の約 6 割は民間消費であるから、人口減少下の成長戦略を考えると、今後は高齢者の消費（貯蓄取り崩し型の消費）にも注意を払う必要がある。高齢者世帯の消費支出額は全世帯平均の 86% の水準にあり、世帯主が 25 - 34 歳の世帯の支出額とほぼ匹敵している（2007 年の家計調査による）からである。今年度からスタートした後期高齢者医療制度は、いろいろな問題が指摘されている。人口構成の変化に対処するために設計された制度ではあるが、高齢者の消費行動への影響という視点からも再検討を要すると考えられる。

経済研究所は昨年、創立 20 周年を迎えることができた。これを記念して講演会とシンポジウムを開催した。幸い、多くの方々にご参加いただき、成功裡に終えることができた。ご講演いただいた伊丹敬之、岡田清の両先生、シンポジウムのパネリストをお願いした小田切宏之、元橋一之、角南篤、伊地知寛博の諸先生ならびに参加いただいた方々に感謝したい。また研究所内部の研究会で報告いただいた西久保浩二、林田伸一、植杉威一郎、沼尻晃伸、平井康大の

諸先生にもお礼を申し上げたい。21年目を迎えるに当たって、学内、学外の皆様に、これまで以上のご支援をお願いする次第である。

2008年4月

成城大学経済研究所長

小 平 裕

目 次

巻頭の辞	小平 裕	1
研究報告		
世界の中の日本，歴史の中の日本	伊 丹 敬 之	5
わが国における金融経済学的发展	岡 田 清	31
—高垣寅次郎先生の事績—		
Effectiveness of Credit Guarantees in the Japanese Loan Market	Ichiro Uesugi, Koji Sakai and Guy M. Yamashiro	47
「都市空間論」の射程	大 森 弘 喜	77
シンポジウム		
「イノベーション・システムの進化とそのガバナンス」		
趣旨説明	伊地知 寛 博	116
知的財産権制度の展開とイノベーション	小田切 宏 之	120
イノベーションの質的变化と		
新たなガバナンスシステムの模索	元 橋 一 之	130
アジアにおけるグローバル・イノベーション・		
ガバナンスの構築にむけて	角 南 鶴	144
討 論		153
研究所だより		167
前号目次・編集後記		171
「経済研究所年報」刊行一覧		172

世界の中の日本，歴史の中の日本

伊 丹 敬 之

この講演会の講師のご依頼がありましたときに、一般の方向けの講演会かと思ひまして、うっかり引き受けましたが、会場を拝見しますと、私のお世話になった先生方がたくさんおられて、先ほど出席者名簿、予定者名簿と言ったほうがよいのかもしれませんが、それを拝見して、つくづく「しまった、引き受けるのじゃなかった。あの先生がおられるところで、こんな話ができるわけではない」と思ひました。しかし、最近では経営者までしかり飛ばしているような人間と思われているようですが、ガバナンスにも関係のある、日本の企業システムというものに対しての理解のようなことで、大きく世界の歴史の中で位置づけるとすれば、どんな大げさな話になりそうだと私が思っているかということ、きょうはお話ししてみたいと思ひます。

世界の中で日本を位置づけるとか、資本主義の長い歴史の中で、日本の現在の企業システムのあり方を位置づけてみるとか、そんなことを、私のような経営学者がことさらにやらなければいけないと思ひ始めたのは、10年ぐらい前だったと思ひます。「失われた日本」という論議が大変はやって、それはそれなりに説得力があつて、金融システムの不安定性とか、膨大な不良債権問題とか、低迷する経済の成長とか、そういうことを考えれば、確かにもっと伸びてもよかつたのに、という意味での「失われた十年」であつたというのは、大変納得のできる話なのですが、そのころの議論の多くが、すべての方とは申しませんが、どうも内向き過ぎるなど、世界の中で、広い地図の中で現在の状態を位置づけると、どうやらこういうことになるらしいというのではなくて、何となく調子の悪くなつてしまつた日本経済に、内向的にあまりにも多くの自省、反省をしすぎているという感じがしてしまつた。それは、私自身の性格にもよるのかもしれませんが、「反省の少ない男」とか、あるいは「常に何でも大體樂觀的にものを見る」という偏りがあるとか、そういうことに関係があるのかも

しませんか、そんな思いがしていました。

一方で、そういう内向きになり過ぎた人がいるかと思うと、やけに国際的と称して、「アメリカ出羽守」をやる人もたくさんいました。あちこちのテレビにも出ておられる方で、三井物産の戦略研究所の寺島実郎さんという有名な方がおられます。寺島さんと話をしているときに、彼が使った言葉で、「よい言葉だな」と思って、それから彼のコピーライトは尊重しつつ使わせていただいている言葉ですが、何でも「アメリカではこうだ。だから日本でもそうすべきだ」と、論の立て方がそうになっている。そうすると「アメリカ出羽守」と言うのだそうです。アメリカではこうだ。日本の現状はこうだ。アメリカのやり方は、このように論理的によいことがある。日本にも適用可能だ。だからやるべきだと。このくらいしっかりした論理なら全然かまわないのですけれども、途中がかなりすっ飛んでの出羽守が、経済財政担当大臣だったりするという奇妙なことがあったりしました。彼らはまた、歴史観を欠いた話をしているのではないのかということを感じています。

そのころから感じていました、日本全体がある意味で反省過剰になって、自信喪失になっているという現象は、いまでもまだしっほが残っているような気がいたします。

例えば、私は去年の暮れぐらいから「2007年、2008年、つまり21世紀最初の10年の最後の部分の、日本企業の世界全体でのキーワードは何ですか」とマスコミから聞かれることが取材などで多くなって、即座に「グローバル経営だ」と答えることにしています。地球全体を本当に眺めながら、きちんとした企業経営をやるということが、いま日本企業にいちばん必要とされていることだということですけれども、そうかといって、自信を持ってない部分もちろんだくさんある。

例えば、携帯電話の産業などを見ていますと、この会場にいらっしゃる皆さんでは、とてもお使いになれない機能がたくさん入った携帯電話がつくられています。私はあまり難し過ぎるものですから、あるとき必要に迫られて携帯電話を買ったのですが、現在不携帯でして、家にあって、鳴ると女房が「とり方がわからないから出ない」という、とんでもない携帯電話にいまなっているのですけれども、それはもういろいろな機能がつき過ぎている。それだけすばらしい携帯電話を、あの値段で開発できるはずの日本企業が、世界の携帯電話マ

マーケットの中でのポジションはいったいどうかと見てみたときに，日本の大手メーカー，例えば日本電気だったり，いまはシャープが1位ですが，シャープとか，NECとか，パナソニックとか，全部引っかき集めて足しても，とてもノキア1社にかなわない。全部引っかき集めて，足してもですよ。3位とか4位で残念だねなどと，そんな程度の話ではないのです。

どうしてそんなことになってしまったか。技術者の頭が悪過ぎるとか，努力が足りないとか，あるいは日本の人件費が高いから，この国でつくるとうまくできないのだとか，どうやらそんな理由では全然ないらしい。内向きになり過ぎて，日本国内のマーケット，つまりドコモの意向に一生懸命かなうということに懸命に努力していると，世界では通用しない，複雑なものばかりつくれるようになったというわけです。こういうのを「ガラバゴス諸島症候群」というのです。ガラバゴス島にしかないゾウガメ，もう実に複雑なカメなのだそうですが，実はそういうものを日本の携帯メーカーというのはつくるようになってしまったと。

そういうことを考えると，本当に内向きになり過ぎて，せつかくある実力が世界に発揮できないような状態になっている。日本の国内の需要というのが世界全体の需要の中で言うとやや特殊な性格を持っている。例えば，ものすごく細かいことを気にするとか，けっこう値が張ってもかまわないというぐらい所得のある人が多いとか，企業間の競争も非常にきついものですから，どんどん製品が変な進化をしてしまう，そういう特徴のある国内市場になっているので，そこにあまり対応し過ぎると，過剰適応の結果として，ごく普通の行動がとれなくなってしまったという現象が起きている。

したがって，自信がないのも当然かなと思いますが，しかし，もう少し目を最初から日本国内に束縛されずに，世界に展開していった産業を見ますと，きちんと考えれば当然やれるだけの実力があるのだな，と思える産業はいくつもあります。そのいちばんよい例が，自動車産業だと思います。

最近，よくトヨタグループが2007年，今年には世界の自動車の総生産台数で世界1になって，GMを抜くと言われていました。フォードは，おそらく今年か来年おかしくなって，倒産という危険が現実化するでしょう。そういうときに，トヨタがどんどんよくなる。日産が悪くなっているのは，あれはルノーの経営がいけないのです。ゴーンさんの経営は間違っているとずっと思っていま

したので、6年前からそう発言しているのです。

その後、日産のような例は除きますと、トヨタにしろ、ホンダにしろ、実に立派な行動をとって、トヨタが世界一になるというのは、トヨタの一人勝ちという現象ではなくて、日本の自動車産業全体がさまざまな意味で猛烈な実力をこの20年の間にさらにつけたと言えるでしょう。さらにつけたと申しますのは、日本の自動車産業全体では、1980年代の後半に、すでに世界一にいったんなったのですが、それを、政治的な問題もあってかなり慎重な行動を世界全体でとっていたのが、ここへ来て、その実力が表に出ざるを得なくなってきたと。

例えば、わかりやすくするように数字で申しますと、2006年、昨年自動車生産実績というのが、1か月ほど前に発表されたのですが、大体日本国内での生産が1,100万台弱、そのうちの5割強が輸出です。いつの間にか、また日本は自動車を大量に輸出する国になっています。昔は、輸出をやめてアメリカでつくるといのように、現地生産に移していったのですが、そのアメリカの現地生産の分は全然減らず、中国での現地生産はふえ続け、なおかつ日本国内での生産もふえると。とんでもない国です。嫌な国ですね。

その結果、550万台ぐらいの国内需要しかないのに、1,100万台ぐらいの国内での生産をやっている。その国内生産と同じぐらいの規模の、世界各地での、アメリカであったり、ヨーロッパであったり、中国であったり、世界各地での生産を日系の企業がやっている。両方合わせて、つまり海外生産と日本の国内生産を合わせて、日本メーカー全体で2,250万台ぐらいの車を去年、世界中でつくりました。

この規模がどれぐらいの規模かと申しますと、世界の総生産台数の3分の1です。ものすごい規模なのです。そのぐらいの規模が、ちゃんと経営をやった、技術を持った日本の企業によって達成されている。

その自動車産業のいちばんのリーダー格であるトヨタ自動車の会長は、さまざまなはっきりした発言をなさるので有名な方でした。奥田さんという方です。一橋大学のわれわれの先輩ですが、例えば「経営者は雇用を切る前に自分の腹を切れ」とか、あるいは、日本の経済の調子が悪かったところに、ムーディーズというアメリカの債券の格づけの会社が、トヨタのレーティングを下げました。下げたときの理由が「長期雇用保障をしているということは、ビジネスの変動

に対する固定費のリスクが大きいということである。したがって、財務リスクが大きいということに、結果としてなる。したがって、ボンドレーティングを「下げる」と言ったら「うそだ。何を考えているんだ、何を見ているのだ」ということを、はっきりムーディーズのようなレーティングの会社に対して発言しておられました。

大体そういう企業の方というのは、経営者の方はご自分の経営に自信があつて、客観的指標としていちばんよく使われる、それがよいかどうか別にして、いちばんよく使われる利益という指標で見ると、隆々たる成績を上げておられるところの経営者の方は、ものすごくはっきりものを言われます。成績が悪いのによいことを言うというのは、やはり学生でも先生でも信用されないのですね。そういう方もおられますが、しかし、日本全体としては、私は必要な、あるいは客観的に見て正当な程度の自信をまだ持っていない、取り戻していないように思います。

例えば、今年の初めだったと思いますが、日経新聞にダボスのワールドフォーラムで発表された経営者アンケートの結果の、ものすごくおもしろいものが載っていました。「今年、つまり2007年は、あなたの企業の業績、成長について、あなたは楽観的か」というストレートな質問に対して、日本の経営者の3割だけが「イエス」と答えた。アメリカも中国も、9割がイエスだ。3割もおかしいけれども、9割もおかしいだろうと思いますが、3割はおかし過ぎないかなど。もっと自信を持ってよいように思います。

ただし、自信をなくしてしまった理由もあるし、その自信をなくしたプロセスの全体像を大きな地図の中で位置づけて見れば、そこまで自信をなくすことはないだろうに、と言えるようなこともある。そのお話を今日はしてみたいと思います。

そこで、自信をなくした時期である、「失われた十年」と言われたような1990年代にいったい何が起きて、その90年代に日本全体で何が失われて、何が失われなかったかということ振り返ってみたいと思います。

まずもって表面上といいますか、いちばん強烈に失われたのは、資産の評価額です。株価が下がる、土地の価格が下がるということが原因になって、膨大なキャピタルロスが1991年バブル崩壊のあとに起きました。私の親しい友人で、残念ながら亡くなられましたが、東大から法政大学に戻られて教鞭をとっ

ておられた、橋本寿朗さんという経済史と経営史の先生が遺著として残された本の中に、キャピタルロスの大きさのことが触れてあって、実に印象的なくだりがありました。

「その金額たるや、1,100兆円。91年から94年までのたった3年間に、それだけの規模のキャピタルロスが発生した。」つまり、そのときのGDPの約2倍です。GDPの2倍規模のキャピタルロスが、たった数年の間に発生するという大経済的ショックを、世界の歴史の中で大きな国が経験した例はたった1つしかないです。アメリカの大恐慌。アメリカで大恐慌が起きたときに、やはり同規模の、GDPの2倍ぐらいのキャピタルロスが、たった2,3年の間に発生しています。そのあとのアメリカ経済、1929年に起きた大恐慌から、アメリカ経済がどういう経緯をたどったかということと、1991年に日本で起きたバブルの崩壊という、似たような金融経済の大幅な縮小ということから起きた、その後の実態経済の動きはどうだったかということとを比べると、日本にもっと自信を持てと橋本さんはおっしゃっています。

1929年のあとのアメリカは、たった3,4年の間に実質GDPが4割減ります。4割減ったのです。マイナス成長10%というのを、3年ぐらい繰り返すのでしょうか、あるいは4,5年繰り返すのでしょうか。失業率が25%を越しました。そういうものすごく大きな実態経済の、低迷どころの騒ぎではない、破綻があった。

ではひるがえって、日本はどうだったか。1991年からの10年の間に、日本のGDPはふえました。実質GDPが減ったのではないのです。それだけのキャピタルロスがあったにもかかわらず、ふえている。なおかつ、その10年間に失業率はどうなったか。「戦後最悪」という数字は、確かに新聞のヘッドライン、見出しをにぎわせましたが、最悪といっても25などという数ではない、5.4ぐらいでしたでしょうか。それが最悪というと、ヨーロッパの人などに殴られますよ、「そんなので、リセッションなどと言ってくれるな」と。

実際に働いている人の賃金、普通の人賃金ですが、実質賃金はその10年間にどう推移したかを調べてみると、90年代の10年間、年率ではありませんが、日本では10年間合わせてトータルで10%ぐらい、実質賃金が上昇しています。1929年のアメリカは、もちろん失業率が25%になったぐらいですから、実質賃金など上がるわけがない。全く同じ時期の、1990年代のアメリカ、繁

業のアメリカと言われていたような，その同じ90年代のアメリカの働く人の賃金はどのように変化したかということ，10年間で1%減りました。どちらが経済のパフォーマンスがよい国なのか。国全体のGDPは，確かに日本の成長率はアメリカよりもパフォーマンスは悪かった。格差が3%ぐらいでしょうか。それぐらいの違いはあったのだけれども，一方で，国全体の富の偏在がふえ始めて，普通の人の暮らし向きがより悪くなった国と，普通の人の暮らし向きがよりよくなった，GDPの2倍のキャピタルロスにもかかわらず，よりよくなった国と，いったいどちらが，経済が強靱な国と言うべきなのか。それは考えてみたほうがよい。私も橋本さんの意見に大賛成です。

この時期，確かに金融システムの安定性は大いに損なわれました。それに至るプロセスについてはさまざまな原因があるにせよ，結果として，日本の金融システムが2度にわたって危機を迎え，特に最後の，1997年のアジア通貨危機以降の日本の危機は，尋常な危機ではありませんでした。そういう失われたものもあったのですが，しかしそれに対して，失われなかったものもたくさんあった。その第1が，豊かさです。これはすでに先ほど申しあげたように，普通の人の暮らし向きはこの10年の間にかえってよくなっている。そういうことを考えれば明らかです。あるいは，お手元のメモですと2ページ目に書いてあるのですが，日本列島の上につくられた産業基盤の強靱さというのも，もちろん失われた産業セグメントもありましたが，そうではないセグメントのほうがずっと多かった。結果として，ネットとして，産業基盤の持っている豊かさの1つの指標は，貿易黒字であったり，経常黒字であったりするわけですが，経常黒字を1,000億ドル近辺でずっと維持し続けました。この間，アメリカの経常赤字というのは，1997年ぐらいから急速に拡大を始めて，今年あたりGDPの7%になるでしょうか。ものすごい赤字です。

もちろん，この1990年代に，日本の上から消えていった産業もたくさんありました。例えば，その典型は繊維産業です。繊維産業は，おそらく90年代の10年間で30万人ぐらいの雇用が失われたのではないのでしょうか。そこに至ってしまった経緯については，私は「なぜこんなに弱くなってしまったのか」という本を書いたことがありまして，つくづくいろいろなことを考えさせられました。平たく言えば，産業は経済学者の言うとおりになってはいけないということなのです。

つまり、日本の繊維産業が国際的な競争力を落としていって、昔はものすごく輸出の多かった国が、ついには輸入がものすごく多い国になって、最後には国内から雇用が30万人も失われるというような状態になっていくまでのプロセスは、円の為替レートの動きとほとんど同じなのです。為替が強くなり過ぎると、国際競争力が弱くなり、輸入品が安くなる。だから、輸入に負ける、海外で現地の製品に負ける、あるいは他国の製品に負ける。経済学の教科書を大学1年生が読むと、すぐ予想したようなこと、それが実際に起きたのが繊維産業です。しかし、経済学の理論どおりにいった産業は、日本では例外です。

ほかの産業はおかしいのです。自動車産業などは、どんなに為替が変動したって輸入がふえないのです。こういうのを見ると、アメリカの経済学者などはすぐに「これは、日本の非関税障壁が高いからだ」と言います。そうではなくて、国内の企業が競争し合って、あまり激しいものだから、はじき飛ばされているだけではないかというような、もっとシンプルな説明になかなかならない。

エレクトロニクスもそうです。程度の差こそあれ、経済学の教科書に書いてある、為替レートがおかしくなれば国内産業が崩壊するというようなタイプの現象が、もの見事に起きたのが繊維で、ほとんど起きなかったのが自動車で、ある程度起きたのがエレクトロニクスです。化学産業に至っては、むしろ逆に、その間ずっと競争力を伸ばし続けているという、「いったい何だ、この国は」というような国です。日本というのは、その背後に、結局は企業システムの強制さがあるのではないかというのが私の仮説で、それがお手元のメモの3番目、2ページ目のⅢという数字のところを書いてあります。失われなかったものの1つに、「人本主義的な経営の考え方」というものがあつたように思います。

人本主義の内容は、そのページの下の方に書いてありますのであまり申しませんが、いまにして振り返りますと、ちょっと激しいネーミングだったかなと思いますが、「日本は資本主義の国ではなくて、むしろ人本主義というべきである」と、これを聞くと、変な経営者は皆大喜びするのです。私はそのつもりで書いたのではないのですけれども。「日本は人間を大切にする経営を行う国だ」と、大切にしていない人も、たくさんいるのです。大切にしているから経済が伸びるとかいう話ではなくて、もっと経済合理性の高い論理で説明できる現象が、日本企業の経営のやり方ゆえに起きていたと私は思うのですが、それを

「人のネットワークを中心に、それを安定的に維持形成することを、経済組織の運営の根幹に据えようとした考え方」という意味で、人本主義と。資本主義というのは「金のネットを経済組織の運営の根幹に据えようとして、それであえておもしろいことに効率が上がるという考え方」。両方ともあってよいと思いますが、日本はどちらも人本主義かなと。

例えば、それは雇用をなるべくカットしないように努力する企業経営の姿であったり、あるいは部品の取引とか企業間の取引、あるいは流通の関係のつくり方、そういう企業と企業との取引のあり方についても、価格をベースに、安ければ買う、高くなればすぐ切る、買わないというように、ドラスティックな運営をせずに、長いネットワークの関係を維持しつつ、その中で厳しさをどうやって注ぎ込むかということを考えようとする経営の仕方であったり、いろいろな側面があります。これはあとで若干ご説明いたしますが、そういう私という人本主義的な経営というのは、私は変わってなかったと思います。

1987年に『人本主義企業』という本を出してから、私は日本の企業に、仮に経済合理性があったとすればこういうところであろうということについての意見と、その合理性の根源が維持され続けているかどうかということについては、一貫して意見が変わりませんでした。20年も意見が変わらないのですから、要するに思考停止状態に入っていたのだと思います。というよりは、どう考えても「変わった」という結論にならないから、ずっと変わらないと言ってきた。

ところが世の中には、学者先生も含めて、その時々のマスコミの潮流の動きに敏感に反応なさって動かれる先生が多いので、心配していただいたこともあります。「伊丹さん、あんなに変わらないことを言っていると売れなくなるよ」といって。「いや、私は別に売りたいためにものを言っているのではなくて、何が正しいか、何が原理に合っているかということだけで判断してものを言っているのだから」といってびっくりしたことがあります。

しかし、マスコミの表層流は明らかに変わりました。日本経済新聞の一面の記事だけ読んでいけば、日本などはもうアメリカ型経営に変わってしまった国のように見えます。あれはうそなのです。私は企業の経営の現場の方たちにお会いする機会が多くて、そういうところで、公式の場ではない、酒を飲んだ先で出てくる話は、「日経新聞の記者が来たからこのように言っただけで、それ

はだけど、言わなきゃいけないから言ったけど、そんなこと本気でやっていたら、従業員なんかだれもついてきてくれませんよ」という、そういう呟きをあちこちで聞きました。だから実態のほうは、懸命に変わるまいとして持ちこたえていたというのが、私の印象です。トヨタも、ホンダも、キャノンも、ずっと維持し続けた。松下がたぶんいちばんドラスティックなケースでしょう。

松下は、日本的経営の元祖みたいな会社です。その松下が、1万2,000人を超す希望退職を募ったというので、これは2001年に起きた出来事ですが、ものすごく騒がれました。「日本的経営の崩壊」と、週刊誌はタイトルつけましたけれども、私はずっとその実態を見ていて、どれぐらい松下が苦しんで、どれぐらい松下が辞めていかれる方たちにお金を出したかというのを見ていたのです。

例えばその当時、同業のエレクトロニクスメーカーで、やはり希望退職を募った会社がほかにもありましたけれども、そういうところとは全然レベルの違い、厚い待遇をしています。つまりは、働く人の責任ではないのに、それは企業全体としては過剰雇用になってしまっている。その状態をちゃんと正さないと、組織全体の長期的存続は危ぶまれるというときに、経営者はいったいどうしたらよいのだというタイプの難問に対して、松下はある意味で正面から「申しわけない」とたくさん金を出して辞めていただくという方法をとったのです。これは普通、労務担当重役などが、何とか値切りながら、楽しく辞めてもらえる方法はないかと考えるわけですが、そんなうまい話があるわけがないのです。私はぎりぎりのところで、松下も守ったと思います。

そんなことを見ていたものですから、私は2000年に『経営の未来を見誤るな』などという変なタイトルの本を書きました。ちょうど98年に金融国会と言われた国会で、当時の長期信用銀行とか日本債券信用銀行救済のためのさまざまな金融システムにかかわる法律が通った、そのあとぐらいから書き始めたのですが、この金融危機の先に何が出てくるだろうかと考えると、未来はそんなに暗くない、しかしやらなければいけないことはたくさんあると思ひまして、お手元のメモの2ページのⅢのところを書いてありますように、「このようになるのではないか」「このようにすべきではないか」ということを書いたのがその本です。

各章のタイトルは、そこに1から8まで書いてあります。例えば「事業地図

の塗り替えとしてのリストラ」，決して雇用調整としてのリストラではなくて，企業と企業との境界線が大幅に変わらないと非合理で困る，そういう産業がたくさんありますよと。したがって，企業合併が起きるのは当然だろうと思うということをして，いろいろな産業で例を挙げて書きました。その合理性を超えて企業が存続している，別々の企業体として行動している産業がたくさんある。

例えば，そのとき私の頭に典型的に頭にあったのは，鉄鋼です。鉄鋼は，大手の五社体制というのが新日鉄の誕生によってできて以来，実に競争のない，何せ新日鉄の社長が協調主義者ですから，実質的にカルテル状態の産業でした。そういうのは，だれかに聞くと「はあ，うちはカルテルでございます」とは絶対に言いませんが，数字を見ればすぐにわかる。大手5社の，高炉の生産量のシェアのグラフを書いてみると，新日鉄が1967年に誕生するまでは，シェアが変動するのです。例えば，住金が伸びてきたとか，川鉄がこの時期に伸びるとか，いろいろなことがあった。新日鉄の誕生と同時に，そのときのシェアでほとんど安定し始めるのです。私はこういう言葉を書きました。「こういうのを死んだ人の心電図という」と。動いていたものがピタッととまるわけですから。

当時，川鉄の社長だった江本さんがその文句にいたく刺激されたらしくて，電話がかかってきて「ちょっと話を聞かせろ」と言われました。どうもそのころから，日本鋼管との合併を考えていたのではないのでしょうか。もちろん，私にはそんなことは一切おっしゃいませんでしたけれども。「先生，死んだ人の心電図って，あれはどういう意味ですか」と。神田の汚いうなぎ屋でしたね，おいしかったけれども，2,000円ぐらいのランチだけでああいう話をさせられるのですから，私もよい経験だと思って，別に文句言っていないんですが。

そういう産業構造の再編みたいなのは，大規模に起きなければいけないだろうし，しかし一方で，雇用を守るということの本気でやらないと，変に労働市場が流動化したら，日本全体にとってはマイナスだということがはっきり書いてある。労働市場が流動化すると，よいことがあるということがたくさん書かれる方が多いのですが，それで得をするのは能力のある人たち，それでベターチャンスに移れる人だけなのです。そうでない人だって世の中にはたくさんいるのですから，全体のことを考えたら，それほど流動的でない労働市場のほうが，案外経済全体としては機能するという事は，私は十分あり得ると思っ

て、そこにも書きました。

若い力を生かす人事なんで、年功序列なんてやめてくださいと。ただ年かさがいっているというだけで上のポジションにつくということをやっているのと、中高年が多くなってきた日本でどうするのですかと。

あるいは、あとでお話いたしますが、日本ではIT革命というものが確かに立ちおくれました。1980年代の後半から90年代の前半にかけての日本のIT革命の進歩というのは、アメリカよりかなりおけている。しかし、そのおくれた理由が、例えばシリコンバレーのようなベンチャーが生まれる土壌があるから、それでアメリカはうまく伸び、日本は伸びなかったのだということをおっしゃる方が多かったですけれども、全然理由が違う、日本語のせいだということをおっしゃったのです。基本的な論理でして、これはあとでお話しましょう。あとでなるべくIT革命のこともお話するようにいたします。

いずれにしても、そこに書きましたようなことは、そのとおりに私はなかったように思います。それは、とりもなおさず、日本の企業が戦後ずつつくってきた、日本の企業システムの持っている原理的な強靱さ、合理性というのが失われずに済んだからだというのが、少なくとも理由の1つだと。ただし、これからご説明します日本の企業システムというのは、その背後に甘えやしからみを大量に生み出しかねない危険も持っていて、そちらのほうに本当に気をつけてやらなければいけないのですが、しかし、原理的にはよいことがたくさんあります。人本主義というのは、そこに書いてありますように、経済組織の編成原理として、人のネットワークを安定的につくるのが極めて大切な基本原理だと考えて、さまざまな経済組織、例えば市場という経済組織、これも経済組織です。企業という経済組織、これも経済組織です。産業組織という経済組織、これも経済組織です。いろいろなものを編成する原理として、こういう原理でやるのがよいのではないか。

なぜそれがよいのか。その典型的な部分はBのところを書いてある話でして、例えば「企業はいったいだれのものか」、コーポレートガバナンスの典型的な難しい質問です。株主のものなのか、従業員のものなのか、あるいは地域社会のものなのか、あるいはそのミックスはいったいどうなるべきなのかというタイプの問題を説明する原理です。あるいはBに書いてありますのは、組織内部をどのようにつくるか。これは、結局組織の中で働いている人、1つの企業組

織の中で働いている、上は社長から下は現場の作業者に至るまでの人たちの間で、皆が欲しがりそうなものの3つ、お金と、情報と、権力を、どうやって分かち合うかという原理みたいなことです。

ここで、日本はかなり複雑で多様なシェアリング、分かち合いの方式をなるべく工夫しようとする。アメリカはシンプルに行こうとする。権力のある人が情報網をたくさん持って、その上、金もたくさんもらうという、そういうのが貫徹している仕組み。これはわかりやすくてよいのですけれども、そのようにわかりやすくすると、人間の社会というのはギスギスしてしまうところもあり、なかなか難しいね、という話です。3番目が、市場取引をどのように編成するか。これは、典型的には系列関係などがあり得るとすれば、あんな非効率に見える、ぬるま湯の温床のようになりかねないような仕組みが、なぜトヨタを世界一、日本の自動車産業を世界一の産業にしたのか。そういうことを原理的に考えていきますと、系列関係などというのは非効率の温床だと、仮に結論づけると、トヨタやホンダは、ホンダは程度がちょっと低い、トヨタはかなりやる、系列との密な関係を持つとういうことを戦後ずっとやってきた。そういう日本の自動車産業が、世界の自動車生産の3分の1までやっているということを見ると、そんなに非効率なことをやっても3分の1まで来てしまった、という議論をせざるを得なくなる。そうすると、どこにそんなによいことがほかにあるのかという、かなり無理な説明をせざるを得なくなりますが、そういう系列のようなのが、実はこんなに経済合理性が高いのだということになれば、日本の自動車産業が発展した理由の一部、プラスの側にそのカードを使えるようになります。そうしたほうが、普通私は筋の通る説明になるだろうと思っています。

そういう観点で日本型のシステムの特徴をまとめてみますと、ごくあっさりとしてそこにまとめてあります。1つは、従業員主権。企業は確かに株主のものでもあるけれども、それよりも先に従業員のものと皆思っている。だからブルドックはスティール・パートナーズとの戦いを受ける。スティール・パートナーズというのはすごい会社ですね。スティールというのは鉄のスティールなのだそうですが、ああいうことをやっている「STEELではなくてSTEALだ」と皆が思うのではないかと。それを命名にわざわざ使っているのですから、いい根性をしていると思います。

確かに株式会社法がありますので、法的な株主の権利を侵すということは許されることではないけれども、その法的な権利を犯さない範囲内で、従業員の権利とか主権をどれぐらいメーンのものにできるかという工夫を散々やってきたのが、日本企業の普通の姿ではなかったかというのが、私のごく素朴な解釈です。それはそのように考えると、経済合理性がけっこう高いということがあり得る。

それは、普通の人が一生涯懸命仕事をするようになりますよ、自分のものだと思えば。自分は他人の、株主の富を増大するための道具に過ぎないと思った瞬間に、もらった金の分だけ働くというように思うのは、普通の人間であれば当たり前です。そこところが、根本的な変換が起きているのだけれども、その仕組みを悪用して、変な経営者が居残ったり、従業員にとてつもないことを強いたりする悪い人が一方で出てきますから、悪いところばかりを見ると、株主はちゃんと効率的な要求をするほうがよいのだという意見が出てくるのは、私は理解できないわけではないけれども、では、そうなってしまったら、世の中がとことんどうなるかを考えてみてください。とことん考えた挙句の果てに、どちらの仕組みのほうが日本という国が持ってきたさまざまな歴史的事情からするとよさそうですね、という議論をしないと、この種の議論は成立しないのです。

私は、メーンは従業員、サブが株主と日本の企業は思ってきたと思います。ただ、経営者の主観の中ではもっと株主の地位が低かったようにも思います。例えば、90年代の初めぐらいまでの日本企業の経営者、経営者と言わなくても取締役の方と酒を飲んだりすると、反省なさったりするのは、90年代の半ばに。「先生、やっぱり株主は重視せなあかん」「え？ 異なことをお聞きする。あなたは、昔はそうではないことを言っていましたね。どういう意味ですか」と言ったら「これまでは全く何も考えていなかった、株主のことは、少しは考えなければいけない」と、そういう意味だと。大変わかりやすいですね。それは私も賛成です。株式会社法のきちんとしたシステムがある国なので、全く考えないということは間違いです。

さて、組織の内部をどうつくるかという意味でいえば、言葉でいえば分散シェアリング、いろいろな人がいろいろなものを分かち合う。そのほうが多少、一見不透明になってしまうのだけれども、トータルとしては安定するだろうと。

市場取引はどのように編成するかといえば，それは組織的市場だと。系列という言葉をもう少し原理原則の世界での，理論の世界での言葉に近いものに直すと，組織の原理が市場取引にまざった，そういうおもしろいタイプの原理を持って取引を行おうとする仕組みとなって，それを組織的市場と呼んでいる。

それに対して，アメリカでは株主が中心だし，シェアリングは集中するし，マーケットは自由であるほうがよいという，一種のイデオロギーがあると。これはイデオロギーだと思います。実体はアメリカではそれに近いように思います。

例えば，1980年代にトヨタよりも2倍ぐらいの生産量のあったGMと取引のあるサプライヤーの数が1万2,000ぐらいありました。GMの半分しか生産量のないトヨタのサプライヤーの数は，400だった。30倍だと。これぐらいのデータの差を見せられますと，何か原理の差があるからこんなに大きな数字の違いが出るのだとしか思えない。その原理をさかのぼっていくと，なぜGMは1万2,000もサプライヤーがいるか。それは，ちょっとぐあいが悪くなったり，言うこと聞かなかったりすると，とっかえひっかえ，切るためにはたくさんのポテンシャルのサプライヤーを常に持っていなければいけない。トヨタは切りませんから，その代わりしごくのですね。切らずにしごくほうがつらいか，切られるほうがつらいかというのは，なかなか難しい比較かもしれませんが，とにかく考え方が違う。

こういうやり方でやると，安定したネットワークの中で人間は蓄積をします。安定したネットワークゆえに，コミュニケーション効率はよくなるでしょう。よくなり過ぎてしまって，談合まできちっとできるようになる。あるいは，安定したネットワークの中で，ネットワーク全体の発展のために貢献しようかというインセンティブが人々の間に生まれるという意味で，大衆レベルでの，私は草の根の経済活動への巻き込みということをも可能にしたのだと，一言でいえばまとめられる仕組みではなかったかと思います。その意味では，産業，インダストリアル・デモクラシーの一種の成功例だと思います。

ただ一方で，工夫をきちんとしないと，安定ゆえのしがらみとぬるま湯というのが大量に発生する危険もある。安定したネットワークであれば，きちんと皆が自然になるかと言われると，例えば大学などというところにありますと，そんなことはとても起きそうもないとすぐわかる。あるいは同じ自動車産業でも，

トヨタと日産の系列企業、納入先企業に対するマネジメントの働きかけというのはまるで違います。トヨタはうんと厳しい。両方の会社に納めている部品メーカーの人に聞いた話ですが、「トヨタは厳しいけれども、日産は高く買ってくれるのです。黙っていたら、そのとおりに買ってくれる。本当にありがたいお客様だ」と。ですからやはり、日産の場合にはぬるま湯の温床みたいになってしまっていたのですね。だからゴーンといったのでしょうか。

さて、そういう日本の仕組みを、ここでちょっと話を大げさにして、資本主義100年の歴史の中で位置づけてみると、いったいどういう位置づけになるだろうかということ、あるとき考え始めました。きっかけは、全くの偶然の連鎖で、1989年9月、ポーランドを訪れる機会がひょんなことから生まれてしまったことでした。1989年9月というのは、11月にベルリンの壁が崩壊する2ヶ月前です。初めて共産圏で非共産党政権ができようとしていました。首班は指名されて、まだ内閣が組閣されていないという、その熱気のコもったときに、私はたまたまポーランドに行ってしまったのです。そこで、日本の企業のことが頭の中にあるものですから、たぶん共産主義を経由すると、日本の企業みたいなやり方に落ち着くのではないかという予測を持って、お招きに応じてホイホイ行って、そのころから経済体制全体とか、経済システム全体ということ、いろいろな形で見ると、考えさせられる機会を持ちました。

例えば、こんな経験をしました。1989年9月にポーランド第3の都市、ブロツワフという町で、その町のかなり有力な国有企業の前工場長だったという人が「おれはいま、ポーランドの銀行の銀行制度を設計するチームにワルシャワで入っているんだ。日本の経験を教えろ」というわけです。「私は知りませんが、そんなことは。専門家が必要でしたらご紹介します」と言ったのですが、「おれたちはこういうシステムにしようと思っているけれども、どう思う」などとどんどん聞かれるものですから、つい考えるわけですね。「そういえば、シュンペーターが何かこんなことを言っていたな」とか、乏しい知識で考えるわけですが、なるほどと思うこともたくさんありました。

結果として、ポーランドは市場経済への道を、シカゴ空港を経由して行きましたね。ゴリゴリの市場原理主義を、1度やってみたのです。とんでもないことがいろいろ起きて、それでだんだん修正が行われていった。結果としてはそういう歴史をとったようです。いずれにしても、そんなきっかけで、資本主義

ってどんなものだったか、そんなことを考えさせられる機会がありました。

『失われなかった十年』などというタイトルの本を、ポーランドと日本を比べながら、息子がポーランドに留学していたものですから、一緒に書いたりもしました。

そのときに、カール・ポラニーという経済史の有名な学者が、第二次世界大戦が終わる直前に書いた『Great Transformation (大転換)』というすばらしい本を読みました。これは市場経済が生まれ、市場経済が崩壊して、ナチズムと共産主義が生まれてくる。なぜそんなことになるのか、特にファシズムが生まれてくるのはなぜかというようなことを考えようとして書いた本です。

あるいは、同じころホブズボームというイギリスの有名な歴史家の書いた『Age of Extremes』という本、「極端な時代」とでも訳すのでしょうか、20世紀の短い歴史を書いた本を読みました。20世紀は1917年のロシア革命に始まって、1989年のベルリンの壁で終わったという、そういう本なのですが、要するに共産主義の流れと、それに対峙する資本主義国の流れを書いてある本ですが、そういう本などを読んで見ますと、20世紀の世界の資本主義の歴史というのは、一言でいえば前半が荒々しい資本主義の時代、第一次世界大戦が終わったあとは、修正資本主義の時代というように、たぶん大きく分けられて、結局は資本主義の持っている荒々しさと、それがもたらす社会の歪みへの、世界的な反省の流れだったのだらうと思います。

私は、先ほど申しました1989年9月にポーランドに行く直前に、ノルウェーのベルゲンというところで2ヶ月ほど過ごしていました。そのとき、シュンペーターの本を持っていったものですから、有名な『資本主義・社会主義・民主主義』という本を読んでいました。そのときに非常に不思議だったのは、1989年に、日本人の、40歳の半ばを過ぎた経営学者が読むと、大変に不思議なことがシュンペーターの本には書いてあった。シュンペーターがその本を書いたのは、実質的にそのアイデアを得たのは第一次世界大戦の最中でしょうけれども、つまり40~50年前にシュンペーターという偉大な学者が考えたことを、40~50年後に私のようなちっぽけな学者が見ると「何でこんな論理の通らないことを言うのだらう」と思えることが書いてあった。それは「資本主義は、これこれこういう理由で破滅して行って、社会主義に変わるであろう」と。そのところの書き方が「自分は、社会主義はよいとは思わないけれども、変わら

ざるを得ないだろう」という書き方だったのです。変わらざるを得ないという論理が、「こんなこと、別に起きる必要もないのにな」と思えるようなことがたくさん書いてある。しかし、それはなぜかと素朴に不思議に思ったその感情は、ボラニーの『Great Transformation』を読んだときに「ああ、そういうことだったのかな。そのころの世界の思想の流れからすれば、ごく自然なことをシュンペーターも考えていたのだな」と思えたのです。

つまり、1917年にロシアで共産主義革命が起きて、ロシアがNEPという経済計画でものすごく進歩をしたと言われていて、第二次世界大戦でドイツを打ち負かすまでになった。イギリスの主だったインテリゲンチヤの多くが、やはり共産主義のほうがよいというような思想の時代だった。そういう時代背景を考えると、シュンペーターの言ったのは、ある意味で当時の主流の考え方だったのかもしれませんが。

私に言わせると、ボラニーの本は、なぜ荒々しい資本主義ゆえにドイツが疲弊し、その疲弊からドイツ国民を救うために、ドイツ国民自体が実はファシズムを選択してしまったかということが書いてある本です。そういうのを読んでいると、なるほど資本主義の仕組みというのが市場調整を万能にするという考えでやり過ぎると、人間社会の仕組みとしては本質的におかしいところを持っていて、それが社会の歪みを生んで、そういう歪みに耐え切れなくなった人たちがさまざまな意味での革命を起こすということになり、ロシアでは共産主義革命が、ドイツではヒトラーの革命が起きてしまった。そういうことなのだろうなど、私には、素人ながら一応得心がきました。間違っているかもしれませんが、私なりに納得をいたしました。

それは言ってみれば、市場原理主義のようなものの訂正に、ロシアとドイツという2つの国が動いたのだけれども、動いた行き着く先が、これまた恐ろしい仕組みになってしまった。しかし社会の中に歪みを生み出す仕組み、これを、ポーランドで会ったある大学の先生が「チャールズ・ディケンズ・キャピタリズム」という言葉で表現されましたが、チャールズ・ディケンズの小説に出てくるようなイギリスの悲惨な子供たち、工場で働かされて悲惨な生活をする子供たちが生み出されるような、そういう社会を見ていれば、普通のヒューマニスティックな心を持っている人であれば「こんなのはおかしい、直さなければいけない」と思うのは、私はごく自然な人間の心情だと思います。そのような

歪みの是正ということで，修正資本主義という考え方がフランス，日本，そしてもちろんアメリカでも，多様な形で起きていったのが，第二次世界大戦後の流れではないかと思うのです。

もう1つ，このあとで岡田先生が高垣寅次郎先生の金融に関するお話をなさいます。そのときにお使いになるメモを見ていまして，これは前座として申しあげておいたほうがよいかもしいないと思いましたが，ロシアで共産主義革命が起き，ドイツでナチスの台頭があったという，この20世紀の前半の，特に戦間期と言われる20～30年の間の動きというのは，実は世界の基軸通貨がドルとポンドで並立していた時期だったのです。

私はつい最近『プレジデント』という雑誌で，次のようなことを書きました。世界でユーロの地位が上がってきて，2つの二大通貨時代に入りつつあるような気がする。それは本当に幸せなシステムかと。世界が大きな二大通貨の，基軸通貨の時代を経験したのは，ドルとポンドの並立を経験したときだけだろうけれども，そのときにとんでもないこと，いろいろ経済の混乱が起きた。それがまた起きるのだろうか。私は起きるのか起きないのかよくわかりませんが，ただ，あまり楽観的に「2つ通貨があれば，皆の調整が効いて，アービトレイジがきれいに効いて，世の中が相場的に落ち着くなどという，そういうタイプの話には，あまり簡単には乗れないのです。それはちょっと前座としての補足ですが，二大基軸通貨ということもおそらく世界の経済を混乱に陥れ，例えばドイツでのハイパー・インフレーションのようなことを起こす1つの原因だったのかもしれないと思います。

そういう悲惨なことが起きて，第二次世界大戦後，先ほど申しあげたように，70年代まで，1945年からの25年間というのは実に安定した時期でした。この安定した時期，ゴールデンイヤーズとホブズボームは呼んでいるのですが，国際政治は冷戦構造で安定していた。冷戦構造というのは，極めて安定的な仕組みでした。だれかが何かをやれば，だれが文句を言うてくるのかというのが，事前にほとんど予測できる時代です。ユーゴスラビアは，ベルリンの壁が崩壊したあと7つの国に分裂してしまいましたけれども，チトーがガチッと抑えて，バルカン半島の民族問題を抑え込んだ。これは，冷戦構造があったから抑え込めたのだらうと思います。

通貨の世界でいえば，ブレトンウッズ協定に基づく固定通貨制というのが

1971年までずっと続く。油の世界でいえば、1バレル2ドルというのが20年以上も続く、極めて安定的な価格体系の時代でした。日本は、おそらく国際的な安定ということの最大の受益者だったのではないのでしょうか。それは、例えば共産圏の国々に対して貿易ができないとか、そういうマイナスはあっただろうと思いますが、それができないということがはっきりわかって、ほかのところではどういうことをやってもよいかという自由度が、日本という国には猛烈にあった。その受益者だったと思います。

そのころに、おそらく人本主義というような考え方、私が名前をつけたわけですけれども、ものの考え方の基本としては、私は現場の方々がそこはかたなく考えておられることを言葉にただけですが、そういう考え方で企業を運営し、企業システムをつくり上げていくとうまくいくのだと皆さんが思い始められたころというのが、このころだったのではないのかと思います。

しかし、70年代というのは、実に危機(Crisis)の時期でした。71年に固定為替相場制から変動為替相場制に移行して、フロートになってしまった。73年に第4次中東戦争が勃発して、石油の禁輸というようなことが起き、それをきっかけに、石油価格が4倍にはね上がる。はね上がったって、いまの価格からすれば大したことはないのです。2ドルが8ドルになっただけですから。でも、4倍というのはすごいのです。

それ以上に、たぶんベースのところ非常に重石になっていたのは、修正資本主義という仕組みです。これは、政府の介入をさまざまな形で要請する仕組みです。例えば、ケインズの経済政策による不況対策というのは、経済の動きに対する政府の介入です。ですから、フリードマンなどは大嫌いなわけです。もっと介入したのがフランスで、企業を国有化してしまうとか、そういうことをやった。日本は国有化もしないけれども、お上の行政指導というのが徹底するような妙な仕組みをつくり上げる。いろいろな形で政府の役割を肥大化させます。

そうすると、それがだんだん、政府のやることというのは、わかりやすく言えば、国民の年金というのは国民全員に金を配る仕組みなのですが、最近の社会保険庁の例を見ていると、とてつもない事務量になって、なるべく払わないように、しかし事務はいい加減にやる。そういうことになるということです。えらいことです。あれを直すのは大変だろうと思います。そのように政府の役

割が肥大化して，それが経済全体の機能をどうもおかしくする。これが，ある意味で人本主義の持っている甘えとしがらみの1つの側面のような気がします。

それが世界最大規模で起きたのが，おそらくソ連であろうと思います。何でも政府が介入するわけですから。そうすると，経済の動きが本当に不自由になるから，例えばオイルショック，例えば国際通貨の激変というような大規模な価格の変動に対して，経済システム全体が対応できなくなるのだらうなど，そんなことを感じます。

そのあと，転換の80年代，グローバリゼーションの90年代とでも言うべき時代が続いて，大きな流れとしては，政府の役割が肥大化したことに対する反動として，市場原理主義的な動きへの回帰ということが起こります。回帰という言葉を使いましたのは，20世紀初頭の世界はそういう考え方だったということへの回帰という意味ですが，そのような動きが，レーガンとサッチャーによって反転が起きたように思います。

その反転の嵐の中で，日本はバブル景気を経験したあと，バブル崩壊を経験して，金融システムの非常に大きな不安定性を経験して，懸命にその市場原理主義の荒波にさらされ続けたのだと思います。それにもかかわらず，人本主義という名前の修正資本主義のトレンドを守ったのではないかと私は思います。

次のページに行っていただきますと，1970年ぐらいから21世紀初頭までのたった30年の短い歴史を見てみますと，非常にいろいろなことを感じさせられます。1980年前後からサッチャリズム，レーガニズムという格好で，小さな政府，大きな市場という格好の経済システムにする動きが，世界のあちこちで一種の流行になり始めます。しかし，それが行き過ぎると，過剰資本主義みたいなことがつい起きてしまって，それへの反省が始まる。つまり，サッチャリズムが始まって10年ぐらいたった1990年代の初めには，早くも何か反省が起き始めていたのではないか。その市場原理主義社会からの反転が，これは人によって評価は違うのですけれども，早くも始まりつつあるのが，この5，6年の日本及び世界の姿かなと。

私は，ヨーロッパが明らかに抵抗したように思います。日本も，経済システムの流れの実体はアメリカに抑えつけられながらも，ものの考え方のほうでは懸命に抵抗していたように思います。

一方，そういうことをずっとやっていたアメリカはどうかというと，皆さん

ご存じのように、経常収支の赤字がGDPの7%です。財政赤字も、GDPの5%ぐらいに今年はなるのではないのでしょうか。1980年代の初めに「双子の赤字」と呼ばれていた現象が、それよりもさらに巨大な規模で、もう数年起き続けている。そういう経済が大調整を迎える、迎えざるを得ないというのは、私はごく常識的な判断だと思いますが、不思議に多くのエコノミストのレポートは「アメリカは大丈夫だ」と言う。私は、ここから先はよくわかりません。

ただ、企業のことをアメリカと日本を比較して調べる仕事を、一橋大学の21世紀COEプログラムでわれわれはいろいろな形でやっていますが、その中で、利益率の比較をしていましたときに、おもしろいデータにぶつかりました。同じ産業の上場企業で、どこの国にも「よい子、悪い子、普通の子」というのがいる。とても優良な企業と、まあ普通だねという、平均的なパフォーマンスの企業と、とても悪いパフォーマンスの企業。これはどこの国だって、1つの国の中で相対的なランキングをつければ、必ず生まれます。そのときに、多くの日本の経営評論家やジャーナリストが「日本企業は非効率だ」というときに比べているのは、アメリカの非常に効率的な企業と、日本の悪い子が普通の子を比べている。そうすると、これは最初から「日本のほうが悪い」と結論が出ているわけです。日本のよいのと、アメリカのよいのを比べるとどうなるか。日本の悪いのと、アメリカの悪いのを比べるとどうなるか。そういう格好の比較を本当はしなければいけない。そんなことやってみました。そのときに、思いもかけない発見をしてびっくりしました。

上場企業の中での、1つの産業の中でのよい子と悪い子の格差。企業間格差です。これが、アメリカは90年代の半ば以降、膨大に膨れ上がるのです。理由はいろいろ思いついたので、そこには書きましたけれども、ここではご説明することはありませんが、産業を問わず、すべての上場企業の3割以上が営業赤字であると。経常とか最終のボトムラインの損益ではないですよ、営業赤字。これはどういうことだと。それぐらい悪い企業が、アメリカはたくさんある。それは1997年、つまりドル高が始まって、中国の経済発展が始まって、いろいろなことが起き始めたあとに、そういうことに急速になっていくというのはいったいなぜだろうと、いろいろなことを考えさせられました。そのころからアメリカでは、実は株式市場から企業の経営者に対する圧力が本当に高くなっていて、皆さんがご存じの有名な企業がどんどん自己資本を食いつぶして、

借金に頼る経営にして、しかし自己資本が小さくなりますので、ROE（株主資本利益率）は大きくなるという経営をどんどんやり始めた。これは普通、財務上のリスクが大きいのでやるなというタイプのことが、ごく常識的な経営の鉄則としては言われるのですけれども、そういう経営が大規模に起き始めた時期と全部一致している。それを私は、私どもで書きました本の最後の章で「アメリカ株式市場資本主義のたそがれ」と書きました。必ず大きな大調整が起きざるを得ないぐらい、いまマグマがアメリカ社会の中にたまっていると。私にはそう思えます。

したがって、先ほど私が90年代の「失われた十年」の間にも、日本は懸命に、それまでの経営の基本的な考え方を、どうやって原理のよさのところだけは維持できるかということを考えていた企業が、実は多いと私には見えると申しあげた動きは、後世の歴史家が見ると、修正資本主義の流れを懸命に守ろうとした日本と評価されるのではないか。そのように思えるわけです。

もちろん、そのように評価されるためには、そのように懸命に守ろうとした結果、日本の経済全体が、あるいは日本の企業全体が、よい子も悪い子ももちろんいるのだらうけれども、全体としてはよい方向に変わっていくということがなければ、それはだめだと。パフォーマンスとしてよくなければ。

私は、きょうはもう時間がありませんので、あと5分ぐらいで駆け足で説明をさせていただきますが、日本を取り巻く基礎環境の変化は、明らかに90年代までと21世紀に入ってからは、変わってくると思える。しかも追い風になったと思える、それがIT革命と、日本社会の高齢化と、東アジアの発展という話です。これらは、いずれも大体マイナスのカードとして説明される原因です。

私は今年1年で一橋大学を定年退職ですが、30数年に及ぶ教師の生活は天邪鬼の歴史だったように思います。皆が当たり前「こうだ」と言っていると「それは違う」と。大体そのようになるものですから、私のゼミの卒業生の不平を言っている連中は「大体、最近先生の言うことは検討がつく。結論だけは。論理は自分では考えつかないからあれだけれども、皆がこう言っていると『それは違う』と言うのでしょ」と言います。そう思って聞いてください。

IT革命は追い風になる。これはこういうことです。IT革命で日本がおくれた理由は何かということを考えてみると、いちばん根本にあるのが日本語だと。

つまり、日本語でコンピュータをいじって、多くの人が快適に、本当にきちんと使えるようになるためには、コンピュータのハードウェア、つまりマイクロプロセッサのスピードとか、メモリーの容量とか、英語を使う場合の大体80倍から100倍の負荷がかかる。なぜかといえば、かな漢字まじりの、ああいう難しい言語を使っているからです。英語は簡単ですよ、26文字のアルファベットの、大文字小文字だけの処理で、全部入力・アウトプットができるのです。ところが皆さん、成城大学経済研究所なんて、どうやって出すのですか。「せいじょう」と入れたら、いろいろな字が出てきますよ。「性情」が来たり、「正常」が来たり、「成城」が来たり、いろいろなものが出てくる。そういうのを変えた上で、正しくやるなどという作業を、全部コンピュータが背後でやっているのですから。あれができるコンピュータが最初にできたのが、1980年代の初めです。そのときの最初のワープロというのは、この机ぐらいの大きさがあったのです、コンピュータ部分も入ると。それが、いまはこんなですよ。こうやって進歩してきたら、やっと皆が使えるようになったのです。それと、マーケットが全然違うので、日本はおくれるのは当たり前だ。あとは、インターネットの話がありますけれども、それはやめましょう。

それから、中高年。この話は、年金問題とか、少子高齢化による労働力の減少とか、国内市場全体の縮小とかを考えれば、もちろんマイナス要因です。そんなことまで私は肯定するつもりはありません。しかし、それが持っている巨大なプラスも一方で考えたほうがよい。つまり、シニアマーケットが膨大になっていくのを、世界で最初に大規模に経験する国が日本です。

同じようなことを、中国が20~30年おくれで必ず経験します。アメリカが10数年おくれで必ず経験します。ある種の需要が世界で膨大になっていくのを最初に経験した人が、大体その産業で世界を支配するのです。シニア産業で、日本の折口さんはどうも支配しそこなつたみたいですが、いろいろなところで、いろいろなタイプのシニアマーケットがあります。介護ももちろんそうですが、一方で、シニアの方々がお使いになるさまざまな製品サービスを開発してお届けする企業というの、これから膨大に日本では必要になる。もちろん、同じタイプのサービスにはならないのだけれども、それと同じようなことが、アメリカでも、ヨーロッパでも、どこでも起きる。シニアマーケットが非常に膨大になってくると、日本にとって有利だなどと思います。最大の理由は、シニアの

方々の持っているニーズの特徴にあります。これは、赤ちゃんの持っているニーズと比べてみるとよくわかります。赤ちゃんのニーズは、本当に単一です。泣いたらミルクなのです。これはちょっと芋焼酎の味が欲しいとか、そんなことは絶対言わない。ところが、シニアの方はうるさい。とにかくうるさい。自分の気に入るものなら、多少金が高くても出す。そういうのを、私はお手元のメモに「多品種・少量・便利・割高」と書きました。これがシニアニーズの特徴なのです。皆バラバラだということは、多品種になるのです。少量になるのです。ちょっと便利なら、金を出すのです。こういうばらつきが生じるのは、シニアという方たちが、長い人生を通してさまざまな嗜好の違いのパターン、所得の違いのパターンを積み重ねてこられたことを考えれば、それは当たり前です。それを最初に経験する国が、日本です。

東アジアの経済発展というのも、私は日本にとっては本当に大きなプラスだと思います。中国は決して日本の競争力をそぐ脅威ではなくて、むしろパートナーだと思います。もちろん、いろいろなこすからいことも含めてやってくださるパートナーらしいですから、そう簡単に商売させていただけるかどうかわかりませんが、しかし、全然伸びない、困った人が隣にいるよりはよほどいいですよ、これは。

私は、ちょうどベルリンの壁が崩壊したところに、ドイツに2か月ほど住んでみようと思って、ベルリンに住んでみたのです。崩壊した翌年でしたね。そのときに親しくなったドイツ人の先生に「伊丹さん、日本は幸せだな」と言われました。そのころは、92年とか93年ですから「日本はバブルの崩壊で大変なのですよ」といろいろ説明するのですが、取り合ってくれないのです。「何を言っているんだ。幸せだよ。ドイツを考えて見なさい。おそらく経済発展があまりはかばかしくないであろうと言われているEUの機関車役で、南にバルカンを抱え、東にロシアを持っている。これはどういうことかという、何かそれぞれの国で社会の大混乱が起きると、皆歩いて来られるということだよ」と。その人も、モスクワからドイツまで歩いてきたのだそうです、第二次世界大戦が終わったときに。「日本は幸せだ。間に水がある」そして「最大の幸せは、発展していく地域が地理的にすぐ近くにあるということの持っているメリット、大きさを考えてみろ」と言われました。そのとおりだなと思います。経済成長とか経済発展というのは、地域的な大きな広がりの中で見ますと、ぐるぐる回

りに経済活動が起きていて、そのしずくがどこかの国にポタポタと落ちるとい
う、そういう目で見れば、全部絞っておれのところに持ってこようとして強欲
になると、中国にも取られるから損するじゃないかという発想になるかもしれ
ませんが、中国にも大量のしずくが落ち、日本列島にも若干落ちてくる。それ
だけで1億1,000万人の国民だったら十分じゃないかと思ったりすると、これ
はうれしいことだなど、一気に思ったりいたします。

このような基礎環境の変化ということがあり得るとすれば、それをうまく使
って、日本の企業のよさを生かして、懸命に修正資本主義の流れを守りつつ、
世界の発展にさまざまな形で貢献する日本の経済企業システムというのは、姿
として十分に描ける可能性があるのではないか。そのように思っています。

(いたみ・ひろゆき 東京理科大学教授)

わが国における金融経済学の発展

—高垣寅次郎先生の事績—

岡 田 清

きょうは高垣先生にゆかりのある方をはじめ、多くの方の出席を頂き、有難うございます。「金融経済学の発展」という、大きなテーマにいたしましたけれども、これも高垣先生の業績を思い出す上でふさわしいと思ったからであります。雑談なども交えながらお話しさせていただきたいと思います。

高垣先生には、個人的にずい分お世話になり、途中から専門分野は変わりましたが学者としての心得など公私にわたってご指導いただきました。本当はここでお話する資格はないのですけれども、思い出すままにお話をさせていただきたいと思います。高垣先生について古いことを知っているわけではありませんが、高垣先生からいろいろと聞いている話を最初のほうで若干紹介させていただきたいと思います。

1. 高垣先生の生誕と時代背景

高垣先生は、「東京高等商業学校」のご卒業であります。いまの一橋大学の前身であります。明治時代に、森有礼が（アメリカで MBA を取得後、帰国後実学の高等教育の重要性を強調）、その後、渋沢栄一が貿易立国として日本が発展するためには“Captain of industry”を育てるべきだといったと伝えられています（詳細は、三好信浩「渋沢栄一と日本商業教育発達史」風間書房、2001年参照）。

高垣先生がなぜ貨幣論を勉強しようとお考えになったのかは、私も分かりません。出身地の尾道市（広島県）は、江戸時代から非常に海商の盛んなところでしたから、その所為だと推測しております。

高垣先生がお生まれになったのが1890年（明治23年、寅年）ですが、その頃はヨーロッパでは第2次産業革命が起こっております。電気、ガス、水道、市街電車などが普及し始めた時期（公営企業主義）と重なります。これは、中

中央政府が供給するよりも、地方政府が供給する方が適切な公共財であります。最近では「公共政策」という言葉が非常に盛んですが、当時のイギリスでは鉄道のような独占企業が出てきて私企業の国有化が徐々に進みます(1900年にシドニー・ウェブ夫妻主導の労働党が結成されフェビアン社会主義へ)。

注) フェビアン社会主義の特色は、マルクス社会主義と同様に資本の私的所有から生まれる利潤批判を強調して、利潤を目的としない「公共企業体」という組織を編み出しました。その背後には1930年代の経済計画論争(イギリス)があり、わが国では新平価解禁論・管理通貨論が計画経済論・統制経済論・ブロック経済論に流れていったという指摘があります(長幸男,「昭和恐慌」,岩波書店,1994年,p.274ff)。経済計画論争の結果,1930年代になって労働党が政権を執ったのを契機に基幹産業の国有化が始まります。そのイデオログがハーバート・モリソンですが、戦後の労働党政権下での「公共企業体の黄金時代」を迎えます。これは戦後のケインズ政策時代と二律背反ではなかったことに注目する必要があります。それがサッチャー政権になってネオリベラリズムにとって代ることになります。

フェビアン社会主義は、資本の私的所有を批判しながら、株式会社批判へ進み、マルクスの計画経済ではなく、1948年以後基幹産業の国有化に進むのですが、それと同時に「不労所得」についても批判的であり、準地代(たとえば特許権などの所有権に基づく地代)を排除しようとしたが事実上不可能あるいは税制の問題だといって逃げたといつてよいでしょう。いまでも公企業は公共性と私利利潤は相反関係にあるという理由から利潤蓄積による投資は許されていない。それが経営の能率の低下を招き、1980年代の世界的民営化旋風となったのです

当時は国際金本位制がようやく確立した時期に当たります。国際金融と国際海運が急速に発展した絶頂期です。しかし、イギリスは、ナポレオン戦争によって国家財政が疲弊し、国債費と軍事費で財政支出の90%を占めることになったため、財政・金融の重要性は一挙に高まります。思想的には、18世紀末からアダム・スミスの自由主義の影響が強くなります。(特に、グラッドストーン政権において)その影響はわが国にも及び、明治の初めに田口鼎軒(田口卯吉)がマンチェスター学派(コブデンを初めとする少数者の政治思想集団)の自由主義を学んで、当時の自由主義経済学者として影響を残しております。ヨーロッパも日本も大きな思想的転換期になります。

そんな背景から、高等商業学校に入学して、貨幣論の研究を志されたのだと思います。高垣先生の恩師は佐野善作教授(貨幣論)ですが、私は佐野善作先生の詳しい話は聞いておりません。とにかく佐野善作先生のもとで、非常に優秀な学生としてご卒業(専攻部銀行科)になり、初めに三井銀行に入られました。

昨年、お亡くなりになりました、成蹊大学の元学長の朝倉先生（金融史）から聞いた話では、高垣先生が三井銀行に入行されたときの成績はトップだったということです。それを、朝倉先生が高垣先生に「先生はトップでした」というようなことを言われたらしい。それを聞いて高垣先生が非常に喜ばれたということを知りました。

その後、東京商大（大正9年（1920年）大学に昇格）の教授になられて、その2年後（昭和5年）には附属図書館長に就任されました。関連して、よく話を伺いましたのは、メンガー文庫の話であります。当時、東京商大としてメンガー文庫を購入するのは、大きな英断だったと思います。先生の書籍に対する思い入れというのはものすごいものがありました。成城大学でも高垣文庫をお譲りいただいているわけですが、私が死んだら戒名は「愛書院積読居士」がいいとっておられました。

その後、1936年（昭和11年）に東京商大を退官しておられます。その理由は、実は私はあまり詳しいことを知らないのですが、杉村弘蔵助教授の経済哲学の学位請求論文が出てきたおり、審査員に商学系の先生方がなられ白票を投じられた。それが大事件（いわゆる「白票事件」）になり退官されたわけです。商学対歴史学あるいは自由主義経済学の戦いだったと理解しております。

これは経済学と商学の性格論争であり、実学対観念論（理論）の論争であると同時に商学中心の大学教育の是非をめぐる争いが学位審査で表面化したものと理解しております。商業学としての銀行論あるいは取引制度論の方に行くのか、それとも経済学の方に行くのかの綱引きであった。経済学の方に行くとすれば、当時盛んであった自由主義経済学（古典派経済学）、ドイツ歴史学派、あるいはマルクス経済学であります（19世紀の終わりにアメリカ経済学会が誕生した折に、ドイツ歴史学派と自由主義経済学派の方法論争が激しく行われた経緯は有名です）。それ以外にも、19世紀から20世紀にわたる世紀の変わり目に、大きな論争があります。マーシャル（正統派）対カニンガム（イギリス歴史学派）の論争、あるいは価値判断論争など多彩です。（わが国でも、大正年間に小泉信三、高田保馬対河上肇などのマルクス経済学者の論争が有名）。学問としての商学に否定的な風潮があったことは否めないでしょう。一橋商学はおおきな危機にいたったと思います。それがついに破裂して、学位請求論文が却下されたわけです。この杉村論文は後に岩波書店から出版されました。商学対経済学の戦いの通過

点だと理解しておりますが、高垣先生は、貨幣論・金融論を経済学の一部と考えられていた。アダム・スミスとそれ以前の経済学説を多くの研究されていることから推測されます。このことが、わが国の金融経済学（経済学と商学の融合的学問）の発展に大きな意味を持っていたと理解しております。しかし、高垣先生は商学派でありました。そのことが若くして退職という結末となったのだと思います。

2. 旧平価復帰と金本位制

話が前後しますが、大正から昭和にかけて大変大きな事件が起こりました。第一次世界大戦（1914年-1918年）によって金本位制が停止されましたものを戦後のいつ復活するかです。具体的にはいつ、どのようにして戦争によって中断された金本位制度に復帰するかです。当初は戦争が終わればすぐにでも金本位制に復帰するものだとも誰もが信じていた（イギリスはもちろん日本の大蔵省も）。ところが、経済の実態は大きく変わっており、旧平価で復帰するか、それとも新平価で復帰するかの論争が起こりました。これが有名な「金解禁論争」であります。延々と論争（7年間）が続きました。

注) 旧平価解禁について、当時の雰囲気について高橋亀吉は次のように述べております。「当時の識者のほとんどは、旧平価の解禁について、いささかも疑念をいだくことがなかったといってもよいのであるが、その根拠はどこにあったか。第一に金本位復帰は当然旧平価によるべきものであり新平価による復帰は国辱であるとさえ考えられていたし、また第二に、大正九年反動以降巣くっていた「癌」が発生したのは金本位停止によって、そのルールが効果的に働かないからであると考えられていたのである。金本位制度の機能こそ経済が健全に歩むのを保証するものとの古い信念が蟠踞していたのである。またこの考えと裏腹の関係にあるが、第三に金本位制のもとで生ずる自律的変動、とくに不況により、財界は自然淘汰を受け、病根を絶えず切除して発展するものであるとの認識が根強く残っていた。以上要するに、旧平価による金本位復帰は当然であり、金本位こそ自由経済にとって最善の体制であるとの確信が存在していたのである」（高橋亀吉、森垣淑、「昭和金融恐慌史」、講談社、1993、p. 142.）この説明は、きわめて重要な資本主義経済観を含んでいるといつてよいでしょう。それは貨幣数量説的経済観であり、物価が金本位制度を停止した時期に比べて高くなっているため生産組織は通貨の数量の増減に比例して物価を下がる必要があるわけですが、しかしそのために信用収縮をすれば新しい均衡化過程で信用の焦げ付きや倒産がおこる。それ自体当然のことと考えたわけです。これが「財界シゴキ論」ですが、その結果生まれたのが昭和2年の金融恐慌だったわけです。それは予想に反して金解禁を遅らせ、金解禁をしたときには世界的大不況という暗黒の経済に自ら進んで突入したのです。

3. 平価論争の群像

当時高垣先生はまだ30歳代で平価論争には距離をおいておられ、旧平価解禁、新平価解禁のいずれかに与するという明確な態度は表明されなかったというのが正確なところでしょう。石橋湛山（東洋経済新報）、高橋亀吉（東洋経済新報）、小汀利得（中外商業新聞、後の日本経済新聞）、山崎靖純（時事通信、新平価解禁論を提唱したため退職させられ読売新聞経済部長に転出）が「新平価解禁4人組」として高い評価を受けました。おそらく、日本経済の歴史の中でこれほど大きな論争を呼んだ出来事はないだろうと思います。

第一次世界大戦が始まって、日本は海運で法外な利潤をあげていますが、1918年に戦争が終わって、経済的にも思想的にも、吉野作造と共に有名な民本主義が話題になり、日本の近代化の夜明けという状況にあったわけです。大正8年（1919年）のバブル経済のときに、いま風に言いますと不良債権が積み上がります（大正9年が反動不況）。そこに、大正12年の関東大震災が起こります。低金利の震災手形を発行して、政府から資金の供給をうけることになりました。

当時の銀行は、個人銀行が非常に多いわけですから、銀行はもっと経営的に近代化しなければいけないのが、親戚や知人に貸出しをした結果、過剰信用経済となったところに、反動経済が来たために倒産が occurred。しかし、大正10年には景気も回復し、後藤新平による東京市の8億円計画が出ます。大正12年4月には丸ビルができあがっております。建設ブームの要素と、経営の非近代性が並存しているのが、大正年間ではなかったかと思います。このような経済情勢は徐々に旧平価解禁の推進論になり、旧平価解禁の世論が強くなっていきました。

しかし、当時の銀行組織の非近代性・脆弱性に対しては批判が強くなり、井上準之助（大正8年に日銀総裁、12年大蔵大臣、昭和2年—3年日銀総裁、昭和5年、浜口内閣大蔵大臣）は大正13年頃から信用収縮という劇薬を投与したわけです。これは後に「財界シゴキ論」と呼ばれるようになった財界に対する鞭であったわけです。井上準之助は、当時の大正年間の記録を読みますと、当初は温情的な発言をしておりますが、財界は「経営のやり方がなっていない」（金融組織の未

熟)と考えるようになり、(懲罰的)金融引き締め政策に走ったのです。これが昭和2年の金融恐慌になるわけです。片岡直温大蔵大臣の国会での「ただいま渡辺銀行が倒産しました」という一言で「取り付け」(run)が発生し、一挙に不況になる。その後、2週間のモラトリアム(銀行休業)という金融史上の汚点を残します。

金解禁問題が話題に上り始めたのは大正13年頃からです。金本位制度へ復帰(金解禁)しなければならないが、国内経済はとて国際競争力(国際収支の黒字化)が維持できる状態ではない。ここで論争になる大きな問題に直面します。いつ、どのような形で金解禁に踏み切るかです。これをめぐる論争が7年間の「平価論争」です。旧平価に復帰するか、それとも新平価復帰か。石橋湛山も新平価論を初めから言っていたわけではありませんが、新平価復帰論は非常に大きな話題になってきたわけです。

新平価復帰論が赤松克麿(社民党)、鈴木文治(社会主義として著名な政治家)、それに前述の小汀利得、高橋亀吉、石橋湛山、山崎靖純、この4人が「新平価解禁4人組」と言われた人たちです。財界では各務(東京海上火災、丸の内界隈の買収合戦で洪沢栄一に競り勝った三菱財閥の大番頭)です。旧平価復帰論の中には福田徳三(東京高等商業教授、慶応大学教授、東京商大教授に復帰、昭和5年死去)という、ドイツに留学して歴史学派の研究をして帰国した人ですが、高垣先生とは微妙な関係にあったと聞いております。東京市政の中に、社会政策局が置かれ、池田宏という助役が住宅政策(同潤会アパートの計画)が大きく前進したというように、ドイツ社会政策の影響が強く残っています。

河上肇、大内兵衛などのマル経の学者は大体メタリスト(金属主義者)で、金本位制の擁護者でした。幣制の問題は、経済問題というだけでなく政治問題になりやすい問題ですが、金本位制はその自動調節作用によって政治の影響を排除できるという期待が大きかったと思います。

注) 後に高橋是清の死後、リフレ政策は、『石橋や高橋の意図とは大きくはずれ、1937年の日中戦争以降、戦時経済遂行に転用に利用された。軍事費の膨張とともに国債発行は歯止めを失って戦時インフレを促進、日本経済は破局に向かって滑り落ちていった。かくて昭和恐慌の発端となった旧平価解禁は、石橋指摘のように、ファシズム興隆にもっとも『適当した基盤を提供した』結果となった。新平価解禁論の旗頭として鋭い論陣を張った石橋湛山は、第二次大戦後、金解禁の誓い経験を顧みて『戦後の日本も、また同様の誤りを繰り返はしないか』を恐れ、自らの抱負経論を実現すべく、政治家を志して政界に進出した(金森東一

郎、[覚書 金輸出解禁論争史—東洋経済の新平価解禁論をめぐって]、東洋経済新報社、1999年、pp. 93-94.)

高橋是清のリフレ政策は、軍部に利用される結果になったことが石橋湛山の大きなトラウマになり、マルクス経済学者から批判されることになります（長幸男、[昭和恐慌]、岩波書店、1994年、pp. 233ff.）。

高垣先生は貨幣制度の研究者として政治の影響を強く意識しておられたとみてよいでしょう。実は、私はその話は聞いたことがないのですが、戦後、アメリカ経済の研究「アメリカに於ける金本位の確立」という論文を読みますと、制度が政治過程を経て決定されることの意味を十分に理解されており、それでいながらその渦中から離れた政治経済学的研究を重視されてきたことがおぼろげながら分かるような気がします。いまの経済学において制度論が軽視されていることを慨嘆しておられます。

現在アメリカで制度論が活発になってきておりますが、いわゆる制度学派とは内容も違っております。近代経済学は内臓の部分の研究するには強いのですけれども、「ホーリスティック」(全体的)なことを研究するのは、近代経済学が最も弱い領域なのです。制度論は、「猫に九生あり」(Cat with nine lives)という諺がありますように、あるいはわが国では七転び八起きというように、出たり引っ込んだりという歴史を経験しております。だからこの諺は制度経済学の歴史を言い得ているといつてよいでしょう。

4. 貨幣制度論と高垣先生

高垣先生は、貨幣論の研究における制度論の持つ意味を重視されていた、あるいは非常に気にしておられた。なぜかといいますと、モノ・メタリズム(単一金属主義)で金本位であれば、金の価値にすがって貨幣を発行するわけです。ところが、ノミナリズム(名目主義)は価値のないもの、貨幣量を価値と認めて現実の経済が動いていくということですから、貨幣は(量を決定する)制度の産物です。ノミナリズムは信用経済になって成立する貨幣制度であり、メタリズムの進化形態(価値形態)という意味で、客観的な価値がある。

そこで高垣先生は、貨幣固定説という「お金というのは国が決める、国家の創造物である」という貨幣説を重視しておられます。国家統一の手段として貨

幣を見ていた。国家が信用保証すれば、金本位制は必ず管理通貨制度に移行するのか。移行するとすればどんな場合か。金から離れた貨幣というものに対して、どうして価値が与えられるのか。やはり、高垣先生もずい分お考えになったのだらうと思うのです。

そこで、お弟子さんの話になりますけれども、高垣先生のお弟子さんで、新庄博という神戸大学の先生がおられました。「金融論」（岩波全書）という本をお書きになった方です。高垣先生が「新庄君（神戸大学教授）はメタリストだね」と言われたのを聞いたことがあります。私は、これが気になったものですから、最近お亡くなりになった堀家先生（高垣先生のご長男）に「高垣先生はメタリストでしたよね」と聞いたのです。これは大失敗でした。堀家先生は言下に「そんなことはない」と言われたのです。当時のメタリストとノミナリストの戦いは大変なものがあったのだと、その一言で知らされたような経験があります。

堀家先生はもう1つ、私に質問をぶつけられました。「マネーサプライというのは、ストックか、フローか」と。さて、私はそれに思い切って「フローでしょう」と言いました。ところがいま、マクロ経済学でマネー・サプライをフローだと見ている学者はいません。しからば、マネー・サプライは、M0, M1, M2 というようにどこまでを金融政策の対象にすべきかが重要になります。ハード・カレンシーだとか、ソフト・カレンシーだとか、貨幣の範囲（貨幣であることの意味）をどうとるかなど、信用経済における貨幣の意味が問題になったのはずっと後になります。高垣先生は、おそらく貨幣経済の進化論（ノミナリズムの発展）の問題を気にしておられたのではないか。それを貨幣史の中から導きだそうとされたのではないか。

マネー・サプライ（ストック）と貨幣流通量の関係は、ダムと水量の関係、あるいは機械と生産量の関係と同じになります。マネー・サプライをコントロールすることによって、貨幣の流通量が決まるが、それは利子率と金融組織によって決定されるということになるのだらうと思います。

ヒックスは、話が飛んで恐縮ですが「ケインズは弱いメタリストだ」と言っているのです。高垣先生は、貨幣論を経済学の中にどう位置づけようとしておられたのか。これは推測ですが、高垣先生はその辺はちゃんと理解され、三部作になったのではないか。『貨幣の生成』（1926年）、『貨幣の本質』（1927年）、

『貨幣の職能』（1928年）という著書は大正の終わりから昭和の初めにかけて出版されております。ちょうど金解禁論争が始まった頃、研究に没頭しておられたわけです。

5. 物価と貨幣量の関係

『貨幣の職能』については、アルフレッド・マーシャルやレオン・ワルラスが問題にした点でもあります。三部作の次は、貨幣価値論だといっておられたのを聞いたような気がします。実は、アーヴィング・フィッシャーの有名な『貨幣数量説』が1911年に出ております。フィッシャー（数学者）の「交換方程式」は、ガルブレイスに言わせれば「これほど経済学の中でずっと言われ続けた方程式はない」（ガルブレイス「経済学の歴史」）。これはいうまでもなく貨幣の数量と物価の関係式です。実は高垣先生も書いておられますが、16世紀のドイツで、アメリカ大陸から銀が大量に入ってきて、物価が上がった。大塚久雄教授は、名著『欧州経済史序説』の中で、16世紀のヨーロッパへの銀の流入をどう説明するかという箇所があります。大塚久雄さんは、「これは貨幣数量説で説明できる」と言う趣旨のことを書いておられます。おそらく西洋経済史の通説だったのでしょう。

ところが、最近これとは違った説が出ております。フランスの経済史学者、クルーゼは、そうではないのだというわけです。物価を貨幣の総量だけで説明しようというのが貨幣数量説ですが、実はほかの要因もあり、人口増加が影響しているというのです。

昔は、物価が上がれば景気がよい、物価が下がれば景気は悪い。物が売れないから物価が下がる（価格調整）。農業社会であれば、過剰生産があれば物価は下がる。工業社会では在庫による数量調整が働く。だからそこで、物価がどうして決まるかというときに、貨幣の数量こそが物価を決定する。19世紀の経済学者は、物価と貨幣の関係をいろいろな角度から研究したのです。金為替本位制がインドのような植民地の貨幣制度（従属的貨幣制度）として有名ですが、早くから議論がありました。金のない国は、極端にいえば貨幣の発行はできないわけですから、いったん為替にして、為替の数量をいかに管理するかということこそが金融政策になるわけです。

金の数量がないのに経済を発展させるということは、実は19世紀においては絶望的なのです。そうなりますと、いろいろなところから「貨幣をふやせ、ふやせ」となります。これが金為替本位制です。

6. 国際金本位制の完成

アメリカは1892年の国際会議で、真っ向からイギリスに論争を挑んでいきます。金銀複本位制(Bi-metallism)こそが、物価を安定させ、経済を発展させる。これがアメリカの主張です。

複本位制の研究では高垣先生の立派な研究(「アメリカ経済の研究」,日本学術振興会,昭和22年)があります。アメリカは複本位制から1900年に金本位制に転換する,その話を本当に細かく書いておられる。当時はラフリンという人の有名な複本位制の本があります。サムナーという人,この学者の名前も頭の中にインプットされて,いまでも忘れませんが,アメリカ金融史を考える場合には,この2冊を非常に重視しておられたということを思い出すわけです。

こうして複本位制というのは産銀国にとりましては,自分の国の鉱物を貨幣として使いたい。そこで政治問題が起こるわけです。マッキンレー大統領は,金本位に傾いて,1900年ちょうどに金本位制に移行しました。

イギリスの金本位制は,先ほど言いましたように1816年に金本位制に移行しています。ほかの国は,競って金本位に転換することを狙うのですが,金本位制に移行するためには金のストックがなければなりません。そこで金為替本位制だ,金銀複本位制だと考えるわけですが,世界の趨勢は金本位制である。自由貿易を維持するため,国際通貨の統一が不可欠であり,それには金本位制の自動調節作用が不可欠であると考えられるようになりました。

7. アメリカとイギリスの幣制をめぐる論争

くり返しになりますが確認の意味で言えば,金本位制のイギリスと複本位制のアメリカの間で論争が起こり,結果はアメリカが折れて1900年に金本位制に移行します。ところが,そのころまでが(1900年ころ)金本位制の自動調節作用というのが非常に有効に機能していました。われわれは貨幣論で,為替の

変動が金輸入点と金輸出点の範囲内であれば自動調節作用が働くが、それを超えると金が送金される（金現送点）。要するに、為替の変動幅は現送点によって決定されるから、大きな変動幅ではないと教えられた。為替相場の水準は金平価（自国通貨と金価格）によって決まるから、国際金本位制は自由貿易主義と相性がよい（金本位制の自動的調節，自由貿易主義，均衡財政主義が『自由経済の3面教義』The three-part liberal economic creed）。

しかし、金本位が停止すると何もかも変わるから、為替相場も貿易構造も変わる。ところが昔の夢を求めて旧平価復帰に走ったのが、井上準之助の旧平価解禁政策（昭和5年）であったわけです。自動調節作用は教科書の上だけの話に過ぎませんが、それでもそれを信ずる人が多かったわけです。

8. イギリスの旧平価復帰

イギリスは、国際経済の発展を図るためには、国内経済が少々犠牲になるのはやむを得ないと考えます。有名なモンターギュ・ノーマン（イングランド銀行総裁）は旧平価による復帰をしました（1925年）。この件は、塩野谷九十九先生の『イギリスの金本位制復帰とケインズ』（清明会新書，昭和50年）という著書に詳しい。イギリスの旧平価復帰の中心になるのがモンターギュ・ノーマンというイングランド銀行の総裁でした。

注）イギリス保守党が、旧平価による金本位制に復帰したことについては、シドニー・チュックランドによれば、3つの説があったと述べています。第1の説は、「共謀説」(conspiracy theory)である。これは保守党がシテイー、財務省、イングランド銀行の3者の共謀にとらわれており、大企業からも共感をえたというものです。シテイーは、世界の貨幣市場におけるロンドンの地位を重く見ていたことから関心をもっていた。第2の説は、「不注意説」(inadvertence theory)である。関係者が多いので誰もいだせなかった。第3の説は、「ノスタルジア」説である。これは無視・不注意説の類似的形態であるが、客観的考え方がなかったというものです。しかし、これではまだミステリーが残るところに、モンターギュ・ノーマン（イングランド銀行総裁）の意見が強くなった(Sydney Checkland, British Public Policy 1776-1939, University of Cambridge Press, 1983, pp. 294-295.)。

アイヘングリーン (Aichengreen, 1992) は、「金の呪縛」(Golden fetters) と呼んでいる (Francois Crouzet, A History of European Economy, 1000-2000, p. 180)。

さて、そこでもういちど金解禁に話を戻しますが、当時の通貨の管理者であ

る中央銀行，日本で言えば日銀，イギリスで言えばイングランド銀行がなぜ新平価理論を唱えなかったのか。ここのところが，いままでどうしてもよくわからなかったのですが，やはり貨幣価値の安定こそが世界貿易で勝ち残る手段なのだという認識だろうと思います。だから，新平価復帰論によるリフレ政策にふみきれなかった。

高垣先生は石橋湛山と大変親しかったようですが，リフレ政策に同調しておりません。その一方で日本銀行の深井英五副総裁と大変仲よしなのです。高橋是清と深井英五が何回か面談しているのです。高橋是清というのは「日本のケインズ」というぐらいですから，金本位制を重くみていなかった。ケインズと共通するところがある。ケインズは，実はもともと貨幣数量説からスタートしているのです。マーシャルとピグーの影響を受けながら『貨幣改革論』という著書を書いたのです。次の1930年に『貨幣論』を出版しました。

そこで本学の松坂兵三郎先生の恩師の鬼頭仁三郎教授(昭和22年没)に，高垣先生は，「鬼頭君，この本の翻訳をやれ。やるに当たっては，日本文を読めば英文が彷彿とするように訳せ」と命じられました。鬼頭先生は克明にそのように訳されたのです。こんなに読みづらい本はありません。私も4冊買いましたけれども。これはとても読めたものではないのです。後に長沢先生(一橋大学)が，これを改訳しておられます。

1936年に一般理論(「雇用，利子，および貨幣に関する一般理論」)が出てきたときに，塩野谷先生にこれを渡されたのです。東洋経済新報社としましては，版權の問題があります。ケインズからわざわざ高垣先生に「版權はあなたにあげるよ」という手紙が来たのです。それで東洋経済新報社は，昭和50年ぐらいまで先生のところに「あの手紙は残っていませんか」と言ってきたようです。1930年の『貨幣論』(鬼頭仁三郎訳)，1936年に出た『一般理論』(塩野谷九十九訳)のいずれも訳者は高垣ゼミの出身者です。塩野谷先生に対しては，高垣先生は逆のことを言っておられるのです。「日本語としてわかるように訳せ」と言っただけです。これは，鬼頭仁三郎先生で失敗したと思ったのでしょうか。それで，塩野谷先生がそれを訳したのですが，塩野谷先生のご子息の塩野谷祐一さん(一橋大学元学長)がまた改訳しておられます。

当時，高田保馬さんが京都から東京の会議に夜行列車で出てこられることが多かった。乗車時間は10時間近くかかったと思うのです。その列車の中で洋

書を1冊読むというのが、高田保馬さんがいつもやっておられたことのように。ところが、ある日「一般理論」を持って京都から乗ったところが、何が書いてあるかさっぱりわからない。これには、高田保馬さんもしささか困った。

9. ピグーとケインズの関係

ピグーとケインズの関係は並みのものではありません。ピグーというのは数奇な人でして、最近もコースというシカゴ学派の経済学者が、「ピグーがマーシャルの弟子になどという、そんなばかなことが許されるか」、これはちょっといい過ぎですが。コースはピグーのやってきた理論をぶち壊していったのです。

「ピグーの伝統」(ピグービアン・トラディション)は、有名な理論で、外部性は、外部経済のあるところには政府が補助金を出して、外部不経済については政府が税金を取るという「税金／補助金による補整政策」、これを「ピグービアン・トラディション」といいます。これに、コースが怒りました。そんなことまで政府がやる必要があるのか、というわけです。コースが、結果的に「交渉解」、お互いの交渉でもって解決するものをなぜ国が入っていくのだというのです。ここから制度学派の契約論に発展します。スティグラーが「これは定理と言うに値するよ」といったために、いまでは「コースの定理」と呼んでいます。これはピグーに対する攻撃です。ピグーとケインズのけんかは、ピグー効果についておこった。もともとマーシャルが、「ノミナルなプライス」と「リアルなプライス」の区別をした。景気が悪くなる、物価が下がる、賃金がもし下がらなければ、相対的には賃金が上がることになりますから、実質賃金が上がるのだから、消費がふえて、消費がふえれば当然景気が戻るはずではないか。これが「ピグー効果」です。いまでもマクロ経済学の著書には必ず出ています。

高垣先生は、ピグーとケインズをどう見ておられたか。実は、私は2度ほど聞いているのです。高垣先生は勉強家ですから、歴史から実態まで全部納得しないと、承知しないという意識がおありになったのだと思います。ケインズは頭のいい、天才ですから、次々に新説を出していくのです。『マクロ経済学の危機』というヒックスの著書があります。要は、貨幣の世界というものをケインズはどう見ていたか。『一般理論』の中で、貨幣の世界と実物の世界を月の

裏表にたとえています、つまり一体論です。相対価格すなわち、財相互の交換比率（バーター・ベース）は経済原論の研究課題である（あるものを基準材にすれば）、あとは金額をかけて決まる絶対価格は貨幣論によって決まる。いわゆる「二分法の世界」です。二分法の世界というのは、貨幣の影響はないということなのです。ピグーは「貨幣バイル観」を採っていましたが、これは一貫して、貨幣学者を悩ませ続けたテーマです。いまでもそれは残っていると思います。石橋湛山が利用した「購買力平価説」（グスターフ・カッセル）は二分法の世界を想定している。ケインズからみればここに弱点がある。物価指数をはじきまして、そして基準点があって、それを割り引けば、コンスタント・プライスが出る。これはいったい何であるか。貨幣というのはどこに出るのか。「ワルラスの二分法」（一般均衡理論）では貨幣はどこにいったのか。

先ほど言いましたように、19世紀の経済学というのは貨幣論であり、物価論なのです。貨幣をどれくらい供給するかが、物価を決定するのです。流通速度というのが、まさにお金の世界と物の世界をつなぐ役割をしており、「ベロシティ・ブリッジ」（ヒックス）と呼んでいますけれども、貨幣論では、ベロシティの研究がずい分行われたのです。これは実は「数値経済学」（ニューメリカル・エコノミクス）の最初だと言われるのです。これがまた物価指数論（貨幣価値の数量的表現）になって、貨幣論と統計学とドッキングするようになるのですが、依然としてそのところは、どこかで割り引かなければいけない。

ということで、高垣先生はその辺をずい分悩まれたと思うのです。貨幣論あるいは金融論は奥の深い学問です。そんな生やさしい問題ではないのです。そこで、ケインズは言うまでもなく、失業の問題に行ったのです。その問題と物価の問題をリンクしたのが、有名な「フィリップス曲線」で、縦軸に物価指数をとって、横軸に失業率をとって、線を引っ張る。失業率が下がれば、物価が上がる。失業率が多くなると、物価は下がる。有名な「トレード・オフ曲線」です。フィリップスは、ニュージーランドの人ですが、ケインズ経済学にぴったりはまって一躍有名になった。

そうすると、金融政策は失業問題と物価問題を同時に解決することが必要ではないか。まさにケインズ政策がそうなのです。1970年代までの先進各国の経済政策は、このケインズ政策だったと行っていいと思います。

ちょっと先に走りますけれども、ところが労働組合は、賃金上昇を要求する

(この点をモンターギュ・ノーマンが予想しなかった)。昭和 39 年 (1964 年)、ミルトン・フリードマンが日本に来ました。羽田に降り立って、羽田で言ったことは「日本銀行が通貨を発行して、半年後に物価が上がっている」(貨幣論の世界)。その当時の日本の経済企画庁を初めとして、そうだとは思っていませんでした。「生産性上昇率格差」が日本のインフレの原因だと思っていたのです(構造論の世界)。大来佐武郎先生を初めとして、官庁エコノミストはみなそうです。

日本の物価上昇について、一方は、生産性上昇率格差こそがインフレの原因だといい、他方は貨幣数量だという。「インフレ論」がコストプッシュ論とデマンドプル論に分かれました。当然、マネタリストはデマンドプル論に行くのです。1970 年代にイギリスで似たような論争が起りました。サッチャーが目をつけて、サッチャーが徹底的に労働組合たたきのために、ミルトン・フリードマンを呼んだのです。1980 年、ロンドンにフリードマンが乗り込んだ。そして「イギリスのインフレは、まさに通貨供給の失敗だった。だから、いわばインフレの原因は貨幣政策、金融政策の失敗にあった」と。サッチャーは「そうだ!」と乗ったのです。これをまねたのが、アメリカではヴォルカーです。ヴォルカーが新自由主義者として、フリードマンの理論に従った。これがタイ・バートの暴落につながり、世界を金融恐慌に追い込んだ、1997 年の話です。

10. 高橋是清と深井英五

話が元へ戻りますけれども、深井英五が高橋是清に会ったときに何を言ったか。「物価の安定こそが大切ですよ」と。深井英五と高橋是清は、金本位制の終焉を予測していた。しかし、深井英五は、高橋是清に物価安定の重要性を何回も説いた。高橋是清は近代金融論を深井英五から学んだ。深井英五の金融論については、中村隆英教授の著書「昭和恐慌と経済政策」の中に指摘があります。深井英五は高垣先生と親交を深めながら自分の理論を確かめた。その意味では高垣先生は深井英五の理論的支柱であった。日本のケインズといわれた高島佐一郎教授(名古屋高商)が有名ですが、研究の呼吸は高垣先生とは少しちがっていた。

とにかくそういうことで、高垣先生はものすごく慎重に、ケインズとは距離

をおいて学問的に研究された方だということを申しあげる次第です。どうもありがとうございました。

(おかだ・きよし 成城大学名誉教授・元経済研究所所長)

Effectiveness of Credit Guarantees in the Japanese Loan Market^{*}

Iichiro Uesugi[†], Koji Sakai[‡] and Guy M. Yamashiro[§]

Abstract

From 1998-2001, the Japanese government, in an effort to stimulate the flow of funds to the small business sector, implemented a massive credit guarantee program that was unprecedented in both scale and scope. Because the program was accessible by nearly every small firm we are able to clearly identify the policy effect. The program, therefore, presents a unique opportunity to determine if government intervention in credit markets can improve the efficiency of credit allocation among bank-dependent small businesses. Utilizing a new panel data set of Japanese small businesses we empirically test the theoretical predictions of Mankiw's (1986) adverse selection model. We investigate whether government credit programs do more to stimulate small business investment, or serve to worsen the adverse selection problems prevalent in credit markets. We find evidence consistent with the former hypothesis. Specifically, program participants (1) significantly increase their leverage, especially their use of long-term loans, and (2), with the exception of high-risk firms, become more efficient.

JEL codes: G14, G28, G38

Keywords: Credit Markets, Government Intervention, Asymmetric Information

^{*} The authors would like to thank members of the Corporate Finance Study Group in RIETI for helpful advice and comments. Also, the permission to use the Survey of Financial Environments by the Small and Medium Enterprise Agency of Japan is gratefully acknowledged.

[†] Corresponding author: Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, iuesugi@ier.hit-u.ac.jp.

[‡] Graduate School of Economics, Hitotsubashi University and RIETI, ed042002@srv.cc.hit-u.ac.jp.

[§] Department of Economics, California State University, Long Beach, gyamashi@csulb.edu.

1. Introduction

The question of whether government intervention can improve the economic efficiency of credit markets has been the subject of a number of theoretical studies.¹⁾ The economic impact of direct loans, credit guarantees, and debt subsidies have been examined in a variety of different theoretical frameworks. In contrast, empirical evidence on the effectiveness of federal credit programs has been rather hard to come by. Firm-level panel data which includes the period of government intervention has generally not been available, or when available has generally not been utilized to correctly identify the policy effects of government credit programs. This has been especially true of small business studies.²⁾

For a limited period of time (1998-2001) the Japanese government guaranteed 30 trillion yen worth of loans (or about 10% of total lending) to small- and medium-sized enterprises (SMEs) in a program officially known as the “Special Credit Guarantee Program for Financial Stability” (SCG program). Its intent was to alleviate the effects of a severe credit crunch among SMEs brought about by a contraction in the financial sector. What sets the SCG program apart from other credit guarantee schemes³⁾ was that it was accessible by nearly all SMEs as long as they were not in default, were not tax delinquent, did not have significantly negative net worth, or were not “window-dressing” their balance sheets. In addition, the SCG program, like Japan’s

1) For example, see Mankiw (1986), Gale (1990a, 1990b, 1991), Smith and Stutzer (1989), Innes (1991), and Williamson (1994).

2) Among the many possible instruments used in credit market interventions, credit guarantee programs are the most frequently investigated. For example, Craig et al. (2005) examine the effectiveness of these programs in the U.S., Cowling and Mitchell (2003) do so for the U.K., Riding and Haines (2001) for Canada, and Matsuura and Hori (2003) for Japan. Most of these studies, however, do not have control samples even when they have access to firm-level data. The focus has been rather different in Japan, where many empirical studies including Hanazaki and Hachisuka (1997), point to how direct loans extended by government financial institutions have lowered the external finance premium and stimulated corporate investment. Presumably due to data availability, these studies have mainly been limited to the Development Bank of Japan and large, listed firms.

3) For example, to qualify for the guaranteed loans program offered by the Small Business Administration in the U.S., firms must prove that they have no access to external sources of financing.

other existing loan guarantee programs, covered 100% of the default cost incurred by borrowers. Because of this set-up, the SCG program provides a unique opportunity to determine if federal credit programs improve the efficiency of credit markets. The main contribution of this paper is an analysis of this extremely generous natural experiment in the Japanese credit market, an analysis made possible by the availability of a dataset which includes *ex-ante* and *ex-post* information on program users and non-users.

The justification for federal intervention in credit markets is that information problems result in inefficiencies in SME financing. On the flip side, federal intervention often exacerbates these information problems. Thus, to ascertain whether implementing a program like the SCG on a loan market with asymmetric information is beneficial we must determine if the positive impact of intervention, which we call the “investment effect,” outweighs the negative impact of intervention, which we call the “adverse selection effect.” In the investment effect, efficiency-improving projects that are not undertaken in an unfettered equilibrium are implemented under the SCG program since a 100% credit guarantee lowers the interest rate to the risk-free level and expands the investment frontier of borrowers. In contrast, in the adverse selection effect, the 100% guarantee reduces the incentives of financial institutions to thoroughly examine the creditworthiness of borrowers worsening the asymmetry. In this case, the allocation of credit in the unfettered market equilibrium is further deteriorated, which significantly reduces the efficiency of the loan market.

In this paper, by utilizing a new firm-level data set of small- and medium-sized Japanese firms, we are able to determine which of these hypotheses dominated in the Japanese credit market upon the implementation of the SCG program. We compare the procurement behavior and performance of SCG users to non-users, control for the endogeneity bias of sample selection, and find that the program led to gains in efficiency in terms of SME profitability and loan procurement. Our study, therefore, provides evidence that government intervention in credit markets can be beneficial. Further, the results suggest ways in which the program can be modified to improve sustainability and efficiency.

The paper proceeds as follows. Section 2 describes the credit guarantee system

in Japan, including the SCG program. In section 3, we present a theoretical model of government intervention in credit markets under asymmetric information. Section 4 contains a discussion of the firm-level SME data. We test the predictions of the model using both summary statistics and a two-step estimation procedure in section 5. Section 6 concludes with policy implications.

2. The Special Credit Guarantee Program

In section 2.1 we discuss credit guarantees, one of the most important federal credit programs in Japan. Section 2.2 contains a detailed discussion of the Special Credit Guarantee Program.

2.1 The Credit Guarantee System in Japan

To facilitate the flow of funds to SMEs, the Japanese government has implemented a variety of programs, including the use of direct loans by government-backed financial institutions and loan guarantees. Even though loan guarantees are not significantly different from direct loans in terms of amount outstanding, the use rate of guarantees, which is almost 40% of the total number of SMEs in Japan, is far higher than the use rate of direct loans.

The credit guarantee system in Japan began in 1937 when the first credit guarantee corporation was established in Tokyo. After the Second World War, the system continued to develop. In 1948 the Japanese government established the Small and Medium Enterprise Agency (SMEA), which founded a number of prefectural guarantee corporations. The agency considered the guarantee system to be one of the major pillars of its SME financing policy. In 1951, the government began to partially insure the loan guarantees, and the scheme has remained unchanged since. The system's current insurer is the credit insurance division of the Japan Finance Corporation for Small and Medium Enterprise (JASME). The division finances 70% to 80% of the repayments by corporations. The amount of credit guarantees outstanding has grown in tandem with the Japanese economy. During the recessions of the 1970s and 1980s, the government frequently used the guarantee system as a convenient

tool to stimulate activity in the SME sector.⁴⁾

Three parties are involved in credit guarantee transactions in Japan: a small business borrower, a financial institution, and the credit guarantee corporation, which is financially backed by the government. The first step in the process is the filing of an application with a credit guarantee corporation. Financial institutions, acting on behalf of the small business borrower, file the most of the applications, although some firms file on their own behalf. In the first case, the financial institution may implement a preliminary screening process before it actually delivers the guarantee application. The second step involves the examination of, and the decision on the application by the guarantee corporation. Finally, based on a letter of approval from the credit guarantee corporation, the financial institution extends a loan to the small business. The borrowing firm is then required to pay a guarantee premium, which is 1% of the total amount extended.⁵⁾ In cases where the firm is unable to repay its debt to the bank, the corporation covers the debt, whereupon it receives the loan claim. The corporation then collects the claim over the long-term by assisting with the firm's business restructuring.

There are two additional points worth noting with regard to the guarantee system. The share of debt relief assumed by the guarantee corporation, as a percentage of the total loan claim outstanding is, in principle, 100%, which is unique to the Japanese guarantee system. The primary implication of this is that the financial institution bears no default risk, which significantly reduces the institution's incentive to examine and monitor the borrower. Also, collateral or guarantees are sometimes required for sizable loan contracts. For example, collateral can be required for loans of more than 80 million yen, and a third-party guarantor can be required for loans of more than 50 million yen.

2.2 Introduction of the Special Credit Guarantee Program

In the 1990s, as the Japanese economy entered a period of prolonged stagnation,

4) Two examples are the guarantee program for firms harmed by exchange rate appreciations and the guarantee program for recession-hit areas.

5) The premium was raised to 1.35% (without collateral) or 1.25% (with collateral) in fiscal year 2003.

public guarantees were frequently included in government economic stimulus packages. This culminated with the introduction of the Special Credit Guarantee Program for Financial Stability, which ran from October 1998 to March 2001. The purpose of the measure was to alleviate the severe credit crunch faced by the small business sector. Beneficiaries of the program were subject to little in the way of collateral or third-party guarantor requirements. The scale of the SCG program, in terms of funding, was unprecedented. It is presumably the largest single credit guarantee program ever implemented in any country. Funding was initially capped at 20 trillion yen, but, in 1999, the cap was increased to 30 trillion yen.

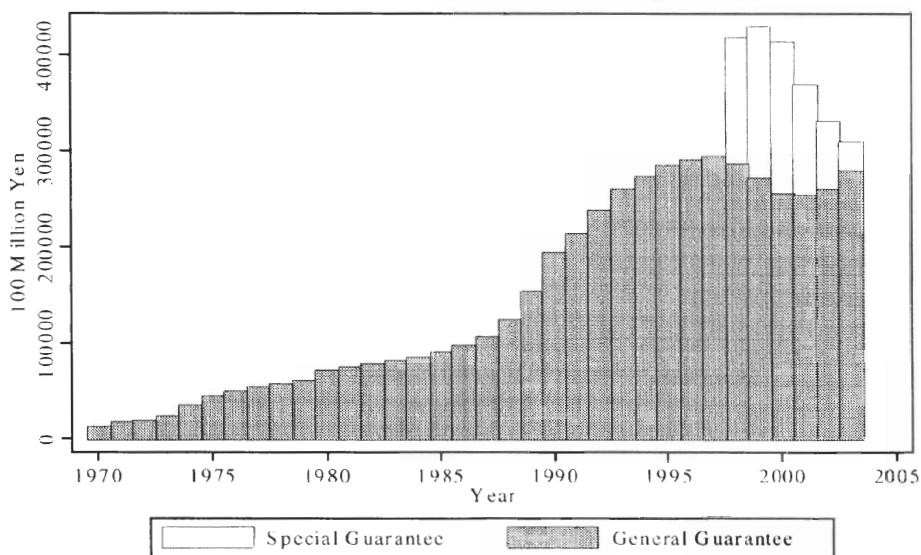
Another unique feature of the SCG program was the loose examination policy. An applicant could be rejected for a guaranteed loan only under certain conditions: significantly negative net worth, tax delinquency, default, or window dressing of balance sheets.⁶⁾ Needless to say it was very difficult to be rejected. In most cases, the credit risk of an applicant was no longer a concern for approval, which meant that there was virtually no incentive for a risky firm to masquerade as an eligible firm to obtain funding. Hence, an astonishing number of small businesses (1.7 million approvals totaling about 28.9 trillion yen in guaranteed loans) benefited from the SCG program. Figure 2-1 displays the amount of SME loans backed by guarantees. It is clear from the figure that the introduction of the SCG program led to a significant increase in the amount of guaranteed loans.

The program, however, has come under increasing criticism. A series of media reports have exposed the blatant misuse of funds by some borrowers. Some borrowers made stock investments with loans guaranteed for daily company operations (Nikkei Financial Newspaper, February 16, 2000), others filed for bankruptcy less than one month after receiving loans (Nikkei Newspaper, January 11, 1999), and finally some, who were in no need of financing, simply obtained the loans because they could (Nikkei Newspaper, January 11, 1999).

Most of these abuses can be attributed to information problems, which were worsened by the SCG program. Inherently, informational asymmetries exist between lenders and SMEs. Two features of the program magnified these effects. First, due

6) This list of "negative" conditions was also unprecedented.

Figure 2-1: Guaranteed Loans Amount Outstanding in Japan



to the complete coverage of default costs by the credit guarantee corporation, private financial institutions had no incentive to properly screen or monitor their borrowers. Secondly, since the examination criteria of the SCG program set by the guarantee corporations were exceptionally lenient, most of the applications filed by financial institutions were approved for guarantees even when they included highly risky ones. One of the serious consequences of this, of course, are firms defaulting on their loans. And this has been the major problem for Japan's credit guarantee system. As of the end of October 2004, credit guarantee corporations have paid out a total of 2.1 trillion yen. Of this amount, whatever cannot be collected from the delinquent firms, and is not covered by the guarantee and insurance premium,⁷⁾ is financed by the federal budget.⁸⁾

7) The insurance division of JASME has an accumulated deficit of 1.2 trillion yen for the SCG program as of the end of fiscal year 2003, which roughly corresponds to the amount not covered by the insurance premium.

8) This has raised serious concern about the sustainability of the overall system of government credit guarantees. At the end of 2004, the SMEA established a committee to assess the future of the credit guarantee system. The committee has discussed topics such as risk-sharing between guarantee corporations and financial institutions and the introduction of flexible guarantee premiums.

3. Theoretical Framework of the SCG Program

For a number of reasons, not the least of which is its enormity, the program is of great interest to the Japanese government. From a research standpoint, the program is intriguing because the temporal nature of the program, it lasted for less than three years, allows us to determine its effect, be it efficiency improving or not. Also, its 100% guarantee coverage lowered the interest rate to the risk-free level and stimulated firms to undertake a larger number of projects. Further, unlike other credit schemes, most SMEs were eligible for the program whether or not they were credit-rated.⁹⁾ Leniency was regarded as a necessary feature of the program in order to ease the severe financing constraints faced by a large number of SMEs, and moreover, to enable these firms to go ahead with profitable projects. In addition, it significantly reduced the incentives for firms to masquerade as an eligible firm.

On the other hand, the 100% guarantee coverage and the loose examination criteria for guarantees exacerbated adverse selection problems in the Japanese credit market. The 100% percent guarantee scheme provided no incentives for financial institutions to engage in sufficient credit examinations. Furthermore, most of the applications filed by those financial institutions were approved for guarantees due to the generous criteria set by the guarantee corporations. The end result was that high risk firms, who are already more likely to default and less likely to repay their debt than their low risk counterparts, implemented unprofitable projects due to the small expected repayment value of the loan. Low risk firms, in contrast, did not implement potentially profitable projects. We examine these two effects of the SCG program, the “investment effect” and the “adverse selection effect,” within the framework of the adverse selection model developed by Mankiw (1986).¹⁰⁾

9) The Small Business Administration in the U.S. requires applicants for its loan guarantee program to prove they are not eligible for outside funding.

10) In addition to adverse selection, lack of appropriate monitoring by financial institutions may point to moral hazard. Note, however, that both moral hazard and adverse selection are the same in that they reduce efficiency. Chaney and Thakor (1985) theoretically study how the credit guarantee program incurs the moral hazard problem. They posit that firms expecting guarantees undertake

3.1 Basic Setup of the Model

We model a simple loan market where lenders extend loans to firms, who then undertake investment projects. Loans are the only procurement instrument for borrowers. Both borrowers and lenders are assumed to be risk-neutral. The repayment probability of the firm, P , measures the credit risk of the firm. Firms with high repayment probability (P) are called H-firms and those with low P are called L-firms. Each firm has its portfolio of projects yielding R .

We now posit two equilibria with differing degrees of asymmetric information between lenders and borrowers. We first consider the case where lenders are not able to distinguish between the expected rate of return, R , of a firm's project and the repayment probability (P) of the firm, although the distributions of P and R are public information. We denote the joint-density of P and R as $f(P, R)$. Lenders, therefore, offer loans at one interest rate, r . The average repayment probability of firms that actually borrow is denoted by π . The expected repayment revenue of lenders is then πr . Instead of lending, however, lenders can invest in a safe project, such as government bonds, that yield ρ . We can, therefore, define the equilibrium condition for lenders to extend loans as

$$\pi r = \rho \quad (3-1)$$

Thus, for a loan to be extended it must be the case that the expected repayment revenue is at least equal to the risk-free rate. Each firm decides whether to borrow, at r , to implement an investment project. Since the expected rate of return of the project is R , and the expected borrowing cost is Pr , a firm borrows and invests in a project only if

$$R > Pr \quad (3-2)$$

In other words, firms invest only when the expected return of the project exceeds the expected cost of borrowing.

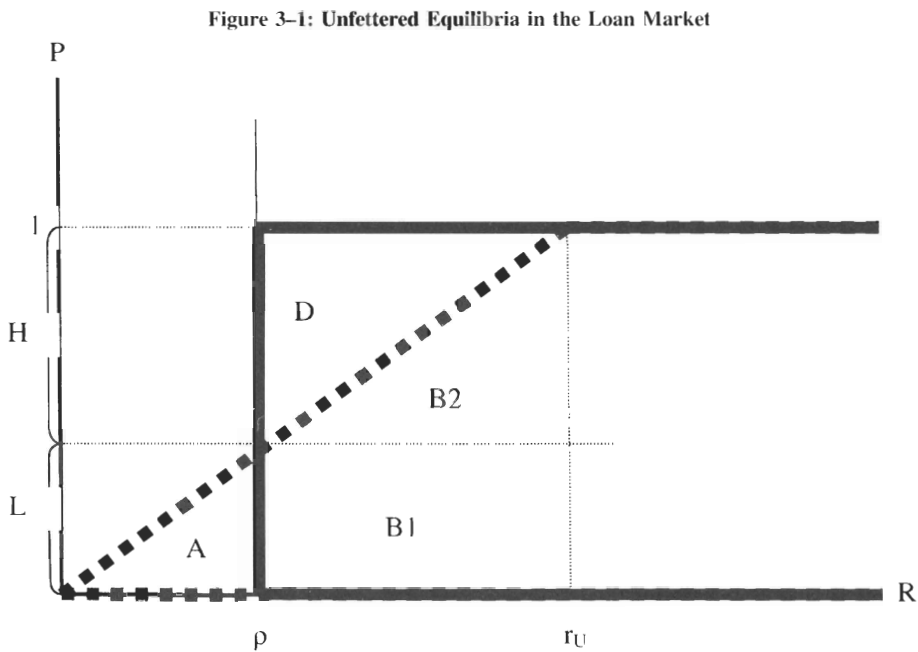
Next, we consider the case where lenders know the repayment probability, P ,

riskier projects and smaller managerial efforts. Their theoretical prediction on the efficiency of guarantee users is the same as the one we posit in this section.

of a firm. If the true value of P is known to both borrowers and lenders, then $P = \pi$ and (3-1) and (3-2) reduces to $R > \rho$, which implies that all projects that exceed the risk-free rate will be undertaken. In this case the market reaches the fully efficient allocation of funds since all implemented projects earn no less than the risk-free rate of ρ , while all projects not implemented earn less than ρ .

In **figure 3-1**, we plot the projects undertaken in each of these two equilibria: with information asymmetries and without. In the presence of information problems, projects located in A, B1, and B2 are undertaken, while in the fully efficient allocation projects in B1, B2, and D are undertaken. It is clear that information problems result in an inefficient allocation of funds, as positive net present value projects (D) are not undertaken by H-firms, and negative net present value projects (A) are undertaken by L-firms. In contrast, in the absence of any frictions, only positive net present value projects are funded.

Note, however, that since we can use only one of these two equilibria as a



Note: H-firms are located along the vertical axis in the interval labeled "H," while L-firms are located in the interval labeled "L." Dashed lines surround the projects undertaken in the presence of information asymmetries. The shaded line surrounds the projects undertaken in the frictionless equilibrium

benchmark when deriving the theoretical predictions, the predictions based on the “unused” equilibrium will be trivial. For example, when we examine the effects of an interest rate decrease on investment, we only need consider the equilibrium with asymmetries. In the unfettered equilibrium with perfect information all efficient projects are already undertaken, thus, a change in the interest rate has no effect. Similarly, when we examine the effects of worsening adverse selection, we only need consider the frictionless equilibrium. In the unfettered equilibrium where lenders already have no information on borrowers’ characteristics, it is impossible to worsen adverse selection by providing less information. Therefore, in the following discussion on the possible effects of credit guarantees, we only employ the relevant equilibrium as a benchmark.¹¹⁾

3.2 The Investment Effect

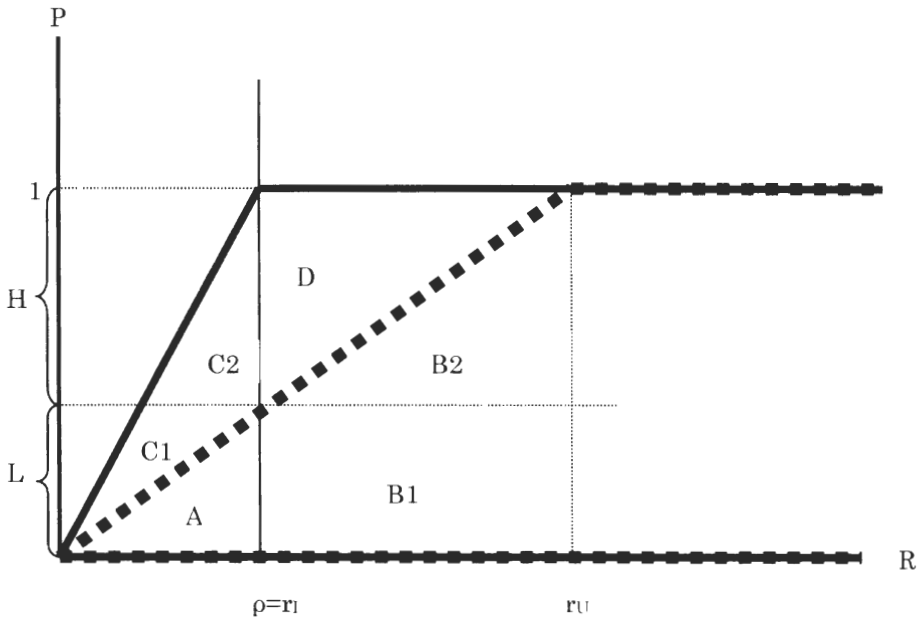
Let’s begin by supposing that government intervention in credit markets improves the flow of funds to firms. In this case, we analyze how a change in borrowing costs (r) affects equilibrium in the loan market. The introduction of the credit guarantee program ensures repayment by the government in response to borrowers’ default. This will lower the market interest rate. If the ratio of repayment to the default amount is 100%, which is actually the case with the SCG program, the cost of borrowing will fall to the risk-free rate (ρ). Note the fact that the vast majority of SMEs are eligible for the SCG program further simplifies the analytical framework. If, instead, the program were available only to firms without sources of external financing, the possibility of non-eligible firms masquerading as eligible firms would emerge. In that case, it would be necessary to incorporate a mechanism to prevent the mimicking behavior, which would complicate the theoretical framework.¹²⁾

As the market interest rate (r_U) falls to $r_I (= \rho)$, loans are more available. As shown in **figure 3–2**, the result is that firms are now able to undertake projects in

11) By assuming that lenders know the characteristics of borrowers with probability between 0 and 1 it is possible to work with one, rather than two equilibria. For graphical clarity, however, it is much simpler to consider the two extreme cases.

12) See Gale (1990a), Smith and Stutzer (1989), and Innes (1991) for models that incorporate such a mechanism.

Figure 3-2: Graphical Representation of the Investment Effect



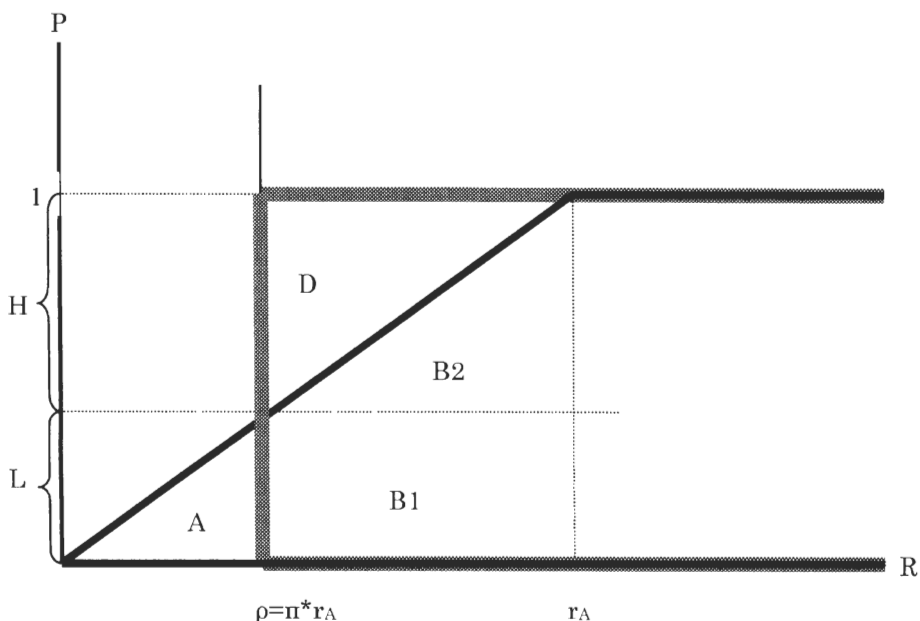
Note: Original areas of undertaken projects are those surrounded by dashed lines. Because the program results in a lower cost of borrowing, the area encompassing undertaken projects expands to include C1, C2, and D.

C1, C2, and D. We call the expansion of the investment frontier the “investment effect.” Whether these changes in firm behavior improve efficiency, however, depends upon the creditworthiness of the firm. Because of government intervention firms with a low probability of repayment (L-firms) undertake projects in C1. The expected return of projects in this area is lower than the risk-free rate, and are, therefore, efficiency-reducing. High repayment probability firms (H-firms), on the other hand, undertake a mix of efficiency-reducing (C2) and efficiency-improving (D) projects. Finally, risk free firms ($P = 1$) implement only efficiency-improving projects. Overall, the aggregate investment effect improves efficiency if the reduction of the interest rate ($r_U - r_I$) is larger than the level of the interest rate r_I , and projects are uniformly distributed in the (P, R) locus.

3.3 The Adverse Selection Effect

Now suppose that government intervention only worsens information problems in the market. Assuming we start from the unfettered equilibrium of perfect information,

Figure 3-3: Graphical Representation of the Adverse Selection Effect



Note: Original areas of undertaken projects are those surrounded by the shaded lines. Information asymmetries result adverse selection, which results in the inclusion of projects in A and the exclusion of projects in D.

the introduction of the credit guarantee program eliminates any incentives banks have to examine and monitor borrowers. In this case, because lenders cannot distinguish H-firms from L-firms, they charge a single interest rate of r_A , which is assumed to be higher than the risk-free rate (ρ), to all the firms. At r_A firms undertake projects in A, B1, and B2. This is illustrated in **figure 3-3**. In contrast to the unfettered perfect information equilibrium, where projects in B1, B2, and D are funded, firms with high repayment probability (H-firms) are discouraged from implementing potentially efficiency-improving projects in D, while low repayment probability firms (L-firms) are encouraged to invest in efficiency-reducing projects in A. Hence, the changes wrought upon the market by the adverse selection effect are unequivocally efficiency-reducing.

In **table 3-1** we summarize the predicted effects on the loan market of implementing a credit guarantee program. We consider the impact the program has on credit allocation, newly undertaken projects, and efficiency. In the case of riskier firms access to credit and investment, it does not matter whether the investment ef-

Table 3-1: Predicted Effects of a Credit Guarantee Program

	Firm Type	Investment Effect	Adverse Selection Effect
Loan Allocation & Newly Undertaken Projects	H	+	-
	L	+	+
Efficiency	H	+ (possibly)	-
	L	-	-

Note: H firms are high credit-worthy firms and L firms are low credit-worthy firms.

fect or the adverse selection effect dominates. For these firms, the introduction of a government credit program will always result in an increase in the availability of loans, and an increase in new investment. In contrast, if the adverse selection effect dominates, less risky firms have reduced access to loans, and, therefore, reduce their investment. The impact of government intervention on the efficiency of the market, which we interpret as firms undertaking projects whose expected return exceeds the risk free rate, depends on the creditworthiness of a firm. If the investment effect dominates the adverse selection effect low risk firms should see an increase in efficiency, while the efficiency of risky firms will always decrease when the government intervenes in the market.

4. Data

We construct a firm-level, balanced panel data set based on the Survey of Financial Environments. In conducting this survey, the SMEA sends questionnaires to 15,000 corporations annually and typically receives 7,000 to 8,000 replies. The questionnaire covers a variety of issues, including the maximum short-term interest rate paid over the past year and their main bank's responses to requests for credit. The 2001 survey includes a question on whether the firm made use of the SCG program between October 1998 and March 2001. Based on the answer to this question, we divide the entire sample of SMEs into two groups: (1) SCG users and (2) Non SCG users. The sample is made up of 1,344 SCG user firms and 2,144 non-SCG user firms. For each responding firm in the 2001 survey, we add annual balance sheet data, provided by the Tokyo Shoko Research Incorporated, from 1997 to 2003. We

then further divide the sample into three periods: (t-1) the pre-crisis period (January 1997 and December 1998), (t) the crisis period (January 1999 and December 2001), and (t+1) the post-crisis period (January 2002 and December 2003). The crisis period roughly coincides with the period of the SCG program.

In **table 4-1** we present, for each user category, sample statistics for the variables of interest. For each variable we eliminate any firms in the highest and the lowest 0.1%. Note that although all the sample firms are legally classified as SMEs, which have either no more than 300 employees or no more than 300 million yen in capital, the mean size of the firms in the sample is rather large considering the fact

Table 4-1 :Summary Statistics

	User	Non-user	All
Asset (thousand yen)	1,951.822 (3.175,077)	4,092,362 (6,959,977)	3,266,990 (5,893,597)
Sales (thousand yen)	2,226,895 (3,033,945)	4,131,651 (5,822,400)	3,397,094 (5,023,496)
Number of Employees	51.85 (55.88)	86.24 (104.75)	72.97 (90.68)
Age (years)	34.50 (14.04)	37.19 (14.58)	36.15 (14.43)
ROA (business profit / total asset: %)	1.86 (4.91)	2.61 (5.63)	2.32 (5.38)
Capital ratio (capital / total asset: %)	17.04 (18.01)	34.06 (24.23)	27.50 (23.54)
Leverage (liabilities / total asset: %)	82.96 (18.01)	65.94 (24.23)	72.50 (23.54)
Short-term borrowing to total asset ratio (%)	26.26 (19.75)	17.05 (17.83)	20.60 (19.13)
Long-term borrowing to total asset ratio (%)	30.36 (19.77)	17.14 (18.56)	22.23 (20.09)
Long-term to total borrowing ratio (%)	54.36 (27.05)	49.61 (32.99)	51.58 (30.76)
Cash and marketable securities to total asset ratio (%)	17.20 (11.35)	19.32 (14.44)	18.50 (13.37)
Interest payment rate (interest payment / total borrowings: %)	2.83 (2.30)	2.58 (3.58)	2.69 (3.12)
Fixed tangible asset to total asset ratio (%)	30.30 (19.64)	30.57 (21.08)	30.47 (20.54)
Number of Observations	9,408	15,008	24,416

Note: We display the mean values for each variable. Standard errors are in parentheses.

that the average employee size of small and medium sized corporations is 16.6 (Basic Survey of SMEs in 2004 by SMEA). The table also indicates that non-users are larger and better performers than the SCG users.

5. Hypothesis Tests

In this section we empirically test the predictions of our theoretical model. We begin with summary statistics in section 5.1. In section 5.2 we use the two-step estimation procedure, documented in Wooldridge (2001), to clearly identify the policy effect, and estimate the effectiveness of the program.

5.1 Summary Statistics

To test the effect of the SCG program on both the allocation of credit and efficiency we consider the following variables:

- Leverage (Total liabilities / Total assets; %)
- Short-term borrowing ratio (Short-term loans / Total assets; %)
- Long-term borrowing ratio (Long-term loans / Total assets; %)
- Interest payment rate (Interest payments in year t / Total Borrowings; %)
- Fixed tangible asset ratio (Fixed tangible assets / Total assets; %)
- ROA (Business profit / Total assets; %)

The first three of these variables are measures of credit allocation. We measure borrowing costs and firm investment with the interest payment rate and the fixed tangible asset ratio, respectively. Finally, we use the rate of return to measure economic efficiency. The idea is that if the SCG users efficiently allocate guaranteed loans, they will be more profitable. To test the theoretical predictions of the model we first calculate the time series development of each variable by comparing their pre-crisis values to their post-crisis values. We then calculate the differences across users and non-users. We must be careful, however, to account for cross-sectional differences in firm characteristics, between users and non-users, and macroeconomic

shocks in each year. We, therefore, regress each variable on industry, region, and year dummies and base our calculations on the estimated residuals.

In **table 5–1** we summarize the development of these variables over the sample period after controlling for industry, region and year. Looking at the credit allocation variables, we see that users of the program, relative to non-users, became increasingly more dependent on loans. Users increased their leverage by 2.71%, while

Table 5–1: Development of Variables between Pre and Post Crisis Periods

		Pre-crisis	Post-crisis	Difference (Post-Pre)	t-test (User vs. Non-User)
Leverage (%)	User	8.93 (15.81)	11.64 (19.70)	2.71 (11.76)	4.06a (0.45)
	Non-user	-5.07 (21.75)	-6.42 (25.12)	-1.35 (14.05)	
Short-term borrowing ratio (%)	User	6.15 (19.48)	5.47 (18.16)	-0.69 (14.73)	-0.95 ^c (0.49)
	Non-user	-3.29 (17.31)	-3.03 (16.85)	0.27 (12.25)	
Long-term borrowing ratio (%)	User	6.82 (18.20)	9.31 (19.05)	2.49 (13.67)	3.79 ^a (0.47)
	Non-user	-4.08 (17.58)	-5.39 (17.88)	-1.31 (12.70)	
Interest payment rate (%)	User	0.10 (2.71)	0.26 (1.97)	0.16 (2.75)	0.07 (0.09)
	Non-user	-0.22 (2.28)	-0.13 (2.54)	0.09 (2.24)	
Fixed tangible asset ratio (%)	User	-0.10 (17.84)	0.29 (18.78)	0.39 (9.76)	0.70 ^b (0.34)
	Non-user	-0.10 (18.10)	-0.41 (18.90)	-0.31 (9.22)	
ROA (%)	User	-0.75 (4.30)	-0.06 (4.42)	0.69 (5.25)	1.02 ^a (0.19)
	Non-user	0.42 (4.95)	0.08 (5.04)	-0.33 (5.47)	

Notes:

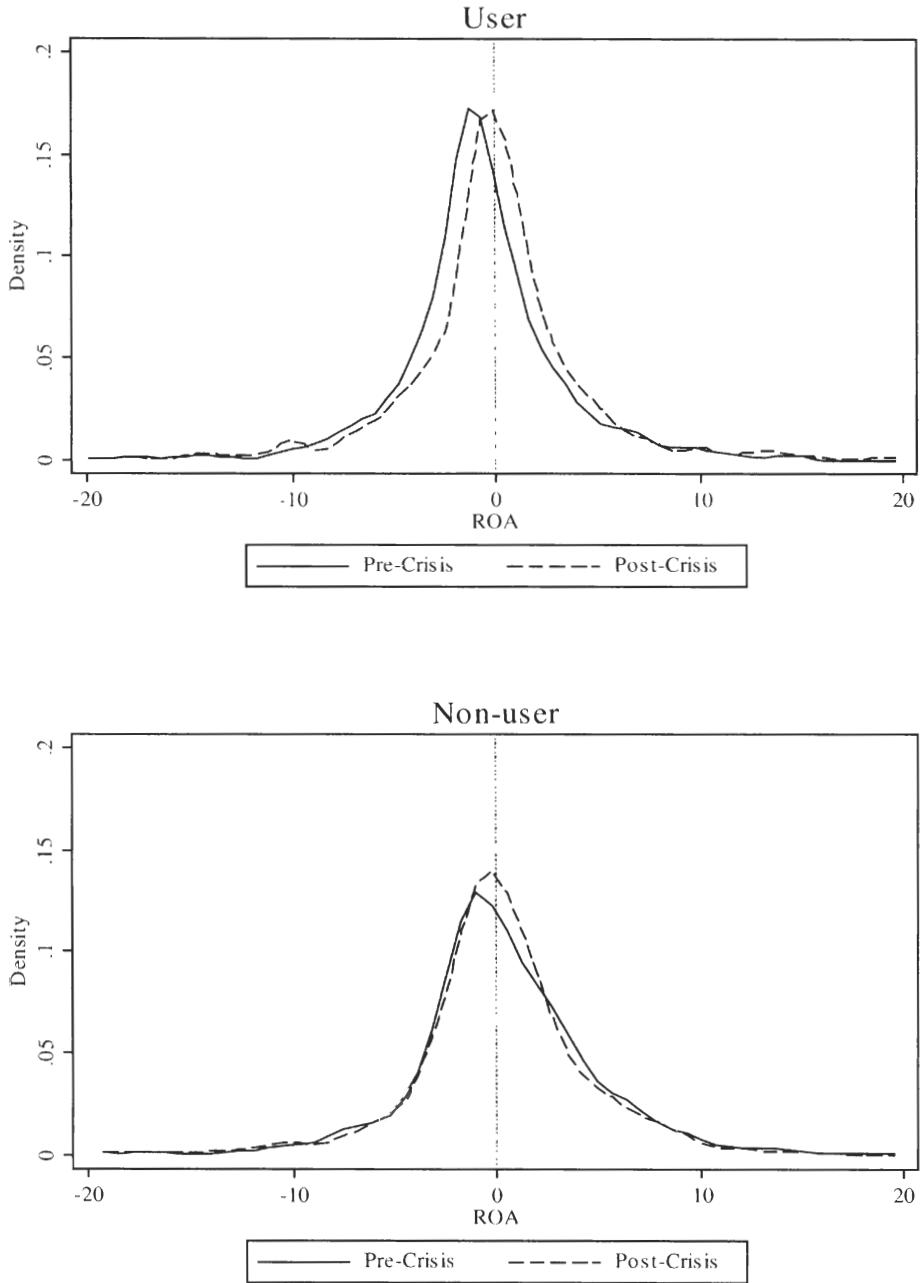
- 1) We display the mean values for each variable.
- 2) Standard errors are in parentheses.
- 3) Each variable is a residual from a regression on year, industry and region dummies.
- 4) a, b, and c represent significance at the 1% level, 5% level, and 10% level, respectively.

non-users decreased their leverage by 1.35%. SCG users, therefore, increased their holdings of debt by 4.06% more than non-users. Furthermore, users increased their dependence on long-term loans by more than non-users, as shown by the 2.49% increase in the long-term borrowing ratio for users, and the 1.31% decrease for non-users. The opposite is true for the short-term borrowing ratio, where users decreased their holdings of short-term loans by 0.69%, while non-users increased their short-term borrowing by 0.27%. These findings are consistent with the set-up of the program. The SCG program allowed financial institutions to extend five- to seven-year guaranteed loans. Note that the differences in leverage and long-term loans between users and non-users are significant at the 1% level, while for short-term loans the differences are significant at the 10% level.

Not surprisingly interest payments increase more for users. This partly reflects an increased reliance on long-term loans, which charge higher interest rates. We also find that SCG users increase their fixed tangible asset ratio by 0.70% more than non-users. Notably, the numbers also reveal that ROA increases by 0.69% for users, while it decreases by 0.33% for non-users, or a difference of almost 1%. The developments in ROA significantly differ between users and non-users at the 1% level. **Figure 5-1** graphs ROA in the pre-crisis and the post-crisis periods for both guarantee users and non-users. We observe a clear difference in performance. The ROA distribution of user firms skews to the right in the post-crisis period, while the distribution for non-user firms becomes tighter.

Since the theoretical predictions of the model, as summarized in **table 3-1**, depend on the repayment probability of the firm, to more clearly determine the effectiveness of the program we must further divide the sample according to the riskiness of the firm. We use the capital ratio as a proxy for creditworthiness, with high capital ratios corresponding to low-risk firms and low capital ratios corresponding to high-risk firms. The model predicts that under the investment effect, high capital ratio firms possibly become more efficient, while low capital ratio firms become less efficient. In addition, the capital ratio is crucial for controlling selection bias. The difference-in-means estimator, presented in **table 5-1**, is only consistent when the SCG user samples are chosen randomly. In most cases, however, randomization of

Figure 5-1: Distribution of ROA for SCG Users and Non-Users



Note: ROA is measured as a percent.

the policy treatment is not feasible even when a policy program is accessible by every firm. A firm's decision on whether or not to apply for a program is based on the expected benefit, to the firm, of that program, and the expected benefit depends on each firm's characteristics. In our case, the benefit of the SCG program is dependent upon the creditworthiness of a firm, which is relevant for loan availability. Less creditworthy firms are often credit rationed by private financial institutions, and, thus, greatly benefit from the program. Hence, by sub-dividing our sample by the capital ratio we are able to control for a significant portion of the self-selection bias.

In **table 5-2**, we present summary statistics for loan allocation, investment, and profitability for each quartile of net worth. We still find that, regardless of the pre-crisis capital ratio, SCG users are more likely to increase their leverage and their use of long-term loans. For all levels of the capital ratio, these variables significantly differ across users and non-users at the 1% level. We also still find that, except for the highest capital levels, investment, as measured by the change in the fixed tangible asset ratio, increases more among users than non-users. Finally, we find that profitability depends crucially on the ex-ante capital ratio. SCG users are more likely to improve their ROA when their net worth is high, while the ROA for users is more likely to fall when net worth is low.

Overall, these findings are more consistent with the investment effect rather than the adverse selection effect. When we consider the availability of loans there is, uniformly, a more sizeable dependence on loans, particularly long-term loans, among the program users. In addition, the results provide evidence that lower risk firms become more efficient, while higher risk firms become less efficient following the introduction of the program.

5.2 Two-Step Estimation and the Effect of the SCG Program

While the results of section 5.1 suggest that the SCG program improved the efficiency of Japanese credit markets, the use of summary statistics is admittedly not thoroughly convincing. If, however, we could formally estimate that government intervention led to more investment and improved firm performance we would clearly have much stronger evidence. What is necessary is to use an estimation method that

Table 5-2: Development of Variables between Pre and Post Crisis Periods, by Capital Ratio

		Quartile	Pre-crisis	Post-crisis	Difference (Post-Pre)	t-test (Users vs. Non-users)
Leverage (%)	User	Smallest	22.32 (10.03)	25.64 (15.46)	3.32 (12.66)	3.50 ^h (1.16)
		Second	9.24 (2.76)	11.88 (10.74)	2.63 (10.17)	2.84 ^d (0.73)
		Third	-2.56 (4.25)	-0.49 (11.81)	2.06 (11.24)	4.74 ^d (0.91)
		Largest	-22.62 (10.86)	-20.76 (15.35)	1.86 (13.56)	3.42 ^d (1.30)
	Non-user	Smallest	23.06 (14.90)	22.87 (18.61)	-0.18 (18.15)	
		Second	8.79 (2.84)	8.59 (11.81)	-0.20 (11.28)	
		Third	-3.43 (4.38)	-6.11 (15.59)	-2.68 (14.61)	
		Largest	-29.50 (13.92)	-31.06 (16.36)	-1.57 (12.90)	
Short-term borrowing ratio (%)	User	Smallest	11.76 (20.77)	9.63 (19.59)	-2.13 (16.53)	-1.38 (1.23)
		Second	7.27 (19.12)	7.15 (17.46)	-0.12 (14.96)	-0.16 (0.94)
		Third	0.04 (14.74)	0.39 (14.71)	0.35 (11.96)	-0.38 (0.89)
		Largest	-7.41 (12.87)	-6.17 (12.86)	1.25 (10.46)	0.74 (0.98)
	Non-user	Smallest	9.47 (21.33)	8.73 (21.30)	-0.75 (17.92)	
		Second	2.78 (17.49)	2.82 (16.72)	0.04 (12.32)	
		Third	-3.68 (14.16)	-2.96 (14.07)	0.73 (12.38)	
		Largest	-13.22 (10.20)	-12.71 (9.84)	0.51 (8.02)	
Long-term borrowing ratio (%)	User	Smallest	12.62 (19.13)	15.90 (20.31)	3.28 (15.64)	3.61 ^d (1.25)
		Second	7.10 (17.77)	8.97 (17.44)	1.87 (13.63)	2.64 ^d (0.90)
		Third	1.90 (14.20)	3.71 (15.34)	1.81 (11.03)	3.98 ^d (0.84)
		Largest	-7.40 (11.46)	-4.77 (13.47)	2.63 (9.50)	4.03 ^d (0.91)
	Non-user	Smallest	7.15 (24.28)	6.82 (24.03)	-0.33 (18.62)	
		Second	1.44 (17.18)	0.67 (17.66)	-0.77 (12.63)	
		Third	-3.89 (14.22)	-6.06 (14.24)	-2.16 (12.34)	
		Largest	-13.38 (10.47)	-14.79 (10.89)	-1.41 (9.04)	

		Quartile	Pre-crisis	Post-crisis	Difference (Post-Pre)	t-test (Users vs. Non-users)
Fixed tangible asset ratio (%)	User	Smallest	1.14 (18.54)	2.09 (19.49)	0.96 (10.49)	0.65 (0.73)
		Second	-0.73 (18.46)	-0.26 (19.39)	0.46 (9.34)	0.93 (0.62)
		Third	-0.78 (15.53)	-1.75 (16.33)	-0.97 (8.75)	-0.53 (0.67)
		Largest	-1.76 (17.41)	-1.04 (18.27)	0.72 (9.76)	1.14 (0.93)
	Non-user	Smallest	0.21 (20.58)	0.52 (22.09)	0.31 (10.23)	
		Second	0.31 (18.30)	-0.15 (18.56)	-0.47 (8.79)	
		Third	0.29 (16.99)	-0.15 (17.38)	-0.44 (9.66)	
		Largest	-0.88 (17.64)	-1.29 (18.74)	-0.41 (8.58)	
ROA (%)	User	Smallest	-1.29 (4.35)	0.24 (4.45)	1.53 (5.30)	-0.11 (0.43)
		Second	-0.64 (3.39)	-0.15 (4.02)	0.49 (4.31)	-0.28 (0.30)
		Third	-0.38 (4.73)	-0.13 (4.60)	0.26 (5.41)	0.94 ^b (0.39)
		Largest	0.37 (5.29)	-0.89 (4.99)	-1.25 (6.59)	0.49 (0.62)
	Non-user	Smallest	-2.11 (5.12)	-0.47 (5.94)	1.64 (6.53)	
		Second	-0.49 (3.30)	0.28 (4.65)	0.77 (4.54)	
		Third	0.93 (4.41)	0.25 (4.68)	-0.68 (4.96)	
		Largest	1.82 (5.64)	0.07 (5.11)	-1.74 (5.48)	

Notes

- 1) We display the mean values for each variable. Standard errors are in parentheses.
- 2) Each variable is a residual from a regression on year, industry and region dummies.
- 3) a, b, and c represent significance at the 1% level, 5% level, and 10% level, respectively.

can consistently measure the treatment effect of a policy program.¹³⁾

For the purposes of this study we use a simple two-step estimation procedure.¹⁴⁾ Our primary objective is to adjust for the self-selection bias of the treatment effect. In the first step, to account for the selection process of the SCG program, we esti-

13) The treatment effect measures the difference in outcomes between when a policy program is applied to when it is not applied.

14) Detailed descriptions of the procedure can be found in Wooldridge (2001) pp. 603-621.

mate the propensity score $p(w_t = 1)$, which is the response probability for a policy program. w_t is a binary variable indicating whether a firm participates in the program in period t : 0 = non-user and 1 = user. We then include the predicted values, $\hat{p}(w_t = 1)$, in the second stage regression, in which we regress the policy outcomes on the use of a policy program.

We begin by specifying a vector of observed variables X_{t-1} . Included in X_{t-1} are the variables that a firm considers (in $t-1$) when deciding whether to apply for the policy program (in t). For example, we expect firms with lower levels of capital to need guaranteed loans much more than firms with higher capital ratios since they are more likely to be denied non-guaranteed loans (by private financial institutions). It is also likely that smaller or younger firms with little collateralizable assets, or cash, would make more frequent use of the program. We, therefore, include in the capital ratio, firm size as measured by the number of employees, firm age, the collateralizable asset to total asset ratio, the cash and marketable securities to total asset ratio, the long-term borrowing to total borrowing ratio, industry dummies, and region dummies.

Next, we use the predicted value of the propensity score $\hat{p}(w_t = 1)$ in the second stage of the estimation. The dependent variable $y_{t+1,t-1}^k$ represents policy outcomes. In our case, $y_{t+1,t-1}^0$ is the change, from period $t-1$ to $t+1$, in economic efficiency among firms who do not use the program (no policy treatment), and $y_{t+1,t-1}^1$ is the change in efficiency of the program users (policy treatment). Included along with $\hat{p}(w_t = 1)$ as explanatory variables are program choice and the cross-term of w_t and $\hat{p}(w_t = 1) - \hat{\mu}_p$, where $\hat{\mu}_p$ is the sample average of $\hat{p}(w_t = 1)$. Hence, we estimate the following two equations:

$$p(w_t = 1) = \alpha + \beta X_{t-1} + e_t \quad (5-1)$$

$$\begin{aligned} \Delta ROA_{t+1,t-1} = & \gamma + \phi w_t + \delta \hat{p}(w_t = 1) + \eta w_t (\hat{p}(w_t = 1) - \hat{\mu}_p) \\ & + \Psi industry_t + \zeta region_t + u_t \end{aligned} \quad (5-2)$$

The coefficient ϕ on w_t , in equation 5-2, is the consistent estimator of the treatment effect of the SCG program.

Table 5-3: Two-Step

(I) First step: Probit Estimation					
	Smallest quartile	Second quartile	Third quartile	Largest quartile	All firms
ln (Number of employees)	-0.212 ^a (0.054)	-0.386 ^a (0.056)	-0.331 ^a (0.059)	-0.372 ^a (0.074)	-0.212 ^a (0.054)
ln (Age)	0.127 (0.080)	0.031 (0.096)	-0.090 (0.107)	0.050 (0.140)	0.127 (0.080)
Collateralizable asset ratio	0.002 (0.003)	0.000 (0.003)	-0.005 (0.003)	-0.002 (0.004)	0.002 ^c (0.003)
Cash and deposit ratio	0.010 ^c (0.005)	0.011 ^b (0.005)	0.001 (0.005)	-0.006 (0.005)	0.010 ^b (0.005)
Long-term to total borrowing ratio	0.005 ^b (0.002)	0.002 (0.002)	0.003 ^c (0.002)	0.000 (0.002)	0.005 (0.002)
Second quartile dummy					-0.320 (0.553)
Third quartile dummy					-0.161 (0.564)
Largest quartile dummy					-0.232 (0.684)
Constant	0.157 (0.390)	0.951 (0.919)	1.101 (0.709)	-1.030 (0.755)	0.277 (0.359)
Dependent Variable: SCG program use (0 = non-user, 1 =user)					
Industry dummies	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Region dummies	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Number of Observation	834	846	817	672	3171
Pseudo R-sq	0.067	0.088	0.089	0.088	0.160
Log likelihood	-513.6	-534.3	-475.0	-287.6	-1810.5

We first implement the two-step procedure for each quartile. The purpose of this exercise is to determine if, as the theory predicts, creditworthiness matters for efficiency. The results for each quartile are presented in the first four columns of table 5-3. The first thing to notice is that the coefficients for firm size are negative and significant across all quartiles, implying that smaller firms participate in the program more frequently than their larger counterparts. Firm age and the collateralizable asset ratio are not significant. For firms with lower levels of net worth the cash ratio has a positive (and significant) effect on program participation. It may be that these firms build up their cash reserves in anticipation of being credit rationed, and use the

ROA Estimation**(2) Second step: OLS Estimation**

	Smallest quartile	Second quartile	Third quartile	Largest quartile	All firms
Special guarantee user dummy	-0.127 (0.456)	-0.033 (0.307)	1.365a (0.400)	0.676 (0.601)	0.477b (0.214)
Propensity score	-2.769 (2.809)	-2.517c (1.381)	-3.021c (1.764)	3.154 (2.742)	4.548a (0.622)
Interaction term	-2.525 (3.095)	-2.021 (1.862)	-6.682a (2.578)	-7.230 (4.595)	-3.211a (0.979)
Constant	3.837b (1.937)	2.375 (2.576)	2.629 (2.487)	-0.068 (1.437)	-2.814a (0.673)
Dependent Variable: Development of ROA between pre- and post-crisis period					
Industry dummies	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Region dummies	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Number of Observation	832	845	817	672	3168
Adj R-sq	0.018	0.035	0.046	0.032	0.041

Notes:

- 1) Standard errors in parentheses.
- 2) The collateralizable asset ratio is identical to the fixed tangible asset ratio.
- 3) For the "all firms" estimation, the first step includes interaction terms between quartile dummies and all other explanatory variables.
- 4) Coefficients for these terms are not reported here.
- 5) We also include an "interaction term" variable in the second step estimation, which we define as (SCG user dummy) * [(Propensity score) - (sample average of Propensity score)].
- 6) a, b, and c represent significance at the 1% level, 5% level, and 10% level, respectively.

SCG as an opportunity to fund additional projects. Finally, the long-term borrowing coefficient is positive perhaps implying that long-term loans are difficult to obtain. Firms that already have long-term loans use the program to as a means to secure even more of them.

In the second step OLS estimation the coefficient of interest is on the SCG dummy. Consistent with the model's predictions we estimate this to be negative for firms with low net worth (L-firms), and positive for firms with higher levels of net worth (H-firms). We find that the SCG program results in a 1.4% increase in the profitability of its borrowers. The program also has a positive, though insignificant,

impact on firms with the most net worth. In contrast, for firms with the lowest levels of net worth, the program has an insignificant, but negative impact on profitability. Thus, the story suggested by the summary statistics is told much more strongly here. The investment effect dominates the adverse selection effect. In other words, the implementation of the SCG program by the Japanese government resulted in increased credit market efficiency.

Finally, we examine whether the program resulted in an overall improvement in the performance of participating firms. We test for this by implementing the two-step estimation on the entire sample. The results are displayed in the last column of **table 5-3**. Because the sample now includes firms with different levels of net worth, we add dummies for each net worth category in the first step. Also, since we expect net worth to matter for some of our explanatory variables we include some cross-term variables. Once again we find the SCG dummy to be significantly positive. On average, the ROA of program users increase by 0.5% more than non-users, providing more evidence that the SCG program resulted in significant improvements in efficiency.

6. Conclusion

In this paper, we empirically examine how government credit guarantee programs affect the allocation of credit in an economy, and also how this intervention impacts economic efficiency. The Japanese SCG program provides an excellent test case in that it was massive, temporary, and uniformly available to almost all SMEs. Utilizing a new and unique panel data set we test the theoretical predictions of Mankiw's (1986) adverse selection model. We come to three major conclusions. First, credit allocation, particularly in terms of long-term loans, increases more among SCG users than non-users. Second, economic efficiency, measured by profitability, improves among the less risky SCG users, while we find no significant change in profitability among risky users. Third, for SCG users the program has a positive overall impact on efficiency. These findings suggest that the SCG program positively affected the Japanese economy by stimulating investment among small businesses. This contrasts

strongly with the publicly held view that the program worsened adverse selection problems in Japanese credit markets and led to a misallocation of funds in the economy. It should be noted that the period of analysis was characterized by a large amount of non-performing loans in the financial sector. In this environment, financial institutions may have been perversely motivated to keep lending to the riskiest (doomed-to-fail) program participants in an effort to avoid having to increase their loan loss reserves. This bank policy of “evergreening” loans results in the riskiest firms making heavy use of the program, which possibly reduces the overall efficiency of SCG users. In spite of this possible bias, however, we still find that the positive effects of the program dominate the negative ones.

Admittedly, our analysis only focuses on the allocation of credit among surviving firms, not defaulters. We justify this approach by appealing to the fact that less than 7% of SCG loans have been defaulted on and repaid by credit guarantee corporations. Nevertheless, it is possible to augment our study by additionally examining the characteristics of defaulting firms. For example, we could investigate whether the program lowers the default ratio, or if the poor-performing SCG users are separated from the good-performing survivors and eventually forced out of the market.¹⁵⁾

We can draw several implications from our findings. First, given evidence of the program’s effectiveness, a quantitative evaluation of the SCG program is possible. One method is to contrast the benefits of the program with the fiscal costs incurred by defaulters. Defaults have amounted to 2.1 trillion yen in repayments by the guarantee corporations or 1.2 trillion yen of accumulated deficits in the credit insurance division. We can, therefore, compare this cost with the benefit of an approximate 0.5% increase in ROA among the program users. We believe that if the SCG users are able to maintain their current profit margins for seven to twelve years, the program will break even.¹⁶⁾ Next, the fact that we find no significant efficiency

15) We may not be able to obtain statistically significant inferences on defaulters since the number of defaults in the sample is small. In terms of firm performance, however, it appears that the defaulting SCG users are poorer performers than the surviving SCG users.

16) Our shorthand calculation is as follows: the program has guaranteed 28.9 trillion yen of loans. Since, on average, firm leverage is 83%, total assets are no less than 34.8 trillion yen. In the estimation we find an additional increase in ROA by 0.5%, which is equivalent to 0.17 trillion yen in

effect among high-risk firms poses a serious question about the sustainability of the government credit guarantee scheme since these are the firms that generally favor guarantees. For the scheme to be financially sustainable it needs to attract low-risk firms, or high-risk firms with profitable investment opportunities. A possible solution is to change the (nearly) fixed pricing policy to a more flexible one that charges a higher guarantee premium for riskier firms. Note, however, that a higher guarantee premium will induce risky firms to strategically default on their debt. To avoid this, risky applicants could be required to provide collateral, which may be useful in alleviating any adverse selection problems.

References

- Aivazian, V., Mazumdar, D., and Santor, E., 2003, "Financial Constraints and Investment: Assessing the Impact of a World Bank Loan Program on Small and Medium-Sized Enterprises in Sri Lanka," Bank of Canada Working Paper 2003-37.
- Chaney, P. K. and Thakor, A. V., 1985, "Incentive Effects of Benevolent Intervention," *Journal of Public Economics*, Vol. 26, 169-189.
- Cowling, M. and P. Mitchell, 2003, "Is the Small Firms Loan Guarantee Scheme Hazardous for Banks or Helpful to Small Business?" *Small Business Economics*, Vol. 21, 63-71.
- Craig, B. R., Jackson, W. E., and Thomson, J. B., 2005, "SBA-Loan Guarantees and Local Economic Growth," Federal Reserve Bank of Cleveland Working Paper 05-03.
- Gale, W. G., 1990a, "Collateral, Rationing, and Government Intervention in Credit Markets." In *Asymmetric Information, Corporate Finance, and Investment*, edited by R. Glenn Hubbard, 43-61, Chicago: University of Chicago Press.
- Gale, W. G., 1990b, "Federal Lending and the Market for Credit," *Journal of Public Economics*, Vol. 42, 177-193.
- Gale, W. G., 1991, "Economic Effects of Federal Credit Programs," *American Economic Review*, Vol. 81, No. 1, 133-152.
- Hanazaki, M. and Hachisuka, K., 1997, "Relationship between JDB Loans and Corporate Investment: An Empirical Analysis Based on Agency Theories." In *Modern Macroeconomic Dynamics*, edited by Asako, K and Ohtaki, M., 377-413, Tokyo: University of Tokyo Press. (in Japanese).
- Innes, R., 1991, "Investment and Government Intervention in Credit Markets When There is Asymmetric Information." *Journal of Public Economics*, Vol. 46, 347-381.
- Iwamoto, Y., 2001, "Fiscal Investment and Loan Program: A Perspective on Government Inter-

business profits, among program users. Given these findings if the SCG users maintain the margin for 7 to 12 years, it will cover the 1.2 trillion yen of accumulated losses by the insurance division of JASME, or 2.1 trillion yen of repayment incurred by guaranteed loans that are in default.

- ventions in the Japanese Financial Sector.” *Keizai Kenkyu*, Vol. 52. No. 1, 2-15 (in Japanese).
- Li, W., 1998, “Government Loan, Guarantee, and Grant Programs: An Evaluation.” *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Quarterly*, Vol. 84, No. 4, 25-51.
- Mankiw, G. N., 1986. “The Allocation of Credit and Financial Collapse.” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 101. No. 3, 455-470.
- Matsuura, K. and M. Hori. 2003, “Tokubetsu Shinyo Hosho to Chusho Kigyo Keiei no Sai Kochiku,” (Special Credit Guarantee and Restructuring of Small Firms), ESRI Discussion Paper Series No. 50, (in Japanese).
- Riding, A. L. and Haines, G. Jr., “Loan Guarantees: Costs of Default and Benefits to Small Firms,” *Journal of Business Venturing*, Vol. 16, 595-612.
- Smith, B. D. and Stutzer, M. J., 1989, “Credit Rationing and Government Loan Programs: A Welfare Analysis,” *AREUEA Journal*, Vol. 17. No. 2. 177-193.
- Williamson, S. D., 1994, “Do Informational Frictions Justify Federal Credit Programs?” *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. 26, No. 3, 523-544.
- Wooldridge, J. M., 2001, *Econometric Analysis of Cross Section and Panel Data*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.

「都市空間論」の射程

大森 弘 喜

I 都市が歴史家の関心を惹いてから久しい。歴史研究ではない都市研究では、権力空間としての首都や、農村と対立しその余剰を収取する都市権力などに関心が向いていた。¹⁾ 都市史研究でも当初はその傾向が認められるし、またその対象も後段に見るように、中世都市や近世都市にあった。²⁾ その後、歴史家の関心は近世都市から近代都市あるいは、民衆都市へと移行する。それは19世紀に勢いよくすすむ産業化と都市化と符節を合わせている。当然ながら、そこでの考察の対象は権力よりも都市住民に向けられる。とくに堆積する貧民＝下層民の存在に歴史家の関心は向くことが多い。なぜなら、彼らこそ産業化され都市化された社会で、その矛盾をもっとも強く体現しており、あるときは危険視され排除の対象に、あるときは救済と保護の対象となるからである。³⁾ 国民的統合が課題となる日本でとくに下層民の動向を重視する傾向は強いようだ。

- 1) 私の手許にある文献を眺めても、[W.A. ロブソン, 1958] はロンドン・パリ・東京など世界の主要都市の行政機構を叙述している。東京と大阪は初版にはなかったが、第2版では蛭山政道氏が執筆し収められている。簡にして要を得た叙述で参考になるが、主たる関心は都市行財政とその機構にある。[藤田弘夫, 1991] は、副題「飢餓と飽食の歴史社会学」が暗示するように、農村を収奪する都市権力のありようを多角的に社会学の見地から分析している。
- 2) [鶴川馨他編, 1995] 編者の一人 J.L. マックレインは序章で「江戸とパリ」を都市と権力の観点から叙述しているし、第2部の都市空間でもロジェ・シャルチエがパリについて「権力と空間」を執筆している。我が国の都市史研究でも近世都市とくに城下町に主たる関心が向いていることは、『年報都市史研究』全11巻のうち半分近くが城下町研究に当てられていることから窺える。
- 3) さし当たって [増谷英樹, 1995] を参照。中世の特権都市ウィーンは19世紀半ばには周辺諸地域からの流人民の増加により市域を拡大し、民衆都市へと変貌を遂げるが、注目すべきは移入民の中でスラヴ系移民は忌避され、南の郊外に棲み分けを強要されることである。それゆえ彼らはオーストリア社会民主党の支持基盤となる。([赤いウィーン]) 後段のパリの外国人居住と重ね合わせると二つの都市の性格の違い、二つの國家の外国人政策の違いが浮かび上がり興味深い。

いずれにせよ、都市社会史のジャンルが確立する。

日本における都市史研究の第一人者である成田龍一氏は、「空間への眼差しと都市の近代化」[中野隆生編,2006]のなかで、日本における都市史研究をサーヴェイしている。それによれば1970年代半ば以降歴史家の関心は農村から都市へと転換し、90年代に公刊された仕事には「空間」の視点が刻印されているという。すぐあとに見るように、実は「空間」は歴史の分野でも1980年代にはかなり明瞭に意識化されている。それはともかく、都市を歴史的に見る場合も実は多様であり、資本主義経済の矛盾が生み出す都市問題に着目する経済史的手法と、都市民衆の生きざまに着目する社会史的な手法がある。

Ⅱ ところで、都市史研究における「都市空間」というコンセプトを、我々はどうのように理解したらよいのだろうか。すぐに思いつくのは、物理的な空間としての「場」ではないか。都市史研究のパイオニア的文献、『日本都市史入門』(東京大学出版会,1989)は、Ⅰ空間、Ⅱ町、Ⅲ人の3巻から成るが、Ⅰ空間の「都市史における都市空間研究」(玉井哲雄)では、都市空間を二つの要素、すなわち「都市形態」と「都市景観」からなるものと捉え、非文献資料による方法を唱えている。[高橋康夫・吉田伸之,1989,p131]これは建築史学や歴史地理学の発想である。この巻に収められた論考は都市形態と都市景観の観点から、中世都市や近世都市を具体事例にそって詳細に論じている。京都商人の立売から店舗形成に至る過程(高橋康夫「中世都市空間の様相と特質」)や、中世都市における寺院・寺町の空間支配(伊藤毅「中世都市と寺院」)⁴⁾、寺院の空間支配(境内と門前)に立脚してすすめられた中世後期博多の町割(宮本雅明「空間志向の都市史」)、武家地・町人地・寺社地・百姓地の区分保持政策のなかで、「相対替」などにより土地移動が放任された江戸武家屋敷地(宮崎勝美「江戸の武家屋敷地」)、日常的社会関係が反映され、時代を経るにしたがい変質する江戸期の祭礼空間(久留島浩「祭礼の空間構造」)などである。⁵⁾

4) これが核となって[伊藤毅,2003]が著わされるが、ここでは寺院の空間支配が及ぶ宗教都市だけでなく、「宿」や「惣村」など町人らによる町空間の形成が考察されている。

5) この論考は建築史学や歴史地理学的アプローチではなく、歴史的な要素を色濃く持っている。つまり、祭礼の原型を、居つきの家持である「本来の町人」が中心となり、その家族や奉公人が練り物の練り子や人足として参加するものとして捉え、それが社会の変化により変質するさまを辿っており、社会史の観点からも興味を惹く。

このように都市の城郭，寺院・神社，町屋敷，武家屋敷，町人地などの平面構成とそこに建つ建築物の立体的構成（視覚的構成，つまり景観）から都市空間を捉える建築史学あるいは歴史地理学の手法は，ある意味では明解で説得力がある。

では，歴史学では「都市空間」はどのように理解され，表現されているか。実は個々の研究によりその意味するところは異なるようである。これも幾つか具体的な研究を通して見てみよう。（私は都市史の専門家ではないので網羅的考察はできない。管見の限りでしかないことを予めお断りしておく。）

比較的初期の作品に中村賢二郎編『都市の社会史』（ミネルヴァ書房，1983）がある。これは「空間・構造」，「社会層・制度」，「生活・意識」の三部構成で，さらに「空間・構造」は次の3篇からなる。矢守一彦『『ニュルンベルク年代記』と都市景観図』は，1493年刊行のH. シェーデルの標記著作に掲載された多くの世界都市の景観図を読み解く。それは風景画から都市誌としての景観図への発展であり，後にその俯瞰図的構図から都市地図帳へと変遷する原点だという。本論文は，前述した非文献資料を駆使した都市景観的都市空間論である。⁶⁾

長谷川孝治「中世イギリスのニュータウン」は，中世イングランドとウェールズに建設されたニュータウンには，方格状の街路網をもつ都市構造，グリッド・パターンが多いことをとりあげ，その軍事的・経済的意味を考察する。本論文は歴史地理学の視点から都市の平面図を検討したものだが，その地割りなどから支配層の意図や都市の性格を探っており，社会史的な傾向を帯びている。

川北稔「イギリス近世都市の成立と崩壊」は，ピュウリタン革命から産業革命に至る近世後期に，大地主と大商人との連合支配体制が構築され，都市的文化が共有され，「都市の雅」が称揚されたという。この時代を代表する3都市，リヴァプール，マンチェスター，ブリストルが考察され，産業基盤の整備を果たし奴隷三角貿易で繁栄するリヴァプールと，そうした努力を怠り後背地での工業育成にも失敗したブリストルが対比されている。だが，産業発展には成功したリヴァプールも給水・教育・健康・救貧などには市当局が関心を示さず，

6) 本論文の目次タイトルが「都市景観図」となっているのはケアレミスだとしても，タイトルにある『ニュルンベルク年代記』が，本文中では『年代記』，『世界年代記』と二通りに表記されているのは，読者を混乱させる虞がある。

いわゆる「コークス・タウン」と化したことが叙述される。本論文は近世都市の発展を産業化との関連のうちに考察した経済史的論考だが、本稿の主たる関心、都市空間的な観察は見当たらない。⁷⁾

これらの作品では都市空間は、景観ないしは都市平面図とほぼ同一であり、都市空間の歴史学的なアプローチは十分ではない。

ところで、都市史研究の先鞭をつけたフランス史学とくに「アナル学派」の仕事が紹介されると、事態は幾分変化してくるようになる。その導入的作品が二宮宏之ほか編集『アナル論文選4 都市空間の解剖』(新評論, 1985)であるので、これに一瞥を与えておこう。

福井憲彦解題「近代生成史から都市空間の解剖へ」〔フランス都市史研究の現況〕では、多面体(ポリエドール)としての近現代都市の多面性を逐一とりあげて解説する。ヒトとモノを介した都市農村関係、都市内部の社会集団の空間的差異化、都市空間編成としての都市改造と権力、都市民衆の生きる空間としての都市などがそれぞれである。これまでの社会経済史研究の蓄積を都市空間論の観点から整序し、本書に収められた論文にも言及しながら、都市空間を機能論的ではなく、社会関係の織りなす場として捉え、都市社会史における空間論のありべき姿を提示している。ただし、本稿は解題とあるように、総論的な研究状況の概説である。内容的には、分節化した多様な都市空間を結びつけるモメントについての言及はない。

フランソワーズ・ショエ「都市を見る眼」は、原題が「都市計画における歴史と方法」とあるように、都市計画の二つの哲学ないしは思想—進歩主義的モデルと文化主義的モデル—を、建築家、思想家、哲学者の言説を引きつつ検討した難解な論文であり、私のような門外漢には簡潔に要約することは無理である。要は、都市空間を諸関係が織りなすシステムとして考察すること、上記の対立する二つの立場を弁証法的に乗り越えるには歴史に頼ることが必要である、という。歴史を無視し机上のプランによる機能主義的都市計画、それと対極にある昔の空間への郷愁を核とする文化主義的・深層心理学的都市計画、それら

7) 川北論文では、17-18世紀に誕生した都市群も、長谷川論文と同様に「ニュー・タウン」と呼称しているが、同じイギリス都市史で異なる時代の都市建設を、同じ呼称をもって呼ぶのだろうか。こうした点にも都市史研究における遅れを認めることができるし、それは図らずもJ.ル=ゴフが指摘するように都市の定義が曖昧であることに起因するかもしれない。

双方を包含する第3の基軸の提唱ということになる。社会史の観点からは、絶対王政期以降に断続的に施行された都市改造事業の機能主義を批判する足場が、ここに提示されたと云える。だが、「都市計画の方法」と云うのなら、上記の二つのモデルの相克よりも、計画そのものを頓挫させるか、変更を余儀なくさせるのは、そこに住む人々の利害、とりわけ私的土地所有なのであって、著者にはこの点の歴史的解明をして欲しかった。近世都市の計画では貴族的土地所有が支配的だから、その点を顧慮しなくてもよいのだろうか…。⁸⁾

J. Cl. ペロー「18世紀における社会関係と都市」は、大革命以前に既に旧体制を構成する三つの身分秩序（封建領主＝貴族、聖職者、第三身分）が動揺し変貌するさまを、コルベールの租税徴収のための22階級分類、チュルゴーの生産者の観点からの3階級分類、メルシエの『パリ素描』に見られる「職業と富」の観点からの9分類のなかに探る。著者の関心は、社会集団の空間的分布や経済変動ではなく、時間における変化であり、都市空間が重要なのは、それが時間を自らのうちに取り込んでおり、社会関係を基礎づけているからだという。これは都市社会史における空間論としては傾聴に値する指摘だろう。さらに都市計画における受益者は富裕層であり、広々とした空間、衛生的で快適な装備を享受するのに対し、庶民は依然として「生物学的法則」（伝染病と高死亡率）にしたがいが、日常的不便さ（井戸水汲み、中庭などでの炊事、部屋内での家禽飼育）をかこち、変わらぬ人間関係をもつという指摘も、平凡かもしれないが重要である。つまり近世都市においても、新しさと「凝固した時間」の混淆が見られるという。

A. ファルジュ&A. ジイスベール「18世紀パリにおける暴力の舞台」は、1760-85年の期間にシャトレ小法廷で裁判となった暴力をとまなう軽犯罪を考察したパリ社会史である。これらの暴力を時間と空間、社会関係など多角的に分析した労作であり、興味深い。簡潔に要約するなら、暴力はセーヌ河の二

8) J. ル＝ゴフ「中世フランスにおける托鉢修道会と都市化」は、定義が曖昧で定量化も困難な中世都市を、托鉢修道会がおかれたところが都市ではないか、との仮説を検証した意欲的な論文だが、本稿の関心である都市空間論からは手に余る作品であり、また仮説的な論述が多いので本稿では取り上げない。例えば、都市を産業部門の観点から、「住民の一部で第3次産業活動に従事しているものが集住地域において優越的地位を保持しているとき、そこに都市がある」というのは、乱暴すぎる定義に思われる。さらに「優越的地位」という概念を精密化することは困難である、と語るのは思考停止であり頂けない。

つの小島をはさむ半径3キロ内と関の市門付近の盛り場に、週末から週初めに、日の長くなる季節に、街頭などに頻発する。暴力を振るう人々は貧民なのだが、彼らを十把一からげにはできない。なぜならその暴力は貧民間の些細な「差異」にこだわり、際立たせる行為だからだという。取り締まる警察は民衆から頼られる以上に畏怖される存在だった。というのも、警視は同時に裁判所の司法官でもあり、被疑者を法廷に送ることも、事件をもみ消すことも彼の裁量にかかっていたからである。大革命前夜のパリ民衆が、プライバシーもなく不衛生な住宅に折り重なるように居住していたから、いざこざや喧嘩は絶えることがないのだが、歴史として注目されるのは、たびたびサン＝タントワヌの家具職人が登場するように、親方と職人・徒弟・労働者間の紛争頻発である。親方は職人らが敬愛・信頼を示さず、勝手に集会し何かを決めていると慨嘆し、職人らは賃銀値上げなど労働条件の改善を訴えて行動する、その間に軋轢が生じ、暴力が起こる。ギルド制が限界に近づいていること、「営業の自由」が革命の日程に上ることが傍証されている。

フランソワーズ・パラン「パリの読書クラブ」は、復古王政下に叢生した読書クラブの地理的分布とその顧客の社会階層的分類を通じて、パリの文化空間を明らかにしたユニークな作品である。当時のパリ12区は山手線内の北半分よりも小さな面積でしかなかったが、そこに463軒の読書クラブが営業していた。分布地図(地図1)は、一見したところ先の暴力頻発地帯と重なるように思えたのだが、実はそれとはまったく逆の性格を有することが明らかにされる。つまり通常の人口密度とは関係なく、住民の社会的性格に深く関わりがある。例えば、セース左岸ではカルチュ・ラタンに読書クラブが多いが、それはここに医学校・ソルボンヌなど学校が蟠集し、印刷・製本業、新聞社が多く、知的活動を営むものが利用するからである。著者はこうした地区を左岸、右岸併せて四つほどを挙げ、その特徴を記す。概して云えば、読書クラブの顧客はもっぱら新興ブルジョワジーであり、民衆は殆ど利用していないという。⁹⁾ 著者は、読書クラブが王政復古に戦いを挑むブルジョワジーの政治的武器なのではないか、と推論する。

9) だからといって民衆が字を読めないと考えてはならない。彼らはパンを購うために毎日長時間労働を強いられ、不衛生な居住環境のもとでかつかつに生きているのであって、未だ新聞や小説を読むだけの余裕がないのだという。

小木新造「十八世紀、江戸の都市空間」は、アナル派の論文に対応した十八世紀江戸の紹介である。大火、戦災、震災を経験したために江戸・東京には歴史資料が乏しく、明暦大火後の江戸の都市計画の全容は不明だというのが、後述するように防火を意識した街づくり－例えば、常盤橋から両国橋に至る大通りの拡幅、火除地設定などと併せて、富士山と筑波山を遠望する都市景観を意識した街づくりでもあったという。上記の F. バランに対応する江戸文化の一つが、出版自由化の動きである。それまで京都出版界の出店でしかなかった江戸出版界は、日本橋の須原屋一統を中心に独立の動きを見せ、先進的な作品を世に送り出す。平賀源内、太田南畝、杉田玄白、森嶋中良、林子平らの著作がこうして陽の目を見るのである。確かに林子平の云うごとく、江戸「日本橋より唐、阿蘭陀迄境なしの水路也」かもしれない。

アナル派の都市空間分析は、質的に異なる民衆世界と貴族・ブルジョワ世界の同時存在を浮き彫りにし、また民衆世界内部の社会関係を「暴力」という視点から多角的に抉り出した。さらに、ブルジョワジーの知的営みとその政治的狙いを読書クラブの繁盛から推論するなど魅力的だった。

恐らくこうした影響を受けて、中村賢二郎編『歴史のなかの都市』（ミネルヴァ書房、1986）が刊行された。これは副題に「続都市の社会史」とあるように、前述の同じ編者の『都市の社会史』の続編であり、前作よりいっそう社会史への傾斜が見られる。本書は、「秩序と制度」、「生活と空間」、「娯楽と祝祭」、「知識と教養」の四部構成であるが、本稿の観点からは「生活と空間」が注目される。それは四つの論考から成るのだが、本稿との関連では次の三つをとりあげる。¹⁰⁾

田中峰雄「中世後期のパリ左岸地区」は、13世紀パリの左岸地区の都市化（いわゆるカルチュ・ラタン）が、大学の発展と軌を一にすることを、その地区の職業構成上の分析から探る。フィリップ2世「尊厳王」が新たに市壁を造営し、職人や商人のギルド結成を促し、彼らの市政への参加を認めたことが、セーヌ左岸の開発を促す。それまでシテ島に居住していた大学関係者が左岸に移

10) 最後の応地利明「南インドの定期市と売り手の定期市巡回行動パターン」は、現代南インドのある定期市を対象にした人文地理的考察であり、都市社会史のカテゴリーから外れるので本稿では取り上げない。

住したことを核に、社会的分業が展開する。日常生活関連の職種（食品関係業者・旅籠屋・飲食屋）や学問関連の職種（書籍商・写字・写本彩色）が平均よりも多いことがその証拠だという。資料上の制約があり確定的ではないが、確かにカルチェ・ラタンの「都市空間の様相」は窺える。

川北稔「ファッションとスラム」は、18世紀後半から19世紀後半にかけて、ロンドンに貧民が堆積しスラムを形成し、「スラム産業」で生きてゆくさまを描く。産業革命を経験しないロンドンが、これら貧民に与えたのがスラム産業、つまり、ドック建設に伴う荷役仕事とファッション関係の縫製業であった。19世紀半ば以降自由貿易に踏み切ったイギリス、なかでも世界に開かれた帝都ロンドンは輸入貿易の一大拠点であり、港を拡大しドックを建設したが、その荷役作業が貧民にかなりの量の「臨時的」仕事を与えた。他方で奢侈文化が花開き、庶民がファッションを好み洒落た洋服を着るようになったが、これも貧民に仕事を与えた。1850年にアメリカで発明されたミシンが、60年代にはロンドンの貧しい家内工業にも入り、いわゆる「苦汗労働制度」のもとで大衆向けの安価な衣類が作り出される。これは圧倒的に女たちの仕事であり、しかも興味深いことには、荷役仕事は夫、裁縫仕事は妻、という具合に、両者は労働者家族のなかで結びつくことが多かったという。本論考は、イーストエンドという貧民街の形成を特殊な労働形態と結びつけて論じており、著者はさほど意識していないが、都市空間論としても面白く読める。

白幡洋三郎「花見と都市江戸」は、吉宗の治世、享保年間（1720年代）の江戸で、飛鳥山、向島、御殿山の三つに吉野の桜が植樹され、桜の名所として庶民の娯楽となったこと、植樹は吉宗の鷹狩の復活と符節を合わせており、鷹狩に伴う農民への負担をねぎらう意味での桜苗の下賜ではなかったか、という。こうしてかつては貴族の楽しみであった花見が、しかも群桜を愛でつつ歌舞音楽、飲酒をともなう庶民の娯楽に転じたことを指摘する。都市空間論の観点から興味深いのは、三つの桜の名所がいずれも江戸御府内の外縁、農民と町民との境界に設定されたことであり、民衆は5、6里の距離を厭わずに花見にくり出したということである。非日常的だが民衆の空間移動の範囲が浮かび上がる。

以上の3篇のなかで、都市空間論の視点がもっとも鮮明に打ち出されているのは白幡論文であろう。飛鳥山、向島、御殿山の三つの桜山の空間配置に、將軍吉宗の意図が込められていることを指摘し、花見見物の民衆の移動距離が当

時の民衆の空間認識を窺わせるからである。セーヌ左岸の都市的空間の形成（田中峰雄論文）は、社会的分業の拡がりをもって確認されるが、大学人のセーヌ左岸への蝟集とその規模は資料上の制約があって把握できないし、住民の居住形態も明瞭とはいえない。というのは、基本資料であるタイユ（人頭税）課税台帳には、免税特権をもつ大学人とその関係者は記載されていないからである。著者は、被課税者の居住地データをもとに、通りごとの建物の間口を試算しているが、上記の理由からも、建物の形状が不明であることから、余り説得力はないように思える。

川北論文は社会経済史としては見事な作品だが、都市空間論に限定すれば、スラム形成に都市改造事業がどのように関わったのか、はいまひとつ明瞭ではない。鉄道ターミナル駅の建設が従来のスラムを一掃し、貧民の立ち退きと東部への移転を強要した事実はたびたび指摘されることだが、ロンドンではパリのように「やっかいな問題が生じにくい」（p176）というのは本当だろうか。イギリスでは私的所有とそこから派生する居住権への補償は、比較的簡単に「肩がつく問題」なのだろうか。公的空間と私的空間との相克・補完関係については、後段で改めて考えてみたい。

次に1990年代の作品、鶴川馨他編『江戸とパリ』（岩田書院、1995）を取り上げてみよう。本書は序章と終章を除いても全17章、総頁683頁からなる大著で、Ⅰ都市支配、Ⅱ都市空間、Ⅲ物資補給、Ⅳ都市文化、Ⅴ反抗、の五部構成である。本稿の関心「Ⅱ都市空間」に所収された三論考から次の二つを眺めてみよう。¹¹⁾

J.L. マックレイン「江戸橋—江戸における権力・空間・民衆文化—」は、明暦の大火（1657年）後に密集空間の緩和措置のひとつとして、「火除地」に指定

11) 最後の論考、W.H. コールドレイク「新政権の確立—徳川家光による権力の集中と台徳院「靈廟」—」は、政治権力の確立に果たす記念碑的建造物の意義を説いた論考である。台徳院とは2代将軍秀忠の諡名であり、その靈廟は1632年（寛永9年）に3代将軍家光により、徳川家の菩提寺である芝増上寺境内に建立された。これは建築と政治権力との関わりを論じた論考で、後のR.シャルチエよりも更に建築史学に傾斜している。社会史的に見て面白い部分もあるが—これまで歴史家が軽視してきた台徳院を取り上げたこと、総指揮に老練な井利勝を任命し、諸大名を動員する一大プロジェクトだったということなど—本稿の関心である「都市空間」に関わる論述はほとんどないので取り上げない。

された江戸橋詰の三角地が、その維持管理を委託された町人らにより、財政負担の原資調達の名目のもとに、1世紀後にはすっかり「町人化」される過程を描く。すなわち、商人らは当初居住が禁止される「床店」の形態で店舗を出すことを得、後には常設の店舗建築や貸し家建築にまで至る。他の商人らも、荷揚げのための河岸や蔵を建造する許可を得る。さらに18世紀末には、講釈師や楊弓場、水茶屋などが店を構える民衆の娯楽場ともなる。著者は、こうした特権付与と引き換えに幕府は、民衆の利害調節の最終裁定者としての権威をひけらかすことができた、と述べる。本論文は、「公的空間」が町人らの利害をうけて「私的利用」に蚕食されてゆくさまと、その際の公儀の論理を鋭くえぐり興味深い。また、日本人が好む「物事の決まりのつけ方」や、公私の曖昧さも指摘されている。ところで、その後も江戸には火事が起こるが、そのとき本来の機能を失った「火除地」を公儀は黙過していたのか、その責任追及はなかったのか、という疑問が生じる。

ロジェ・シャルチエ「権力と空間、パリにおける投資」は、近世パリにおける不動産開発の経緯を辿るのだが、切り口がさまざまであり細かな事実認識をどう理解するのか、難しい論考である。すなわち、節項目が、市壁と土地所有、都市景観、建造物、都市改造など互いに重複している。評者なりにやや強引にまとめれば以下のようになるか。16世紀初頭パリの人口は約25万人、1700年には51万人に達するが、多くの城壁都市と同様パリもこの人口増加に可変的ではない。土地を再分割して住宅建設することは起こらないので、市外地の開発がなされる。他方、市街地の土地は国王、大司教、修道院により所有されていたが、これが順次売却され、官職保有者、法服貴族、一部建設親方層などの手で開発され建物が立てられるという。表題の「権力と空間」に限定すれば、道路に突き出た建物部分の取り壊しやロンドン大火を教訓にした木造から石造への規制強化(1667年王令)が面白い。さらに同じ王令で「都市の安全と清潔」の強化が住民に課される。すなわち道路舗装に国家から多額の補助金が交付され、住民から徴収された清掃・照明税と合体して、ごみ回収と道路照明が実現するという。

本稿には幾つかの疑問を覚える。著者は16-18世紀にはパリの土地細分化 *lotissement* が停滞するというが、前記したような封建的土地所有が開発業者に譲渡されたのち、分譲され細分化することはなかったとは考えにくい。都市生

活の最小単位が「ひとりの所有者の一戸の家がある土地」という規定が、細分化の抑制にどう関係するのか、これは課税の単位ではないのか。近世でもパリの土地は高騰しているのだから、増加する住宅需要に応えるためには、土地細分化あるいは建物の高層化は必然ではないのか。それを窺わせる事実は、17世紀初頭サン・レイ島の土地分譲をうけた77人のうちに、石工など建設業関係の親方が17人(22%)もいることである。彼らはそこに自宅だけでなく賃貸用の住宅も建設したという。その土地面積や建物の大きさは、隣接する貴族らと同じ規模ではないだろうから、土地は細分化され建物は密集化したと思われる。また、近世パリは江戸と違って「都市の安全と清潔」にことのほか神経を配っていた、との記述も異論がある。¹²⁾

以上の論考では都市空間を意識しているのは、J.L. マックレインの論文であることは異論がないだろう。江戸橋詰の火除地という都市空間が商業的な利害により蚕食されてゆく過程と、その利害調整に権力誇示を意図する公儀との関係が摘出されて見事である。

Ⅲ 都市社会史に関する20篇ほどの論考を空間論の観点からコメントしてきたが、それらは標題からも窺えるように、2編を除いていずれも中世都市や近世都市に関わるものだった。産業化とそれに牽引されて加速する都市化は、19世紀以降の近代都市に多岐にわたる解決しがたい「都市問題」を賦与する。とくに首都にはそれが集約的に現れる。近世的な労働規制と保護を撤廃した自由主義は、資本の自由な活動を許したから、「苦汗制度」に象徴される都市貧困を生み出し、他方キャパシティを越えた人口集中は「住宅問題」に代表される居住環境の悪化を招いた。では、近代都市を扱う論考は、こうした難題を抱える都市を、空間論の観点からどう考察しているのだろうか、二、三の代表的作

12) 著者も云うように、パリではたびたび発布された都市衛生に関する王令は守られること甚だしく少なかったし、中世以来の悪習がその後の残ったことは周知の事実である。例えば排泄物容器の中身を道路や中庭にぶちまけたり、ごみを広場や中庭、道路へ捨てることは19世紀半ば頃まで続けられたことはよく知られている。[R.H. ゲラン、1987] 人間排泄物の処理については、これを農作物の肥料として使う我が国の方が、はるかに手際よく農民の手で処理されていたことは紛れもない事実ではないか。したがって江戸の町のほうがパリよりも清潔であったと思われる。但し夜間照明については17世紀末に5,000個余のランタンで照明されたパリの街路の方が、同時期の江戸よりは明るく治安上も効果があったと思われる。

品についてみよう。

石塚裕道『日本近代都市論—東京：1868-1923—』（東京大学出版会，1991）は、わが国の都市史研究をリードしてきた同氏の論文集であるが、明治政府の殖産興業・富国強兵策と関連づけて、東京の貧困、衛生、伝染病などを考察している。とくに第2章「世紀末東京の都市空間」と、第3章「資本主義・都市問題・民衆生活」が我々の関心から注目される。これらの章の内容は互いに関連し重複しているので、¹³⁾ コミに扱い簡潔に要約しておこう。明治初期の外來伝染病コレラの流行は、東京市と政府に衛生対策を突きつけるのだが、コレラなど伝染病防遏には有効な手だてがなく、避病院への隔離が唯一の策だったし、公衆衛生基盤としての上下水道敷設事業では、差し当たり上水道敷設が優先された。水系伝染病の防遏には下水道整備が重要だが、「神田下水」事業が頓挫したあとは、検討もされなかったという。結核蔓延ではスラムでの流行もさることながら、著者は「工場結核」が都市の結核を農村部まで拡大した元凶であるという。また武家地が町屋となり東京全体に70箇所ものスラムが形成され、細民が堆積された事実と、その改良をめぐる社会改良家・政治家の言説を批判的に検討している。

著者は都市改造事業が水道事業などに限定された理由を、明治政府が富国強兵を優先させ、民生を後回しにしたからであるといひ、また公衆衛生施策が後退したとも云う。確かに、公衆衛生施策の基礎である疾病・死亡調査など統計が不備な状況では、有効な手だてを講じられないのは事実だが、では明治政府は、殖産興業・富国強兵をおびやかす国民の伝染病罹患・死亡激増の危機的状況を、いつごろ認識したのだろうか。この点の著者の叙述は不明瞭である。¹⁴⁾ もう一点は、下水道建設が着手されなかった理由を、尿尿の「汲取権」が売買の対象になり、裏長屋のそれは大家が保持していたことを挙げているが、それ

13) 「あとがき」にあるように、これらの章は、その節部分も含めて別個に執筆・発表されたが、一書として刊行されるときに是非とも論旨が一貫するようにリライトされたかった。代表的な伝染病たるコレラ、腸チフスと肺結核が別の章にばらばらに置かれているし、公衆衛生事業としての上水道事業も、スラムの叙述も別個の章に散在し、読者の理解を困難にしている。

14) p90では、政府は富国強兵策を推進するためにも公衆衛生への取り組みを重視し、軍医森鷗外をドイツに留学させたという。彼のドイツ留学は1884年であるが、他方でp95では、1883年に内務卿に就任した山県有朋は、蔵相松方正義とともに軍備増強路線をとり、教育・衛生・病院費を減額し公衆衛生を後退させたとも述べる。矛盾してはいないか。

は付随的なもので、基本は財政難ではないか。「神田下水」工事の頓挫も資金調達難であったように、首都の地下に下水道網を張り巡らすには莫大な費用が掛かることは容易に察せられる。現に今日でも地方都市では本下水が敷設されていないところは珍しいことではない。当時の国家と東京の財政事情からの検証が必要ではないか。さらに、上水道事業にもかなりの住民が中止を申し入れたと著者は言うが、その理由は明示されない。思うにこれにも財政が絡んでいたのではないか、つまり住民にも一定の工事費分担を求めたのではないか。

本書では、伝染病の流行とスラムとの関係のうちに都市空間論的な把握が見られるが、それも明示的ではないし、むしろ正当的かつ古典的な手法での都市問題分析のように思える。

石塚氏の次世代で現在都市史研究の第一人者と目されているのが成田龍一氏である。彼は、都市史研究の分析と叙述の手法に都市空間論を用いている。成田氏の業績は多岐にわたるが、本稿に関わるもっとも基本的な論考は、成田龍一編『都市と民衆』（『近代日本の軌跡9』、吉川弘文館、1993）所収の「近代都市と民衆」であると思われるので、以下その所説を簡単に眺めてみよう。氏は19世紀末から20世紀初頭までの我が国における都市の成長発展は、国民国家に包摂される過程でもあり、それゆえ都市が生活の規範と人々の結合を作り出す際に、国家の影響を強く受けるという。都市生活の規範とそこでの人々の社会的結合関係を、著者は「都市システム」と名づけ、その形成と変容過程を三つに時期区分し、それぞれの時期の特徴を分析する。

第1期は1860年から1900年前後までで、この時代は旧城下町が県庁・郡庁として再編される傍ら、鉄道の要衝（直江津）や貿易港（神戸・横浜）、軍港（呉）都市が成長してくる。首都東京は市区改正（1888年）でインフラ整備がなされる。とりわけ都市空間の均一化をもたらすのは、都市法規、伝染病と衛生制度、都市施設などである。なかでもコレラの周期的流行は衛生意識を植えつけるとともに、不衛生な貧民とスラムとを「負の価値をもつもの」として監視と排除の対象にのぼせる。

第2期は1900年前後から1935年までの「都市空間の展開期」である。東京、大阪が隣接市町村を合併し「大都市」に成長し、他方で産業都市（宇部・川崎）や観光都市（別府）が登場してくる。この時代の特徴は「都市問題」が発生し、いくつかの解決の処方箋が試みられることである。1919年制定の都市計画法

が東京のみならず地方都市にも適用されて都市基盤を整備する。賀川豊彦・山室軍平ら社会事業家らが救貧と民衆の自立を促す活動を展開する。「生きられた空間」¹⁵⁾では工場労働者に加えて事務系職員が増加して都市民衆の構成が変化するのだが、衛生は引き続き都市の主要な課題であり、慢性的疾患たる結核・性病が重みをもつが、国家は対策の一環として家庭婦人の役割を強調する。大都会では盛り場が息抜きの場所として活況を呈するのだが、昔の見世物や屋台からデパートなどモダニズム空間が主流になる。

第3期は1935年ころから1960年ころまでの「戦時の都市」である。重化学工業を担う都市群が現れ、他方東京・大阪などは「大都市」から巨大都市へと成長する。この時代の特徴は国家による都市空間の画一化がいつそう進み、消費の管理、衛生を梃子とした身体の管理化、言語の規格化もなされる。都市空間内では人々の水平的移動と同時に垂直的移動が盛んになり、また植民地都市も宗主国の意向に沿うかたちで改造される。

本論文は、日本近代都市史を都市空間論の観点から段階論的に整序したもので、私の如き門外漢にも分かる見取り図である。それは同氏の力量を物語ると同時に、後の仕事のグランドデザインでもある。だが、若干の疑問もない訳ではない。一つが時期区分の問題である。氏は時期区分となる指標を一切明示していない。画期がなぜ1900年前後、1935年、1960年なのか。通常の世界史の理解では二つの世界大戦がエポックを成すのだが、氏が日本都市史ではそれが妥当しないというのであれば、是非その理由を明示すべきだった。ことに第二次大戦をはさむ第3期には異論が出たのではないか。総力戦下の生産・消費・生活の画一化、個人の自由抑圧と、戦後の自由化とを取って一つの時期区分に包摂するには、何か重大な理由があるように思える。近年の日本史研究では「連続説」が支配的のようだが、そうだとすると時期区分には相応の指標が必要である。もしかして、この三つの時期に通底する「衛生」の観点がそうさせるのか。

その「衛生」なのだが、私など西洋史を学ぶ者の観点からすると、日本史ではなぜ「公衆衛生」ではないのか、が考えさせられた。つまり日本では衛生が

15) 「生きられた空間」という表現は恐らくはアナル学派に由来する表現«l'espace vécu»だと思うが、私はその受身的言い回しには違和感をもつので、「民衆の生きた空間」と呼びたい。

公衆全体に関わる視点が稀薄で、いきなり個人の規範とか義務として押し付けられる、その違いが興味深い。¹⁶⁾ したがって、コレラにしても結核にしても社会全体でこれをどう防遏するかの観点が薄いから、都市衛生・都市改造では上水道は敷設されるが、下水道は後回しにされる。ここには、伝統的「養生」観に接木された「衛生」観が作用しているように思えるし、¹⁷⁾ 日本では都市権力が都市をシステムと見てはいないようにも見える。

三つ目の疑問は近代都市のもつ均一性と重層性の関係の理解に関わる。本文を読むと氏の発想の基本は都市の均一性であり、「そのコントロールのもとに多様な結合体をつくりあげ、重層的な空間を現出した」(p21 その他)と述べるが、私はこれにも違和感をもつ。近代都市でも、まずは地方などからの人口移動と定着があり、「営業の自由」のもとに社会的分業が展開し、都市空間のなかに多様な生活形態が展開される。公権力はもちろん優先的に空間を占有するが、それ以外のところは住民の自由な経済活動と欲望に応じて、工業地、商業地、娯楽と歓楽街、住宅地などが形成される。こうしたいわば自然に出来上がった都市空間が、社会秩序や経済活動に何らかの障害を与えるとき、公権力による都市計画、都市改造の動きが生れるのではないか。住民に限定しても自ずとそこには「共生」のルールが合意されるのであって、上から与えられる規範ばかりではあるまい。つまり私は、近代都市は自由で多様な、ファッションブルで猥雑な空間なのであり、—それ故にこそ、多くの人間を魅了し活気に満ちている—多様性と重層性が基本であると思う。それとも日本の近代都市は本来的に規制と規範が強いというのだろうか。¹⁸⁾

成田氏自身の作品を眺める前に、前記論文が収められた『都市と民衆』の他

16) もっともフランスでも「公衆衛生」が社会に留まらず個人の領域にまで踏み込むこと傾向をもつのは、その本質からして避けられない。伝染病予防であれ、都市衛生事業であれ、これを効果的に実施するには「私益」をある程度犠牲にし、「公益」を優先させる必要があるからである。だが、フランスでは前記した絶対王政下の屎尿・ゴミ処理に関わる王令でも、「1850年不衛生住宅の衛生化に関する法」でも、たびたび出された「ガルニの衛生改善を求める警察令」などでも、これが遵守されること甚だしく少なかった。思うにそれらが個人の自由な生活に干渉する公権発動と見なされ、拒絶されたからである。

17) この点は成田氏自身の次の論文が的確に突いている。[成田龍一, 1995]

18) 著者の都市の均一化機能を重視する見解は、次の叙述にも顕著である。「戦時の都市空間の制度化は戦時の状況に歪められ形成されたのではない。…戦時の都市空間は都市化の論理からの逸脱ではない。」(p53)

の論文も一瞥しておこう。北原糸子「江戸から東京へ—都市問題の系譜—」は、人別帳から統一戸籍法への過程のうちに、身分の平準化と空間の斉一化を見る。明治維新は身分制を壊したものの、これを「戸」に編成替えしたに留まり、フランス革命とは違い個人の解放には至らなかった。空間の編成替えでは、地面に番地が付され新たな行政単位が構成されるが、その過程でかつての「家主」が排除され、住民は戸のもとに管理されるという。確かに、武家地の町人地化により都市空間の身分制的分断化は終わり、斉一化がなされたかもしれないが、ではその後の東京で都市空間はどのように編成されたのか。そのなかでスラムはどう再編成され、新たな都市問題を提起するのか、その辺りの見通しが欲しい。¹⁹⁾

布川弘「都市民衆の階層と民衆運動」は第一次大戦後の民衆諸階層の「家」創出願望と運動、及び都市行政がこれに対応する社会政策を推進してゆく関係を描く。都市下層民衆は上昇志向を強く抱き中流階級への憧れをもっていた。それは「家」をもつことで実現されるのであり、この観点から米騒動の主体となり、川崎造船所におけるサボタージュでは8時間労働日より賃上げにこだわったし、大正10年の争議では友愛会の指導を退けて急進化した。他方、俸給生活者は名誉と体面を重視するわりには生活が楽ではなく、生活改善運動を展開し、自力では容易に解決しがたい住宅問題や湯銭問題では都市当局に対応を迫った。神戸市当局はこれに市営住宅建設や銭湯経営者に湯銭値下げを強く

19) 北原論文は副題に「都市問題の系譜」とあるように、江戸から引き継ぐスラム形成を明治初期について考察しようとしたものだが、本文を読む限りでは殆ど言及されていない。具体的な考察事例として挙がっているのは四谷伝馬町新1丁目だが、ここはスラムではない。そこに隣接するスラム鮫ヶ橋の江戸から明治期への変化こそ主題ではないのか。また、戸籍法により戸が国家の基本単位であり、個人はその戸主との関係で位置づけられることはよく理解できるが、それが「国家が国民に仕掛けた『異』であった」(p78)という叙述は理解できない。不徹底な個の解放がどうして「異」になるのか、丁寧な説明が欲しい。

次の小路田泰直「帝国の都市と『自治』」は、明治初期の都市市民の創出過程を扱う論文だが、都市空間の観点からの把握は殆ど見られないので本文では取り上げない。本稿は、国家主義が強すぎて違和感を禁じえない。例えば、市場を生み出すのは都市であり、その都市を生み出すのが国家だという断定や、国家が「善き市民とその自治」をつくり出すのであるという思い込みなどは、十分な予備的作業なしの断定であり賛成できない。市場や町が国家権力と関わりなく造られるのは、西洋都市史研究の教えるところである。また、維新政府が創り出そうとした「市民」像は、天皇制下の「臣民」像とはどう関わるのか、そうした前提作業なしに、「市民とその自治」を語るのは乱暴きわまりない。

迫るなどで対応したという。民衆諸階層の自意識に着目した好論文であるが、都市空間の観点は稀薄である。

芝原篤樹「巨大都市の形成—市区改正から都市計画へ—」は、「大大阪」における都市計画の先進的試みを政策立案過程にしばって見たものである。前述の1888年東京市区改正条例が都市計画の嚆矢だが、産業化と人口膨張は新たな都市改造を迫っており、それが結実したのが1919年都市計画法であった。大阪市は関一市長の下に、独自の「大阪市街改良法案」を用意して内務省と折衝したが、当面は準用法を制定することで落ち着いたらしい。この大阪市街改良法案は、都市の住宅問題と産業発展を両立させるために、市外をも視野に入れ、地帯収用、土地区画、土地使用制限などの規定を盛り込んだ画期的なもので、都市計画政策史の上からは興味深いものだが、著者自身がいみじくも語るように、実際の事業は幹線道路網の建設だけに限定され、住宅建設など社会政策的施策は実施されなかったという。ではその理由は何か、残念なことに本文では明示されない。F. ショエ論文のコメントでも述べたが、社会改良家や学者が描く都市計画デザインがいかに革新的であっても、多くが不首尾に終わるのが現実であることを直視するなら、歴史家は見果てぬ夢を追いかけるよりも、挫折の原因を総合的に探ることに目を向けるべきではないのか。

戦間期日本の都市空間を扱う論文が二つある。岡田知弘「重化学工業化と都市の膨張」と、雨宮昭一「戦争と都市」である。岡田論文によれば、戦間期とくに1930年代に都市人口が急増したのは地方都市、とりわけ簇生した重化学工業都市であった（川崎・八幡・尼崎・小倉・西宮・宇部・戸畑・日立・新居浜など）。重化学工業はその稼働のために多岐に亘る社会的労働手段（敷地・淡水・電力・輸送手段・下請企業・男子労働力など）を必要とし、都市の空間構造を激変させた。地方都市は雇用と税源確保のために工場誘致をしたが、産業公害（河川などの化学汚染・濁水・地盤低下・煤煙など）の被害にあい、また生み出した富の大部分を本社機能が集中する東京・大阪に移転されてしまう。富を集中した東京・大阪は新たな雇用を創出し、都市電鉄資本によるデパート・盛り場・商店街が形成され、沿線には住宅建設が展開するなど、多様な都市空間が広がってゆく。この時代に都市計画から国土計画への転換が日程に上る。

雨宮昭一「戦争と都市—強制的画一化と都市形成—」は、戦時期になされた「強制的画一化（グライヒシャルトゥンク）」を、企業城下町日立について考察する。

1937年戦時経済体制のもと商工省は地方工業の振興策を打ち出すが、茨城県でも県政財界を挙げてこれに対応した。この過程で日立市は日製(日立製作所)の発展に適合するかたちで市町村合併を行い、重機械工業の企業城下町へと変貌する。戦後解放で労働運動は高揚するが、1950年の労働争議の敗北後に結ばれた労働協約で、企業の支配力は完全に回復し、労働者の自立性は奪われ第2の画一化が達成されるという。本稿は「グライヒシャルトウंक」という切り口で企業城下町・日立市の変貌を見たものだが、率直に云って第1, 第2階梯ともその内実の叙述が弱い気がする。前者では日立市域の拡大, 日製の意向での市長選任, 大政翼賛会の中枢に日製・日鉱の幹部が就いたこと等を、後者では新しい労働協約の締結をもって、強制的画一化の達成だと云うが、都市空間の強制的画一化を云うには、日製従業員へのパテルナリズム実施, 市民生活に関わる日製と国・県・市の支配力—例えば市政支配の状況, コネ就職, 社会施設への援助など—を具体的に分析する必要があるのではないか。

最後に川越修「ヨーロッパの都市/日本の都市」を見よう。²⁰⁾氏は、近代都市の三つの局面を、①伝統都市の解体, ②外的都市化, ③内的都市化に分け、共時的に起こったコレラ流行とそれへの民衆行動を絡ませて、都市化の進展状況を判断する。具体的に云えば、コレラ流行が民衆騒擾を惹き起こした1832年パリ²¹⁾と、そうした騒擾が起こらなかったロンドン, ベルリン, 東京との比較である。伝統都市解体のピークにコレラが流行すると、パリの如き騒擾が発生するのではないかという仮説は、1849年のベルリン, 1886年の東京には

20) 大門正克「農村から都市へ」、橋谷弘「植民地都市」、中川清「都市日常生活のなかの戦後」は本稿では取り上げない。大門論文は農村青年の苦学を通しての社会的上昇を論じているが都市プロパーの問題ではない。橋谷論文は京城・奉天など植民地都市の日本的改造を見るが、これもやや特殊な領域であり、近世都市から近代都市への以降という文脈から離れている。中川論文は戦後の中絶をめぐるユニークな論文だが、本稿でいう都市空間論とは視点を異にするので割愛する。

21) 1832年パリ・コレラについては[大森弘喜, 2004]を参照せよ。補足的に云えば、民衆蜂起の背後には産業社会への転換に伴う生活基盤の崩壊のほか、民衆の病院・避病院への強い恐怖があった。パリ臨床医学は病理解剖学の上に確立したから、パリの病院では死体解剖が頻繁になされており、これが民衆の不安と恐怖を醸成していた。例えば、パリ臨床医学の権威の一人で、心臓病の研究で功績があり、ナポレオンの侍医でもあったJ.N. コルヴィサル(1755-1822)は、シャリテ病院に12年間勤務したが、この間当病院は死んだ患者の全ての遺体を死体解剖に回したという。[F. Haas & S. S. Haas, 1995, p14] パリ学派はこうして病理解剖にたった新しい診断法に途を開いたのである。

妥当しないが、それは既に両都市とも「外的都市化」がある程度始まっているからだという。これは史実と合うのだろうか。ベルリンについては殆ど知らないでコメントできないが、東京は、前記石塚裕道氏の著作によれば、1888年に東京市区改正条例が出され都市計画が俎上に上ること、その事業の主力は幹線道路整備にあり、上水道事業は追加的に始められ、紆余曲折を経て漸く1898年頃に完了した。つまり被害甚大だった1879年および86年のコレラ流行の数年後に、「外的都市化」が開始され、十数年後に一応完了したことになる。東京で1886年に騒擾が起こらなかったのは、「外的都市化」が開始されていたからだ、との氏の説明は事実と反することになるだろう。²²⁾ となればコレラの恐怖を前にした民衆は、伝統的な行動様式で身を守るか—お札やお守り、祓い清め、コレラ送りなど—政府の強権的な石炭酸による消毒と避病院への隔離に従うほかなかったのであり、著者が云う「外的都市化」事業の効果を民衆が認めた訳ではないようだ。第二帝政期バリの如き都市改造が東京では実現不可能であるために—財政的理由の他に、そのノウハウの蓄積欠如、軍事と殖産が優先されたなどの政治的状況—都市基盤の整備が十分なされないまま、個人への衛生意識の強要がなされたと云える。著者の云い方をするなら、「外的都市化」を欠いたまま「内的都市化」に着手されたということである。

もう一点気になるのは伝統都市の解体の契機を、人口膨張とスラムの形成に見出す点である。ブルジョワ革命以前に既に存在していた貧民窟がそれ以後に膨張したのは、広い意味で産業化社会へと転換したからに他ならず、無産の労働者が激増した結果である。「伝統都市の解体」は、貧民救済のシステムが埋め込まれた旧体制が瓦解し、自由主義の経済下では無産の労働貧民の生活保障は失われたこと、それゆえ労働貧民は体制への憎悪と反撥を強め、「社会的脅威」となる点にこそ求められるべきではないか。彼らは近代都市での共生のルールを無視し、仲間内の助け合いと付き合いを大切にする反面、自由で奔放な遊蕩生活をし、暴力を行使する。その典型が19世紀前半のバリであるが、同じ頃のロンドンでは、スラムの可視化は疑うべくもなかったが—エンゲルスの

22) 著者は、他方で1880年代の東京が「江戸の遺産」を巧みに受け継いだことも、コレラ騒擾が起こらなかった一因だと云う。「江戸の遺産」とは、玉川上水と神田上水の給水システムと排泄物の近郊農業への利用を指すらしい。もしそうだとするなら、伝統都市の機能が明治中期までうまく作動していた訳であり、「伝統都市の解体」は云えないだろう。自家撞着に陥っている。

著作とチャドウィックの膨大な調査報告を見よ——曲がりなりにも救貧行政が実施されていたことで、1831年にも、1849-54年にもコレラ騒擾は発生しなかったと考えるべきではないか。著者の云うように、スラムの存在それ自体が、可視化されていようとなかろうと、伝統都市解体の指標ではあるまい。

再び成田氏の作品に戻ろう。氏の2番目の作品が、『「故郷」という物語—都市空間の歴史学—』（吉川弘文館、1998）である。²³⁾ 同書は彼の云う都市史の「第1期末期から第2期初期に至る期間」の、主に東京における「故郷」の物語である。どこの国の首都にも恐らくは妥当することだが、首都住民の大部分は地方からの移入民で構成され、絶えず更新される。上京者の数だけ故郷があり、故郷との繋がりがあり、また同郷者同士の都市における繋がりも形成される。故郷の思いは追憶・望郷から嫌悪・拒絶まで濃淡がある。著者はその時代の都市市民の故郷との関係を、文学、歌謡曲などの大衆文化、啄木など文人の軌跡などのうちに探り、アイデンティティの危機などを描き出す。田舎から都会に出た農村青年は故郷の良さも悪さも意識するが、なかなか都会にも馴染めない。帰省するときには都会人を自覚し、田舎での生活に違和感を覚える。自分はいったい何者か、との思いは誰しも覚えるものであろう。これは我々が外国で一定期間生活すれば、自分が「エトランジェ」であることを嫌が応にも痛感させられるのと似ている。後段の外国人移民のアイデンティティ危機はまさしくこの延長にある。

都市空間のなかに移動の契機を取り込んだ「故郷」というコンセプトは面白いし、同郷会の活動もそれなりの位置を与えられるかもしれない。だが二、三の疑問もある。第一は時期設定に関わる。本書が扱う時代を「第1期の末期から第2期の初期」という実に中途半端な時期を対象とすることである。それが具体的には何年頃かは定かではないが、内容から推して1880年頃から1914年頃までと思われる。だが中途半端な時期設定についての説明も理由も見当たらない。云うまでもなく、歴史家にとって考察の時期措定は、考察そのものに関わる重要事である。中途半端な時期設定すること自体、氏が試みた前述の第1

23) 成田氏の近刊『近代都市空間の文化経験』（岩波書店、2003）は氏の3番目の著作だが、序論は前記の『都市と民衆』所収の論文であり、他の部分も1990年代前半までに公表された論文を一書に収めたものである。個々には興味あるものもあるが、本稿では取り上げない。

の作品の時期区分が適切ではなかった、ということにならないか。前記したように、氏が行った日本都市史の時期区分に何らの「指標」も提示されていないことに、そもそもの問題が潜むように思われる。

第二はそれと裏腹な関係にあるのだが、著者の時期設定と都市における「故郷の物語」とはどう切り結ぶのか、歴史的空間としての東京の時代性は、あまり明瞭ではない。また、氏がかねがね主張している国民国家の形成に絡め取られる日本の近代都市という視点も不明瞭に思える。

第三に、これは感想だが、現在「同郷会」は余り耳にしない。私の学生の頃は、東京や横浜にはそれぞれに「県人会」があって、地方出の「オノボリサン」に情報や住まいを提供していた。「同郷会」の今昔を通じて、上京者の故郷との繋がりや都会における結合の仕方などの変遷が判明するように思える。北島三郎「帰るか+」、井沢八郎「ああ上野駅」、細川たかし「望郷じょんがら」などの歌謡曲が人々に好まれるのは、現在も上京者に望郷の念が薄れた訳ではない証拠だろう。だが同郷会などが活動を低下したのは、何か重大な変化がそこに作用しているのではないか、この辺りへの言及も著者に望まれる。

Ⅳ 以上やや長めの準備作業を経て、本稿は中野隆生編の二作品のコメントに入る。中野氏は現在我が国のフランス近代都市史研究において、成田氏と並ぶ都市空間論を標榜する研究者である。ここでの二作品ともに、タイトルに「都市空間」が入っているのがその証拠である。

『都市空間の社会史 日本とフランス』（山川出版社、2004）には、序論のほか、Ⅰ都市の形成、Ⅱ都市民衆の世界、Ⅲ都市史研究の現在、の各項目に日仏各一本の論文が対比的に収められており、最後に文献案内が配置される。順次眺めてみよう。

中野隆生序論「近代都市史研究における日仏比較の可能性」では、日仏の都市史研究の変遷が述べられ、さらにその「眼差し」の違いが指摘される。日本では近代日本の形成に関心が集中したこと、都市空間の把握の仕方でも行政区画に限定されるくらいがあったこと、住民の表象として「都市的なもの」を捉える視点は弱いこと、対象としての民衆を捉える場合でも、下層社会に関心が集中したこと等が挙げられる。フランスの都市史研究では、我々がすでに見たように、地理学・社会学など隣接学問を援用した多角的な都市空間の考察がか

なりの蓄積を有すること、都市民衆全体に目配りがなされ、しかもその生活様のみならず、心性にも関心が向けられていること、「都市的なもの」の拡がりを行政単位でみるのではなく、街区(カルティエ)から郊外まで広角的に眺めること等が特徴として指摘される。

「I 都市の形成」は、二論文から成る。先ずアラン・フォール「投機と社会—19世紀パリの大土木事業—」は、1853年から1869年まで実施された「パリ都市改造(オスマニゼーション)」を考察する。実は18世紀半ばに既にパリは改修の必要に迫られており、「撫でるような都市計画」が実施されていた。つまり、都市計画の手続き—1807年、33年、41年の土地収用法、これを補完する1850年「不衛生住宅の衛生化に関する法」、1853年の勅令—が制度化されていた。ナポレオン3世の指示と後援をうけて実際の大改造を行ったのはセーヌ県知事オスマンだが、それがこの時期になされたのは、1848年二月革命と六月暴動、49年のコレラ再流行などがきっかけであり、²⁴⁾ブルジョワジーなど富裕階層の「労働者のめったに入ってこない、似通った人だけと隣り合わせに住みたい」との願望を満たす、不動産資本の成熟があったからである。加えて、皇帝の信頼を盾に一切の譴責・罷免を受けつけない独裁的権力がこの大事業を可能にした。ブルジョワの快適空間はパリ西部に優先的に当てられ、民衆は初めのうちは都心の開発されない街区に居住したが、家賃高騰のため次第に東部・北部さらに郊外へと追いやられ、零細不動産会社などが造ったバラック小屋に居住することになる。

都市空間がこの事業でどう改造されてゆくのか、予備知識のない一般読者には、この小論文だけでは容易に理解できかねるが、それにしても暗渠下水道の整備は本論文でも言及さるべきであった。それは都市衛生化の切り札になるはずであり、ブルジョワの快適志向の象徴でもあるからである。²⁵⁾次に気にな

24) 前記川越論文との関わりでいうなら、パリの「伝統都市の解体」は既に18世紀後半に明確に認識され、1848—52年にピークに達した、と云える。前者は1783年の道路の幅と建物の高さとの比率に関する規定(いわゆる「建築線」というコンセプト)と道路測量図の作成である。伝統都市の解体のピークは、川越論文が云う1832年前後ではなく、1850年前後、すなわち49年コレラの再度の流行と50年不衛生住宅の衛生化法制定にある、と考えるのが妥当であろう。

25) もっとも下水本管への接続費用は所有者負担になるため、民衆がトイレ水洗化などその恩恵に浴するのはずっと後20世紀前半である、このためパリではその後も散発的にコレラが流行し、腸チフスは19世紀第2四半期以降、コンスタントに病死者を出している。松井道

ったことは、都市改造の財政的側面である。道路整備だけで120～140億フランもの支出があったというが、この費用をすべて借入れに頼らざるを得ないのだが、その仕組みの説明が全くない。さらに支出ではその費用は推測するに土地収用の補償金にかなりの部分が使われたのではないかと、と思われるがフォール氏の説明はない。パリ・コミューンで市庁舎が放火炎上したおり、資料も焼失したので仕方がないのだが…。²⁶⁾ 細部に互いに矛盾する叙述が散見されるが、²⁷⁾ フランス第二帝政期になされたパリ都市改造が、幾つかの好条件に恵まれて大掛かりで実行されたこと、都市空間の構成が単に平面的に変化しただけでなく、居住様式も階級により違いがあることなどが、明らかにされた。パリはこうして衛生機能の備わった近代都市になったが、その恩恵に浴するのはブルジョワジーなど富裕層に限られ、圧倒的多数を占める労働者・職人などは、依然として狭く不衛生な住宅に過密に起居せざるを得なかった。これが第三共和政の課題であることがよく分かる。

これに対応する日本側の論文が梅田定宏「首都東京の拡大—市街地・行政区画・都市域概念の変化—」である。これは江戸から東京と改名した首都の明治初期から昭和前期、東京都成立までの文字通り都市空間域の拡大を跡づける。それはp69の図1に明瞭であるが、初期の市街地だけを「市域」と捉える思想から、緑地帯や衛星都市を含む多様な空間をも「市域」とする思想への転換がここに作用していたという。本論文では都市域の拡大が行政区域の拡大として

昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』（日本経済評論社、1997）は邦語では唯一の纏まった研究であるが、下水道整備によりコレラが鎮圧された旨のことを云うのはゆめ足である。
26) 収用・家屋の取壊し、移転など著者の挙げる数字は、いずれも1849-53年の資料に基づいているが、それはオスマン事業の開始前の数字である

27) 例えば、改造事業の予算規模で、p48では「1831年にはわずか2億フランという少額の借入れ」とあるが、p52では「(1851年には)昔からの原則に背いて5,000万フランという巨額の借入れ」とあり、p53には「1853～70年におけるパリの土木事業支出が道路整備だけで120億～140億フランにのぼった」と記され、さらにp60では「パリに投入された14億フラン」と述べられている。フランス人歴史家は一般に数字には無頓着だが、それにしてこれらの数字の整合性をどう見るのか、気になる。もう一つは、ブルジョワの新しい生活様式と住まいの願望について、「台所、寝室、玄関といった機能がはっきりと分かれている」アハルトマンを見出していたという記述(p44)、p49の「新居を求めるブルジョワの熱い期待」と、「しかし裕福な階級が新しい住居を要望していたかどうかはそれほど明確ではない」という矛盾する記述が気に掛かる。全体の文脈から判断すると、この時代ブルジョワが広くて快適な住空間を求めて移動を開始したのは事実のようである。

捉えられている。隣接区域の人口が急増し市街化されると、そこを吸収合併するというパターンはどこでも同じだが、それは住民にどのような作用をもたらすのか、その点の言及も欲しい。これはたびたび登場する大阪についても同様なのだが、内務省、商工省、府または市の都市計画構想がそれぞれの思惑の違いから衝突することは分かるのだが、実際どの程度実現されたのか、どんな影響を与えたのかが不明である。そうした分析なしに、市区改正、都市計画、地方計画、国土計画、と云われてもそれは画餅に過ぎない。²⁸⁾

「Ⅱ都市民衆の世界」は、三論文から成る。アラン・フォール「民衆生活とカルティエーパリ、1860～1914年」は、民衆の居住空間カルティエはこれまでイメージされていたローカルで均質的な空間ではなく、外に向かって開かれた空間であることを鮮明に描き出した。労働者街区の粗末な集合住宅は狭く、衛生設備も不備であり、人々はプライバシーもなく無自覚に住んでいた、とされた。しかしそのような環境でも庶民は快適に住む知恵とルールをもっていたという。大人が互いの住宅に足を踏み入れることは滅多になく、他所の子どもを叱っても体罰を加えることは厳禁であり、家庭内のいざこざに介入することは回避された。民衆世界では相互扶助は基本だが、一方的な扶助は嫌われた。民衆カルティエでは人々は愛着をもち定着すると考えられてきたが、実際は頻繁に移動を繰り返していた。家賃を払えずに引越す場合のほか、より快適な広い空間を求めて移動する場合も多かった。仕事が安定しない当時の雇用慣行の下では職住接近は大した問題ではなかったという。

本稿はこの時代のパリの民衆空間を陰影鮮やかに描いた好論文であり、先のパリ都市改造のそれよりも遥かに出来が良く、パリ民衆史の傑作の一つに入ると思う。

日本については二編の論文が掲載されている。原田敬一「都市下層と『貧民

28) これは本論文とは直接関わらないが、空間容量の点でも、法体系の点でも「支配的」だった江戸の武家地は、維新後の東京ではどのような変化を蒙ったか、市街地の育成とどう関わるのかという疑問を覚えた。また、やや細かいことだが、「東西に長い東京都」が1943年に誕生した経緯のなかで、分かりにくい叙述がある。多摩地区は都制編入を強く望んだこと、内務省が方針転換したのは多摩地区を東京府へ編入した際、地元の反対を押し切って移管を強行した経緯がある、と述べられている。(p97) これは東京都に編入される前、すでに多摩地区は東京府に編入されていたことを意味するが、では多摩地区はなぜに東京府には編入反対、東京都には編入賛成と態度を変えたのか、内務省には変化があったのかどうか、この辺りの丁寧な説明が望まれる。

窟』の形成－近代の京都・大阪・東京－」は、財産を持たず劣悪な居住環境に住む人々を「都市下層」と定義し、京都・大阪・東京におけるスラムの系譜を纏めたものである。江戸期の非人小屋や賤民村が近代にはいり木賃宿や長屋となった京都、「ぐれやど」からスラムに転化した大阪、裏長屋や木賃宿が立地するところがスラムと見なされる東京などと要約できるだろう。本稿の考察は副題とは異なり専ら江戸末期であり、近代の貧民窟ではない。ところで、貧民窟やそこに居住する都市下層をなぜ問題にするのか。彼らが日本都市史研究で云う「国民国家の形成」に何らかの障碍になったのか。もっと直截的に云うなら、その居住環境が伝染病の温床となり、「社会の脅威」となったから、公衆衛生上監視され排除されるのか。それとも変革の主体になり得るという視点か、その辺りの問題関心が示されたい。²⁹⁾

阿部安成「都市周縁に向う感知の力－20世紀初頭の横浜－」は、1913年の『横浜貿易新報』が連載したスラム探訪記事に基づいた論文である。本論も前者同様に都市下層を扱っており、「我々」の差別意識の淵源をたどることにあるようだ。つまり、新聞記者の貧民を見る眼に、憐憫、異様、貧民の自助努力や相互扶助に驚きの念を指摘し、貧民を「他者」とする「我々」があるのだという。だが、地方紙のある年の短期間の特集記事だけで、横浜市民の差別意識を云々できるのだろうか。確かに記者の差別的眼差しをそこに見ることは容易い。だが、それが直ちに民衆の輿論形成に与って力があつた、と断定するには途惑いを覚える。ここでも民衆は専ら受身の存在と見られている。寧ろ私には、著者が「感知の力」をもつジャーナリズムを肯定的に評価しているように受け取れる。それは新聞を「都市運営にかかわるエージェント」と表現するところにも看取されるが、如何か。³⁰⁾

29) 「おわりに」の箇所では幾分言及がある。「都市下層研究は戦後社会の起源を確かめ軌跡をたどることであると同時に、現代社会における差別形成史の意味をももつことを再確認したい」と。(p160) 確かに現在も続く被差別部落問題の起源を近世に求める意味は分からぬことはないが、それは都市史研究の大筋ではあるまい。しかも著者自身が、これら貧民窟住民は被差別部落のような身分的差別を受けなかった、と云う。(p160) 矛盾しているように見える。すると近代都市空間における都市下層を研究する意義はどこにあるのか、差別構造なのだろうか、著者の問題関心をききたい。

30) 「都市周縁に向う感知の力」とは文学的で魅力的なタイトルだが、都市周縁を地理的概念として使っているとすれば、違和感を覚える。1911年に市域拡大した横浜市は人口44万人、面積36平方キロの規模だったというのが、スラムのある浅間町は市の中心部だし、南太田や

都市民衆に関する三篇を眺めたが、日仏の落差に驚きを禁じえない。日本では民衆を都市下層民で代表させる傾向が強く、それは差別意識の歴史的淵源を探るという問題意識に基づいている。だが、原田氏自身がいみじくも云うように、都市下層が被差別部落のような身分的差別を受けなかったとするなら、研究の土台そのものが揺らぐのでないか。偏見に囚われた新聞・雑誌などジャーナリズム記事ではなく、普通の市民がスラムをどう見ていたのか、これが判明すれば貧民観は大きく変化するに違いない。問題意識においても国民国家へ統合されてゆく民衆という受身的な見方でよいのか、考えさせられる。

「Ⅲ都市史研究の現在」には日仏二編のサーヴェイが収まる。日本については、たびたび登場する成田龍一氏が、「日本近代史研究における閉塞・相克と新たな兆候」と題して、この30年の我が国における都市史研究を総括している。本稿で取り上げた著作を含めて研究史を見事に整理している。1990年代に入って日本の都市史研究が停滞・閉塞しているのは、領域としての都市史研究が先行し、方法としての都市史が行き詰まっているからだという。それは問題意識が稀薄になり、課題と方法が鈍磨したせいだという。これを打破する動きとして阿部安成氏の研究、小林丈弘編『都市下層の社会史』(解放出版社,2003)、前掲成田龍一『「故郷」という物語』、杉原達『越境する民』(新幹社,1998)、小田光雄『〈郊外〉の誕生と死』(青弓社,1997)などが出てくるといふ。門外漢の私も閉塞感は感じられるが、他方で氏の云う「方法としての都市史」は難解で分かりづらい。

アニー・フルコー「フランス20世紀都市史 その成果と課題」は、フランスの都市史研究の現状と課題を概観したもので、現在フランスの都市を取り巻く緊張した社会関係を踏まえて、実に多方面の課題が設定されており、率直に云って溜息が出るほどである。もはや都市を行政単位や居住空間だけで仕切ることすら意味をなさなくなっており、「都市的なもの」は全土に瀰漫しているという。それを著者は「領域」というタームで表現するが、例えば、住宅の性格でも建設主体による違い、扱う時期の長さによる「複数の時間の交差」、領域を構成する社会集団の実践、都市政策・住宅政策などにおける国家関与の程度、多様な社会住宅の建設とその真の目的、戸建てか集合住宅か、等が挙げられて

中村町は谷戸にはあるが、周縁ではあるまい。東京やパリを見てもスラムが都市周縁部だけでなく、都心部にあることは珍しいことではない。

いる。

本論を読むと、日本の都市史研究が比較的狭い問題意識に捕らわれていると感じざるを得ない。その一つの現れは外国移民の問題であろう。これは次の著作でも扱うことになるが、ヨーロッパ諸国は第二次大戦後多様な外国移民を受け容れてきたが、高度経済成長が一段落すると今や雇用機会が狭くなり、失業問題が生じた。それに連鎖して住宅危機、都市周縁部における治安悪化が浮上してきた。20世紀後半から21世紀の都市はこの外国移民とその末裔を構成員に含むことになり、緊張を孕む都市社会政策を迫られている。こうした現状認識を踏まえたとえでフランスの都市歴史研究は進めざるを得ない。

中野隆生氏が指揮した第2回日仏シンポジウムの成果が『都市空間と民衆 日本とフランス』（山川出版社、2006）である。本書は前作を受けて、20世紀の都市民衆が直面する変容と対応を日本とフランスの大都市について見る。序章に続く本論は、Ⅰ都市空間と民衆：日本、Ⅱ都市空間：フランス、Ⅲ都市と移入民、に分けられ、それぞれ二、三の論考から構成されている。順次眺めてみよう。

序章「空間への眼差しと都市の近現代」は中野隆生・成田龍一両氏の合作であり、中野氏が理論的な枠組みとフランスの研究状況について、成田氏が日本の研究動向を叙述している。都市空間を、物質的空間と観念的空間の総体とし、現実の都市的拡がりを五つの局面で把握できるという。行政上の区画、高い人口密度と人口増加率、非農業者の高い比率、建築物の連続性、日常的移動の範囲がそれである。観念的空間とは、建築家や都市計画者の図面などに表象される空間や、民衆がイメージする空間などが重要だという。日本における都市史研究の蓄積と現状について、成田氏のサーヴェイは基本的には前作と変わりないが、私の印象では、都市空間における制度と出来事を接続させる方向に、都市空間論の停滞を打破する力を見出しているようだ。フランスにおける都市史研究の現状と課題については、前作でも見たが、本書のサーヴェイも基本線は同じであり、都市史研究の主力は、20世紀においては郊外の戸建て団地と社会住宅に、そこでの外国移民の存在をどう捉えるかにあることが縷々述べられる。

Ⅰ「都市空間と民衆 日本」には二編の論考がある。先ず大岡聡「稟稟の都

市空間と民衆生活－19世紀末～20世紀初頭の『町』住民組織－は、明治中期の四谷麴町12丁目と下谷区竹ヶ原、日本橋区久松町における町内会結成とその性格を比較考量している。麴町は江戸期に既に商業地として栄えた地区だが、1890年頃に独自に町制法をつくり、消防・防犯・祭礼・衛生などの活動をした。町内会を構成したのは表^{オモテヅナ}店を営む地主と差配であり、裏^{ウラヅナ}店住民は排除されていたという。旧武家地からさまざまな事情で町人地となった後者は「新開地」と呼称されるが、佐竹ヶ原でも久松町でも商人を核とする住民有志が消防・自警団を組織し町内運営を行っている。もう少し住民の社会的性格が分かると、自治組織としての町内会の性格も判然とするのだが、本論考は先に検討を割愛した小路田泰直氏の国家主導の自治組織編制を、実証的に批判する内容となっており興味深い。

高岡裕之「都市大阪の空間的拡大と都市計画－1920～40年代における大阪市の『郊外』問題－」は、戦間期の大大阪の形成を郊外の発達にみる。郊外化は北西部から北部・東部へと順次すすむが、それは大阪市に通勤する俸給生活者のベッドタウンとしての市街化である。これに対し工場労働者は職住接近を選択する傾向が強いという。こうした郊外化に行政はどのように対応したか。実はこの点は難解で本文を一読してもすっきりとは分からない。私が大阪の地理に不案内なこともあるが、国、大阪府、大阪市の三者の考えが錯綜しており、しかも時期により変化するという。当初大阪市は、都市計画事業の観点から「小区域」を想定し、府と国（内務省）の「大区域」構想と対立した。1924年「大大阪」は実はこの小区域に基づくという。1930年にはいると国・府ともに大区域構想を捨て、過大都市の抑制、衛星都市の構想へと変化する。ところが逆に大阪市は、1939年に従来立場を放棄し、大区域案を打ち出す。これは総力戦体制に対応したものだというのが、その根拠の一つに「大阪市を中心とする一大生活圏」があったという。

本論考は、前記芝原篤樹論文を引き継ぐ大阪をめぐる都市計画構想の変遷だが、公権力三者（国家、大阪府、大阪市）の思想と思惑が入り乱れ錯綜しているのを、歴史研究はまだ十分に整理しきれていない印象をうけた。例えば、関一市長の都市計画の考えすらも明瞭に確定できていない気がする。p72では、1920年代の大阪は「大都市主義」の背後に、「小さな都市計画区域の存在があった」とあり、p73では逆に、関一市長の目標が「大大阪」の建設であった、

と記述されている。さらに p85 では、実務を担当し後に大学教授となった中澤誠一郎の言を引いて、関一が田園都市論者、小都市主義者であり、そうした態度が大阪市の不自然なまでの小区域計画の一因だった、とある。この矛盾した記述を読者はどう理解すればよいのか。また、公権力三者が構想した都市計画事業の中身は何か、それはどの程度実現したのか、それにより市民生活はどのような変化を受けたのか、についても説明がほしい。

Ⅱ 都市空間と民衆：フランス、には 19 世紀と 20 世紀のバリの民衆空間にかんする二編の論考が取められている。

アラン・フォール「パリにおける産業雇用と労働者住居」は、副題に「距離の多元性、生活様式の多様性」とあるように、労働者の労働の場と生活の場、その間の移動を論じた興味ある論考である。これまでの定説では 19 世紀バリの労働者はカルティエを単位とする比較的狭い空間内で、労働し、仲間と語り、酒を飲み遊び、寝ていたとされる。だが氏の前作で眺めたように、実はカルティエは閉じた空間ではなく、外に向かって開かれていた。オスマンの都市改造以後その傾向は一段と明瞭になり、労働者は都心から次第にフォブル（周縁部）に、さらに郊外へと転居してゆく。だが雇用の場はそのまま都心に残ることも多く、従って労働者は時間をかけて通勤することになる。往復で 1 時間以上を要する郊外地帯からの通勤者が増えてくる。他方、建設労働者は辛い労働のせいか、できるだけ通勤距離と時間を短くするように、職住近接を選択する。また東北部などに立地した工場に仕事を見つけた労働者もまた、比較的近くに居住するという。他方家庭婦人は家事と仕事を両立させる必要から、フレキシブルな雇用機会を住まいの近所に見つける。労働と居住、それを繋ぐ移動手段は実に多様であり一概には云えない。と同時にそれは労働者の一つの選択可能性でもあるという。本論考は、我々がイメージする労働者の世界像を修正し豊かにしてくれる。著者が指摘するように、19 世紀のバリ労働者は頻繁に職場を変えるし、それに応じて住居も変える。勿論その範囲はある限られた空間ではあるのだが…。交通手段の発達と相関して、都心から遠い郊外へ居住空間が広がるのも戦間期の日本と同じである。この問題を扱うのがフルコーである。

アニー・フルコー「炸裂する都市空間の一世紀 - バリ郊外、宅地分譲から団地へ -」は、パリジャンの直面した住宅問題を俯瞰する。バリは市壁により空間

的にも表象的にも、市内と郊外とに截然と区切られ、都市問題は市内にだけ存するものと見なされて、その解決の営みが20世紀前半まで続けられ、郊外は放置された。だがこの間パリ都市圏の人口は増え続けたから、しばしば住宅危機が現出した。庶民は空気のきれいな郊外に家を持つことを夢見ていた。これを叶えたのが民間の不動産業者で、パリから中間距離にある郊外に宅地を分譲したのだが、それは社会的インフラの未整備な更地だったので、購入者の不満は募りセンセーションを惹き起こした。折からのユニオン・ナショナル政権は、サロ法とルシュール法をもって事業費の半分を負担して住宅基盤の整備に努め、住民の持家願望の実現に寄与した。これは第三共和政の原則でもある「所有権への接近」を実現し、社会秩序の安定に資すると見なされたからである。戦間期は「郊外形成の黄金期」だったという。

第二次大戦後、事態は深刻になった。戦災による住宅破壊、復員兵、殺到する流入人口などで、パリ都市圏の居住環境は最悪になった。³¹⁾ これはもはや民間不動産資本で解決できる範囲を超えており、国家の積極的介入が不可避という思潮が生まれ、併せて居住権思想も叫ばれた。政策立案者は戦間期の戸建て分譲方式を忌避し、大規模住宅団地の建設に住宅危機の解決を託した。政府、自治体、社会住宅建設を担う非営利団体などが、比較的低コストの集合団地を建設し、庶民の当面の住宅危機に対処した。

本論考は、前半は「パリ民衆がどこにどのように住みたいか」という論点、後半は「パリ民衆を如何に住まわせるか」の論点に立脚して叙述されている。だが、住民が一貫して庭付き戸建てに住むことを望んでいたとすれば³²⁾、住宅問題は戦間期は「曲がりなりにも達成された」と云えるだろうし、戦後期の住民は「仕方なく郊外集合団地に住まわされた」と考えられる。さらに後述するように、そこに外国移民が大挙して入居してくると、19世紀の都市問題とは次元を異にする郊外問題が発生してくる。だが、本文を読む限り誠に不思議なことにこうした社会的緊張を孕む問題への言及はない。もう一つの疑問は、戦

31) パリの戦災を免れた住宅は老朽化が目立ち、フランス人が云う「快適」(アメニティ)を欠く住宅がかなりの割合に達していた。驚くことに、住戸内に上水道が引かれていず、トイレもない住宅が半分もあった。

32) 1947年の国立人口研究所の調査によれば、フランス国民の圧倒的多数は「庭付き戸建て住宅」を望んでいた。この点は、戦間期日本における民衆の「家」創出願望と一致する傾向であり、洋の東西を問わず庶民の戸建て志向は根強い。前記布川弘論文を参照せよ。

後の集合団地建設を牽引した政策立案者が、こぞって戦間期の戸建て分譲住宅を拒否したという記述が何度か繰り返されるが、その理由が納得的には語られない。それはイデオロギー上の反撥なのか。彼らが「止むを得ない選択」ではなく、巨大な板状・塔状集合住宅を造ったとすれば、民衆の願望を軽視したと見なされても仕方ない。しかもその住宅は決して住み心地が良いものではなかった。パリからかなり離れているという立地上の問題は問わないとしても、コストがそれまでの社会住宅の半分以下であり、住宅面積の基準も2室で34平米、3室で45平米と引下げられた。つまり「あばら家」からは脱出できたが、10年も経てばまたも「あばら家」になる住宅に転居したに過ぎないのではないか。これが政策立案者の戦間期の分譲戸建て方式への批判の結果なのか。それとも応急処置なのか。住宅の質についても言及が欲しかった。郊外問題の一因はこの辺りにも潜むと思われるからである。

「Ⅲ都市と移入民」はまさしくグローバリゼーション時代の都市が抱える問題である。まず外村大「戦間期日本の都市における日本人と朝鮮人—大阪市と東京市を事例に—」は、いわゆる在日朝鮮人と日本人との関係を複合的に見る。この時代朝鮮人の大きな流入が見られたのは、東京とくに大阪であるが、その属性は幾分違っていたという。東京には留学生の関係で比較的教育程度の高い朝鮮人が多く、しかも朝鮮各地からやってきて東京都区内に散在したが、大阪では全羅南道とくに済州島からの出身が多く、特定の地域に集住する傾向が見られたという。在日朝鮮人は差別的に処遇され、さらに関東大震災後には危険視されたが、日本人との日常的な関係も、東京では通婚や求職で日本人と交わる程度が高いのに対し、逆に人口の多い大阪ではそれらが低く、閉じた空間内で生活していたことが窺える。社会運動は1930年代に活発化したが、そこでも大阪は東京と違って民族色の強い独自の運動を展開したようである。朝鮮料理などエスニック・ビジネスも大阪・東京でそれなりに展開されたが、日本人に受容されるまでには至らなかった。エスニック文化活動は、東京でのプロレタリア文化活動との連繫をもちつつ演劇運動として展開した。さらに商業的興行も独自にあるいは朝鮮半島から芸人を呼び寄せてなされ、日本人のなかに朝鮮文化を意識させるレベルまで到達していたようであるが、帝国主義支配が強まる1930年代後半には、民族意識の覚醒を招くとして朝鮮語での上演を禁止され、窒息させられたという。在日朝鮮人への差別は我々の恥部であり、日

本人の歴史認識の空白でもある。我々自身がヒエラルキー的差別意識から解放されるためには、朝鮮人への蔑視と差別意識を直視せねばなるまい。

次の二つは同じ著者の類似のテーマなので一緒に扱いたい。すなわちマリ＝クロード・ブラン＝シャレール「パリ地方の外国人－その社会的位置と都市圏の拡大－」と同「パリの外国人空間，過去と現在－民衆の街区から多様なエスニシティの街区へ－」である。第三共和政期のパリの外国人が扱われる前者の論考によれば、彼らは大部分が個人の選択としてパリへ移住した。エリートや芸術家などもいたが主力は労働者であり、パリ東部・北部と近郊に叢生した工場や伝統的・家内の手工業に職を見つけた。またパリの「自由の都」という政治的神話は多数の亡命者をひきつけた。この時代のパリの外国人はフランスに隣接する諸国からの移住者が大半を占めたが、ドイツに敵対的な第三共和政はこれら外国人にも国民的アイデンティティを求め、同化政策が取られた。とはいえ、彼らはフランス人労働者よりももっと劣悪な労働・居住環境に生活せざるを得なかったが、彼らはパリ市内でも郊外でも同国人との絆を保ち、安心を確保しつつゆっくりとパリ社会に融合していった。戦間期は前述したようにパリに溢れた人々は郊外へ住居を移すが、外国人も例外ではなく、しかも、イタリア人やスペイン人などのように明瞭なコロニーを形成するものもあった。フランス社会への同化を嫌うジャーナリズム論調は排外主義を煽ったが、一般労働者は必ずしもその風潮に踊らされることはなかったようである。人民戦線や反ファシズムといった政治的事件が外国人同士、外国人とフランス人との距離を近づけたこともあった。外国人がパリに持ち込んだ文化もこの街の多様性に貢献した。これは戦後いっそう明瞭になる。

後者の論文「パリの外国人空間」は、先ず外国人移民が急増する第二次大戦後の新たな傾向を三つ取り上げる。それは、パリ地方の外国人は絶対的にも相対的にも戦間期よりかなりの程度増加していること、非ヨーロッパ人の比重が大きいこと、パリ市内の外国人の人口密度が郊外よりも高いことである。さらにその内実は決して一様ではなく、さまざまな社会身分の混合体であるという。こういう訳で、著者はパリ市内の二つの街区ベルヴィルとサン＝タントワースを取り上げる。サン＝タントワース街区は高級家具職の街であり、ギルド制が解体した19世紀初めから外国人職人も参入していたが、19世紀末になるとロシア系ユダヤ人とイタリア人が優勢になる。アトリエといってもそれは住居兼

用であり、外国人職人はフランス人と顔をつき合わせて仕事をした。そのため諍いも生まれたが、ある種の連帯感情も生じた。³³⁾ この街区にはまた独立した外国人の経営する商店や娯楽施設が数多く誕生し、著者の云う「パリの坩堝作用」は1950年代まで続いた。

パリ・コミューンの中心的街区だったベルヴィルは、1960年以後その相貌を激変しつつある。先ずマグレブ人が、ついで中国人を筆頭とするアジア人がこの街区に根を下ろした。この結果フランス人の比率は低下したが、老朽化した住宅の跡地にできた高級住宅には、労働者に代わって管理職や自由業の人々が住むようになった。多様な人種の住む街区は、かつてのような「坩堝作用」を喪失した観があり、街区よりもっと小さな単位ごとに「社会空間が分有され」始めているという。「多文化共存」がここに出現したが、面白いことに民族間の緊張は他のどの都市よりも小さい。著者はこの点に坩堝作用のなごりを認め、さらにこの街区の多様性がパリにはプラスをもたらすと楽観的である。³⁴⁾

古き良きパリを懐かしむ世代と違って、若き著者はパリの変化にも柔軟でその未来にも楽観的である。だが、私には前述したように外国人移民の子弟たちの不安と不満は大きく、治安問題、郊外問題の根はここにあるように思える。十分な教育を受けられず、何の技能も身につけられず、フランス社会に居場所を見出しがたい移民の末裔、これこそ成田氏が『「故郷」という物語』で問題にしたアイデンティティの危機であろう。21世紀のフランス（あるいはEU）は彼らをどう処遇するのか。これは19世紀の社会的貧困と結びついた都市問題と同じくらい重大な課題となるだろう。コストはかかっても緩やかな同化政策を維持しないと、この異物はやがて癌と化し、テロリズムとして発現するようになる。学問的に云えば、外国移民とその末裔の側に立った社会学的調査と研究が望まれる。

33) キャフェやダンスホールでのオベルニュ人とイタリア人の楽団は、顧客争いもしたが、あるとき和解が生まれ、ここに両者のメロディを取り込んだ「ミューゼット・ワルツ」が誕生した。

34) 高級住宅に住む比較的裕福なフランス人は、閉鎖的になり、壓倒的な外国人の存在に不安を覚えている。国民戦線への投票はそれを示唆している。他方、知的階層のなかには、これら多様な外国人との共存を図りつつ、かつてのベルヴィルの神話を受継ぎ、「抑圧され戦う貧しき民衆の交差点」としてのベルヴィルを、構築しようとする人々がいるという。

V 都市空間に着目しつつ、30数編の予備的作業を経て、中野隆生編の二冊の著作を論評してきた。タイトルは幾分変わったが、内容的にはどちらも都市社会史の領域を扱い、都市域の拡大、都市計画、都市民衆の生活、貧民窟の状態、郊外と外国人移民などの力作が並んだ。だが、「都市空間」を方法的枠組みとして意識的に用いた論考はあまりなく、それをいわば自明のこととして考察している。さらに云えば、成田氏の云う「方法としての都市史」はあまり深化されず、領域・対象としての都市史が目立つ。

その上で若干の総括的論評を試みよう。第一は、日仏の研究者の問題意識に落差があることだ。とくに都市民衆への眼差しにそれが感じられる。日本では下層貧民や貧民窟などに関心が寄せられる傾向が強いが、A. フォール論文に代表されるように—あるいは前記『アナル』学派の論考でも—フランスではもう少し広く、民衆諸階層として捉える姿勢が認められる。さらに日本では、統治され組織される民衆、といった受動的な民衆像が濃厚だが、フランスでは自律的かつ反抗的な民衆像が描出される。国民国家形成の時期のズレが作用しているのかもしれないが、日本では国家権力が市民生活の上に直に作用しており、研究者もそれを強く意識している。だが大岡論文にあるように、自主的・自律的な市民組織の存在や運動がなかったとも思われぬ。この辺りにも眼を配る必要があるのではないか。

第二はそれとも関連するが、日本の都市史研究では、近代都市の均一性を強調するが、フランスの研究では多様性を強調している。この対比は当を得ているか。本文でも述べたが、日本では規制・均一性・統制を云い過ぎないか。戦時は例外だが、平時でも公権力の市民生活へのコントロールが大きかったのだろうか。それはパリの「坩堝作用」と同類の、東京における都市生活の「共生のルール」とは見られないのか。

第三は、都市域の拡大・都市計画についてだが、本書を見る限り日本の研究では行政区域の範囲拡大に終始している、と云ったら云い過ぎだろうか。人口増加を後追的に市域拡大している自治体と、それに拘る研究者といった印象が強い。事業計画も、本文で述べたように国・府・都・市のレベルで異なる場合が多く、錯綜しているので分かりづらい。何が実現し、何が実現しなかったのか不明である。近代都市では公的空間は欠かせない。この観点からも都市当局は都市改造を必要とするが、それには多くの障碍が伴う。だから私的空間

に優越する公益性の論理が必要となる。実際の事業遂行では、資金調達、土地・建物の収用、住民の立退き、代替地の手当て等々の問題に逢着する。日本の都市計画がうまく運ばなかったとすれば、そのいずれの要因に関わるのだろうか。土地と建物の収用についてだけ見ても、法律ができれば「事足れり」という訳にはゆかない。³⁵⁾

本書二冊は、中野隆生氏が企画運営した日仏シンポジウムの報告をもとに編んだものだが、上記のような対比的な問題を浮上させただけでも稔り多い企画であったと評価できる。本稿がこだわった「都市空間」論は、歴史学研究では必ずしも全幅の有効性が認められたわけではないが…。

(おおもり・ひろよし 成城大学経済学部教授)

§ 本稿執筆に利用した文献（引用順）

- [1] W.A. ロブソン編『世界の大都市』東京市政調査会 1958
- [2] 藤田弘夫『都市と権力』創文社 1991
- [3] 都市史研究会編『年報都市史研究』全 11 巻 山川出版社
- [4] 増谷英樹「大都市ウィーンの成立」歴史学研究会編『講座世界史 4 資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会 1995
- [5] 玉井哲雄「都市史における都市空間研究」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』Ⅰ空間 東京大学出版会 1989
- [6] 高橋康夫「中世都市空間の様相と特質」高橋・吉田編『日本都市史入門』Ⅰ空間 東京大学出版会 1989
- [7] 伊藤毅「中世都市と寺院」高橋・吉田編『日本都市史入門』東京大学出版会 Ⅰ空間 1989
- [8] 伊藤毅『都市の空間史』吉川弘文館 2003
- [9] 宮本雅明「空間志向の都市史」高橋・吉田編『日本都市史入門』Ⅰ空間 東京大学出版会 1989

35) A. フォール氏は 1841 年土地収用法、1850 年不衛生住宅の衛生化法、1852 年の勅令をもって、「伝統的で確固たる不動産所有」という障害が取り除かれたとか、「土地収用とは要するに公的権威による土地の流動化のことである」とか云うが、事はフランスでもそれほど簡単ではない。所有者と借地・借家人に事業の公益性を説得し、それなりの金銭補償をせねばならないのであり、これには途方もない時間と金と労力が要るのである。ナポレオン 3 世の独裁的権限が否定された第三共和政において、パリ結核感染地区の収用と再開発がセーヌ県議会で幾度となく論議され計画されたのだが、戦間期には部分的にしか実現しなかったのも、このことを示唆している。これと関連して、日本における旧武家地の所有が明治にどう変わり、東京の都市計画ではどのように処理されたのかも説明されたい。旧武家地が明治期には「転用」されたという議論があるが、公的空間の確保という観点からきちんと説明する必要があるのではないか。

- [10] 宮崎勝美「江戸の武家屋敷地」高橋・吉田編『日本都市史入門』Ⅰ空間 東京大学出版会 1989
- [11] 久留島浩「祭礼の空間構造」高橋・吉田編『日本都市史入門』Ⅰ空間 東京大学出版会 1989
- [12] 矢守一彦『「ニュルンベルク年代記」と都市景観図』中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房 1983
- [13] 長谷川孝治「中世イギリスのニュータウン」中村編『都市の社会史』ミネルヴァ書房 1983
- [14] 川北稔「イギリス近世都市の成立と崩壊」中村編『都市の社会史』ミネルヴァ書房 1983
- [15] 福井憲彦「近代生成史から都市空間の解剖へ」二宮宏之・樺山紘一・福井憲彦責任編集『アナル論文選4 都市空間の解剖』新評論 1985
- [16] フランソワーズ・ショエ「都市を見る眼」二宮宏之ほか編『都市空間の解剖』新評論 1985
- [17] ジャン・クロード・ペロー「18世紀における社会関係と都市」二宮宏之ほか編『都市空間の解剖』新評論 1985
- [18] アルレット・ファルジュ&アンドレ・ジスベール「18世紀パリにおける暴力」二宮宏之ほか編『都市空間の解剖』新評論 1985
- [19] 小木新造「18世紀 江戸の都市空間」二宮宏之ほか編『都市空間の解剖』新評論 1985
- [20] 田中峰雄「中世後期のパリ左岸地区」中村賢二郎編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房 1986
- [21] 川北稔「ファッションとスラム」中村編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房 1986
- [22] 白幡洋三郎「花見と江戸」中村編『歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房 1986
- [23] J.L. マックレイン「江戸橋」鶴川馨他編『江戸とパリ』岩田書院 1995
- [24] ロジェ・シャルチエ「権力と空間、パリにおける投資」鶴川馨他編『江戸とパリ』岩田書院 1995
- [25] R. H. Guérand, *Les Lieux*. R.H. ゲラン
- [26] 石塚裕道『日本近代都市論－東京：1868-1923－』東京大学出版会 1991
- [27] 成田龍一「近代都市と民衆」《近代日本の軌跡》9 成田龍一編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [28] 成田龍一「身体と公衆衛生－日本の文明化と国民化－」歴史学研究会編『講座世界史4 資本主義は人をどう変えてきたのか』東京大学出版会 1995
- [29] 北原糸子「江戸から東京へー都市問題の系譜ー」成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [30] 布川弘「都市民衆の階層と民衆運動」成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [31] 芝原篤樹『巨大都市の形成－市区改正から都市計画へー』成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [32] 岡田知弘『重化学工業化と都市の膨張』成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [33] 雨宮昭「戦争と都市－強制的画一化と都市形成－」成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [34] 川越修『ヨーロッパの都市／日本の都市』成田編『都市と民衆』吉川弘文館 1993
- [35] 大森弘喜「1832年パリ・コレラと『不衛生住宅』－19世紀パリの公衆衛生－」成城大学『経済研究』164号
- [36] F. Haas & S. S. Haas, The origins of *mycobacterium tuberculosis* and the notion of its

- contagiousness, W. Rom & S. Garay, *Tuberculosis*, Little, Brown and Company, New York, London, 1995
- [37] 成田龍一『「故郷」という物語－都市空間の歴史学－』吉川弘文館 1998
- [38] 中野隆生「近代都市史研究における日仏比較の可能性」中野隆生編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [39] アラン・フォール「投機と社会－19世紀バリの大土木事業－」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [40] 梅田定宏「首都東京の拡大－市街地・行政区画・都市域概念の変化－」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [41] アラン・フォール「民衆生活とカルティエーハリ, 1860～1914年」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [42] 原田敬一「都市下層と『貧民窟』の形成－近代の京都・大阪・東京－」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [43] 阿部安成「都市周縁に向う感知の力－20世紀初頭の横浜－」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [44] 成田龍一「日本近代史研究における閉塞・相克と新たな兆候」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [45] アニー・フルコー「フランス20世紀都市史－その成果と課題－」中野編『都市空間の社会史 日本とフランス』山川出版社 2004
- [46] 中野隆生・成田龍一「空間への眼差しと都市の近現代」中野隆生編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [47] 大岡聡「東京の都市空間と民衆生活－19世紀末～20世紀初頭の『町』住民組織－」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [48] 高岡裕之「都市大阪の空間的拡大と都市計画－1920～40年代における大阪の『郊外』問題－」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [49] アラン・フォール「パリにおける産業雇用と労働者住居－距離の多元性, 生活様式の多様性」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [50] アニー・フルコー「炸裂する都市空間の1世紀－パリ郊外, 宅地分譲から団地へ－」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [51] マリョクロード・ブラン＝シャレール「パリ地方の外国人－その社会的位階と都市圏の拡大－」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006
- [52] マリョクロード・ブラン＝シャレール「パリの外国人空間, 過去と現在－民衆の街区から多様なエスニシティの街区へ－」中野編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社 2006

創立 20 周年記念シンポジウム

イノベーション・システムの 進化とそのガバナンス



シンポジウムの趣旨説明

……………成城大学社会イノベーション学部教授 伊地知 寛博
知的財産権制度の展開とイノベーション

……………一橋大学大学院経済学研究科教授 小田切 宏之
イノベーションの質的变化と

新たなガバナンスシステムの構築

……………東京大学大学院工学系研究科教授 元橋 一之
アジアにおけるグローバル・

イノベーション・ガバナンスの構築にむけて

……………政策研究大学院大学政策研究科准教授 角南 篤
討 論

シンポジウムの趣旨説明

伊地知 寛博



伊地知 寛博氏

まず始めに、きょうはお忙しい中このシンポジウムにお招きいたしましたパネリストの先生方をご紹介いたします。

小田切宏之先生です。小田切宏之先生は、現在、一橋大学大学院経済学研究科の教授でいらっしゃいます。また現在、社会イノベーション学部の非常勤講師もお願いいたしております。ご専門は企業経済学、産業経済学、そしてイノベーションの経済学で、たくさんの著書、論文を出していらっしゃいます。最近では『企業経済学』、『新しい産業組織論』、『バイオテクノロジーの経済学』といったご著書があります。

元橋一之先生です。元橋一之先生は、東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻、いわゆる MBA の教授を務めていらっしゃいます。やはりいろいろな研究活動をされています。応用ミクロ経済学、経済統計、計量経済学といった

分野がご専門で、例えば生産性の国際比較、情報技術の経済分析、イノベーションと経済成長との関係、イノベーション・システム論等の研究をされていらっしゃると思います。また、その関連でもやはり著書・論文等をたくさん出していらっしゃいます。最近では、『IT イノベーションの市場分析』という本も出されています。もともと現在の経済産業省(元の通商産業省)に入省され、またこの間、例えば OECD のエコノミストも務めていらっしゃいます。国際的な立場では、OECD の中に産業・イノベーション・企業化能力に関する委員会¹⁾の下に産業分析に関するワーキング・パーティー²⁾がありまして、そこのチェア(議長)も務めていらっしゃいます。

角南篤先生です。角南篤先生は、政策研究大学院大学の准教授を務めていらっしゃいます。特に政治経済学をバックグラウンドとして、科学技術・産業政策論、イノベーション・システムの国際比較研究を専門領域にされていらっしゃいます。最近では、これはもうご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、Nelson and Winter の『経済変動の進化理論』³⁾の翻訳を、きょうこのフロアに

1) Committee on Industry, Innovation and Entrepreneurship (CIIE).

2) Working Party on Industry Analysis (WPIA).

3) Nelson, Richard R. and Winter, Sidney G., 1982, *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.

もいらして、現在、公正取引委員会委員をお務めでいらっしゃいます後藤晃先生、それから慶應義塾大学の田中先生といっしょに出していらっしゃいます。

最初の10分ほどお時間を頂戴いたしまして、きょうのプログラムと、シンポジウムの趣旨についてご紹介したいと思います。趣旨を説明したあと、それぞれのパネリストの先生からだいたい25分ずつご講演をいただき、休憩を挟みまして、皆さんといっしょにディスカッションをしていきたいと考えています。

「イノベーション・システムの進化とそのガバナンス」が、今日のシンポジウムのタイトルです。「ガバナンス (governance) を取り上げた契機」について、先ほど所長から話がありましたように、経済研究所でいまテーマとして取り組んでいるということ、それから本学で社会イノベーション学部が立ち上がっていることでもあります。外側のところについても触れていきたいと思えます。

のちほど詳しく申し上げたいと思いますが、やはり現象面として、イノベーション政策の点で、ガバナンスという観点で議論することが必要ではないか、あるいは重要ではないかということがあります。

それから、そういう実際問題ということだけではなくて、欧州において、この分野に関する研究や検討が進んできているといったこともあります。

では具体的に、イノベーション政策の展開に関してどういう課題があるかということですか。

イノベーション政策が、従来の、例えば科学技術政策とは違って、経済、社会

の様々な分野に関わっているということがあります。具体的に言いますと、特定の産業、あるいは単独の省庁だけでは対応できない、要するに、利害関係者 (stakeholders) が多様であるということです。またこれも単にパブリック・セクターあるいはプライベート・セクターという区別だけではなく、その相互の関係も含めてひじょうに多様であり、必然的に横断的な取り組みで調整が必要とされるということです。

例えば、イノベーション活動を民間が担うのかあるいは民間に委ねるのかといったときにも、民間とはいっても、それが企業なのか、大企業なのか中小企業なのか、あるいは、von Hippel が言うようなリード・ユーザなのか個人なのかといういろいろあるでしょう。また、政府・行政機関がそういった民間における活動を促進させるのか、あるいはそのまま民間に委ねてしまうのかということもあります。それから、行政機関が中心になって取り組むとしても、それはどのようにするのか、このような利害関係者をいかに調整するかという問題がやはりあるかと思えます。

それから行政機関内における分担についても、垂直的に国と地方とのあいだでどのように分担するのか、あるいは国の中で各省庁のあいだで水平的な関係をどうするのか。

それから、我が国の場合ですと、とくに、独立行政法人、国立大学法人、私学の学校法人とのあいだでいかに協力・調整を実施していくのかという問題もあります。

それからまた、こういった政策の究極

の受益者・利害関係者というのは、各国の公衆であり国民なわけですが、そういった方々からいかにコミットメントを得ていくのか、あるいは協力を図っていくのか、理解が得ていくのか、そういった課題があるということです。

もちろんイノベーション政策については、その対象について、どのような技術的イノベーションを生み出すのか、どのような非技術的なイノベーションを生み出すのか、あるいはそれらを促進するのかといったこともあります。しかし、それだけではなく、政策自体のイノベーション、あるいは政策や制度を実現していく新たなプロセスへの挑戦といったところも課題として入り、そこを検討していかなければいけないといった状況にあるかと思います。

イノベーションの対象となる技術とか知識とか人材とか組織とか、そういうところが常に進化をしており、制度でも政策でもそのやり方が変わりつつあります。

それから、いままでのところでは触れませんでしたでしたが、世の中の大きな流れとしてグローバリゼーションが進展しています。ここでは国家と企業との関係というのが変わってきています。特に、多国籍企業にとっては、国の境界を越えて企業としての最高のパフォーマンスを目指そうとすると、国との関係でコンフリクトを起こす場合もあります。ということで、イノベーション・システムが真に社会にとって望ましいかたちになるというようにするためには、やはりいろいろな経験を、またいろいろな発想をして、そこから学習をして、また調整あるいは調和をするといった継続的な取り組みが必要と

されているわけです。また、実際いろいろ見ていると、少しずつ変わってきている中で、それなりに実現されてきているのではないかと思います。

それで、きょうのシンポジウムですが、ここにありますように「イノベーション・システムの進化とそのガバナンス」というタイトルで、こういったイノベーションあるいはイノベーション・システムに関して、ガバナンスの観点から捉えて再検討を試みる議論をしたいと考えています。

例えば、国として政府・行政が国民からの負託にいかに応えるか、企業は社会の中でいかに責務を果たすか、また大学・研究機関等の科学者・研究者といった専門家コミュニティがいかに関心・能力の創出・活用を通じて社会に貢献するか、といったような問題があるかと思いません。

また、こういった取り組みは国の中だけではありませんで、先ほど申し上げたように、グローバリゼーションが進んでいるわけですから、その中で、グローバルに見ていかに調和を図るかといったような問題もあるかと思っています。

ガバナンスについては、特に政治学をバックグラウンドとする、きょうのパネリストの先生の中では角南先生がいちばんお詳しいところではないかと思いますが、私が、科学技術・イノベーション政策についての研究・調査を行っている者からして、最近、注目したいと思うものをここに挙げました。

1つは、Susana Borrás という研究者による『The Innovation Policy of the European Union: from government to govern-

ance』⁴⁾ という本です。

じつはこの契機になることがありました。それは、ガバナンスについてはもうずっと政治学の中ではいろいろ議論されてきていると聞いていますが、特に2001年に欧州委員会より、ヨーロッパのガバナンスをどうするかという White Paper (白書)⁵⁾ が出されました。じつはここで提起された考え方が、その後のヨーロッパを見ていると、欧州委員会での研究・イノベーション政策の展開に影響を与えているということです。

具体的には、関与する政府、国と国のあいだ、あるいは EU の中で、といったようなところで閉じるわけではなく、様々な会社、企業もそうですが、一般的な NGO も、それから産業界、団体、そういったものもひじょうに巻き込むようなかたちで政策が展開されてきています。科学技術・イノベーション・システムについても、その政策展開のありようについて新たに研究のフォーカスが当たりだしたという感じがしています。

こういった流れの中で、EU はイノベーション政策を展開するときに、単に政策を展開するだけではなくて、その展開のあり方を支えるために、いろいろな調査あるいは分析等をしています。その中

の1つが EU TrendChart という取り組みで、その中のワークショップが2004年にあり、ここで「Governance of Innovation Policy (イノベーション政策のガバナンス)」ということが取り上げられました⁶⁾。

また並行して、OECD 中の TIP⁷⁾ というワーキング・パーティがありまして、そこでも議論がなされ、そこでの成果が2005年に『Governance of Innovation Systems (イノベーション・システムのガバナンス)』⁸⁾ というかたちで出ています。この中で、いろいろガバナンスに関して、特に欧州について議論をされてきています。

ということで、欧州ではこのような展開があるわけですが、翻って、日本ではどうなのか、あるいはアジアではどうなのかということをもう1度ここで検討できれば、と思っている次第です。

本シンポジウムの進め方です。先ほどご紹介させていただいた3人の先生方にご講演いただきます。小田切先生が知的財産権、元橋先生は特にサービス、角南先生はアジアという切り口です。そして、小田切先生は制度、元橋先生は経済活動、それから角南先生は地域あるいはグローバルゼーションという、3つのひじょうに異なった観点から、このイノベーショ

4) Borrás, S., 2003, *The Innovation Policy of the European Union: from government to governance*, Cheltenham: Edward Elgar.

5) Commission of the European Communities, 2001, "European Governance: A White Paper," COM(2001)428, Brussels, 25.7.2001.

6) European Trend Chart on Innovation, Policy Review Workshop "Ensuring policy coherence by improving the governance of innovation policy," Brussels, 27-28 April 2004.

7) Working Party on Innovation and Technology Policy (TIP) (イノベーション・技術政策に関するワーキング・パーティ)

8) OECD, 2005, *Governance of Innovation Systems*, Paris: OECD.

ン・システムあるいはそのガバナンスと
いうことに関連して知見をご披露いた
けるのではないかと考えています。

それを踏まえてのパネル・ディスカ
ッション、それからまたフロアの皆様を交
えてのディスカッションでは、ガバナ
ンスということですので、将来の我が国お
よび国際社会における各機能の在り方、
それから政府、それから民間、そういっ
たものの在り方について示唆を得たいと

思っています。

また可能であれば、今後の研究の方向
性とか課題についてもヒントを得たいと
思っています。

さらに証拠に基づく政策形成というこ
とで、イノベーション・システムに関す
るメカニズムの解明やデータにも関心が
寄せられていますので、そういったこと
についても議論が展開できればと考えて
います。

知的財産権制度の展開とイノベーション

小田切 宏之



小田切 宏之氏

ご紹介いただきました一橋大学大学院
の小田切です。

きょうは、歴史的な経緯を踏まえての
知的財産権制度の展開とイノベーション
がどう関わっていくかということにつ
いてお話を申し上げます。

じつは現在、このあと話をされる角南
先生、それからフロアにきょう来ていた
だいております後藤先生と私との3人で、
知的財産権の展開と経済的なキャッチア
ップという国際プロジェクトを進めてお
りまして、その関係で知的財産権制度の
歴史的な展開について興味を持って勉強
してきましたものですから、それに基づ

いて話をさせていただきます。

まず、特許制度に深い関わりのある2
人の写真を見ていただこうと思います。

最初に見ていただくのはガリレオ
(Galileo Galilei)です。1564年生まれ1642
年没という16世紀~17世紀の人ですが、
ガリレオは、世界の最も初期の頃に特
許を取ったということで知られている人
です。

次に、もう1人お見せしたいのはこの
人で、日本の「特許制度の生みの親」、
あるいは「特許制度の父」と言われてい
る人です。じつを言いますと、この人が
この特許制度をつくったのは20歳代と
いう、非常に若い頃だったわけです。こ
の写真はたぶんもう30歳代、40歳ぐら
いになる頃ではないかと思うので、もっ
とこれより若い頃に制度をつくっていま
す。この写真でなかなかおわかりになら
ない方は、もう少し歳を取ったあとの写
真を見ていただくと、馴染みを持ってい

らっしゃる方もいらっしゃるかなと思います。この顔つき等でよく「達磨さん」と言われる、金融のほうでもよく知られている高橋是清ですね。高橋是清は、いま申しあげましたように、日本の「特許制度の生みの親」です。

そういうことで、特許制度を歴史的にまず少し振り返ってみます。特許制度は、1443年ですからもう500~600年前になりますけれども、ヴェネチアで始まったと言われています。先ほども申しあげましたけれども、1594年には、ガリレオが螺旋回動型ポンプという技術についての特許を申請して、特許を受けています。このようにヴェネチアで始まったと言われていますけれども、現代の特許制度に近いと言われているのが、1624年のイギリスの**独占大条例** (The Statute of Monopolies) というものです。

これは、国王の独占特許権を否定して、例外として発明の特許を認めるという主旨のものであります。言い換えますと、この当時の国王が、金銭と引き換えに特別の許可を与えるというかたちで乱発したらしいのですが、国王はそういうものを出してはいけぬ、そういうことがあってはならないということで議会が決議をしました。そして、こういうときに限って、例外として特許というものを出しているのだ、という発想になったと言われています。したがって、そういう意味で発明をとらえ、特許という形にしたのはイギリスが初めてと言われています。もっとより一般的なかたちで特許という制度として確立したのはアメリカです。1790年ですが、アメリカでは、憲法にすでに特許に当たる概念が盛り込まれていま

し、それに基づいて特許法がつくられています。

日本はどうなっていたかと言いますと、ご承知のように1868年が明治維新ですが、それから17年後にまず商標条例というものがつくられまして、翌年に専売特許条例というものがつくられています。先ほど申しあげましたように、高橋是清がこの制度をつくるにあたっての中心的な存在です。当時の農商務省が中心的な役割を果たしまして、彼は当時農商務省にいましたので制度を作り、彼自身が初代の専売特許所長になっています。

少し余談になりますが、このへんのことを調べていまして、高橋是清の自伝を読みましたが、これはたいへんに面白い自伝ですのでぜひお読みになるとよろしいと思います。高橋是清という人の波乱万丈の最初の**数10年**の生活というのが生き生きと書かれていて、たいへんに面白いと思います。

彼自身が、特許ということの必要性を痛感したわけですから。じつは最初に言いましたように、**商標条例**が先に出ています。これはつまり、開国になって、明治維新になって、海外からのいろいろな商工業者が日本に来る、彼らは彼らの商標を使って**発売**するのだけれども、すぐ日本人が**真似**をすると、そういう非常に多くのクレームや不平が政府当局に寄せられたということに対して、これではやはりいけない、日本においてもそういう商標というものはっきり明確にすることによって、近代国家として外国諸国とも対等にやれるようにならなければいけないということで、最初につくられたのが商標条例なのです。

そのあと専売特許というかたちで、技術についても特許をつくりました。これは一応つくりましたが、まだひじょうにプリミティブなものであったということ、この条例をつくって間もなく、政府は高橋をアメリカおよびヨーロッパへ派遣しまして、各国の特許制度の調査をさせています。2年がかりぐらいだと思いましたが、いろいろ調査をしまして、高橋の結論は、米国の制度がいちばん優れていると、例えば審査のプロセスもしっかりとできているということでした。

そういうこともありまして、彼は帰国しまして、そういう経験を生かして、より本格的な法令をつくりました。それがこの特許条例というものです。

この特許条例では、特許を受けることのできる発明は、「新規有益なる工術・機械・製造品及び合成物の発明またはその改良の発明」と定義しています。

この条例には、いくつか興味深い点があります。

最初の1つは、不特許事由、つまり「これは特許になりません」というかたちで、飲食物嗜好物と医薬調合物を明確に記していることです。このあとでお話をしますが、特に医薬については、特許にするかしないかという問題は大きな問題で、いろいろなかたちでそのあとも出てくるわけです。ただ、この時点でなぜこれらを特許にしなかったかということ、農商務省のそのときの説明の文章を読みますと、「その利害効験を判知すること尋常の試験に因って為す能わざるが故」であるとしていまして、簡単にそういったことを判断できないからだとして述べています。

それからもう1つの重要なポイントが、外国人出願に関する規定がないということです。しかし実際、問い合わせ等を見たときに、農商務省は「特許条例は外国人の発明は保護すべき限り無き候」と答えていたということです。つまり簡単に言うと、この時点で、外国人には特許を認めていなかったのです。これも非常に重要なことです。

それから、次にあるのが「先発明主義」という言葉です。特許の制度には、先発明主義と先願主義と、2つの違いがあります。先願主義というのは、先に出願をした者が特許を取る、同じ技術で2つ出願があったときに先に出願した者が取るというものです。じつはそのあとに出願した者が先に発明したのかもしれませんが、それであってもとにかく先に出願した者が特許を取るというのが先願主義です。それに対して先発明主義というのは、出願が遅れていても、もっと先に発明していたのだということを証明できれば、その人に特許を与えるというものです。現在では、基本的に先発明主義はアメリカだけです。日本は先願主義なのですが、この最初の特許条例は先発明主義です。先ほども申しましたように、高橋は清はアメリカのモデルに従ったということがここによく反映されています。

それから、特許について審査をするということです。高橋は清は特許局をつくりまして、初代特許局長だったわけですが、特許局にはその頃10名程度しかいませんでしたから、高橋は清自身が自ら審査をしたりしていたようです。

このような特許法だったわけですが、これがその後にくつつかのかたちで改正

をされていきます。

最初に、1899年にはパリ条約という国際条約に加盟をしました。このパリ条約には、内外人平等、内国の人も外国の人も同じ権利を得られなければいけないという原則があります。そこで、1899年の改正では、外国人の出願も認めるという決定をしています。じつを言いますと、これは例の不平等条約というのがまだ貿易関係にあった時代です。外国人に出願を認めなかったというのは、いわば不平等条約に対抗するために、外国人には出願を認めないという発想でもあったようです。1899年に外国人に出願を認めるようになったのは、ちょうど不平等条約が改正されることになったということと関連しています。

それから1905年には、実用新案法ができています。この実用新案というのは、現在も制度的にありますけれども、「工業上の物品に関して、その形状、構造または組み合わせに係る実用ある新規の考案」です。「実用ある新規の考案」というのは、これは簡単に言いますと、特許ほどまったく新しい発明ではなくても、新規にいろいろなアイデアが入っているというものが認められるということで、特許よりは取りやすいものです。従いまして、データで見ても、例えば産業で言いますと、特許は、明治時代に多いのは機械関係、化学関係ですが、実用新案では、例えば玩具とか、文房具とか、履物といったものが多かったようです。それから、中小企業、零細企業が多く取っているということも実用新案の特徴です。外国人はあまり実用新案には申請していません。というかたちで、国内

の中小企業、それから伝統的産業を保護するという役割を果たしたといえると思います。

それからさらに1921年に、先ほどお話をしましたが、先発明主義であったものが先願主義に変わっています。これはなぜかと言いますと、特許の出願が非常に増えてきて、誰がいったい先に発明したのかということ争いが起きる、あるいはそれを判別するのが難しくなってきたということです。「とにかく先に出願した者に特許を」というかたちでルールを変えました。これはドイツのやり方に倣ったものです。

それから先ほど、医薬品等には認めないと言いましたが、このことをより明確に、「物質発明への不特許」というかたちで、医薬品等について、その物自体では特許にはなりませんという改正をしています。

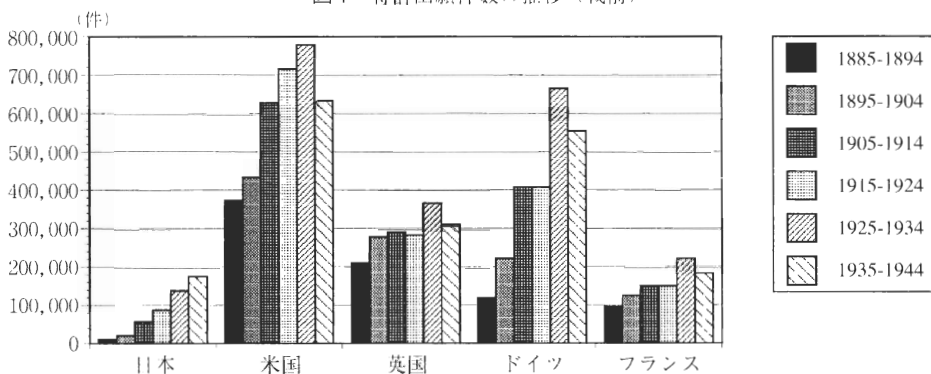
そこで、戦前の数字ですが少し特許出願の動向を見えます。

図1にありますように、これは日本で、10年毎の集計値です。アメリカ等と比べると数的には少ないですが、急速に伸びていたというのが日本の状況でした。

さらに図2は実用新案です。実用新案は比較できるような制度があるドイツと比べると少ないですが、やはりこれも急速に伸びています。先ほどの数値と比較をしていただくと、特許出願件数は1925年から1934年によく10万件を超えています。実用新案の出願件数はもっと多いということがわかります。

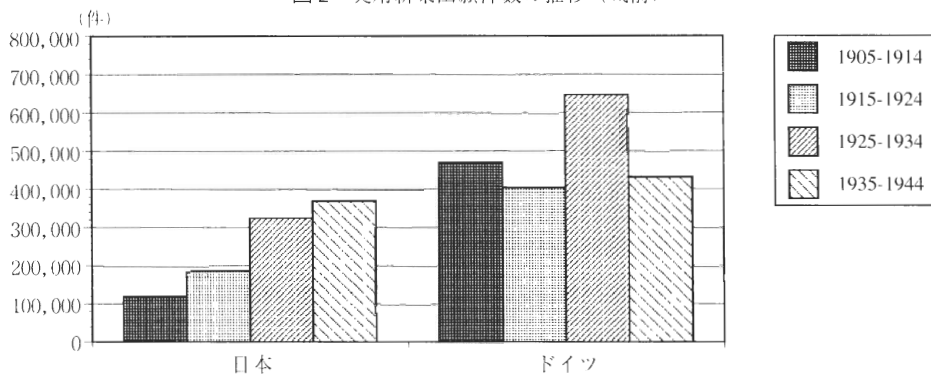
というかたちで、先ほども申し上げましたけれども、実用新案のほうがじつは

図1 特許出願件数の推移(戦前)



特許庁,『特許制度70年史』,発明協会,1955より小田切宏之作成。

図2 実用新案出願件数の推移(戦前)



特許庁,『特許制度70年史』,発明協会,1955より小田切宏之作成。

幅広く使われていたこととなります。

特許法については、戦後にもいくつかの改正が起きています。1970年の改正では、「審査請求制度」というものが取り入れられました。つまり、それまでは出願があった特許はすべて審査をして、特許として認めるかどうかを判断していたのですが、ここからは、請求のあったものに限って審査をする、全数審査はやらないというようになったわけです。要するに、自動的に審査しないということです。これはなぜかと言いますと、出

願数が非常に増加してきたために、全数審査が困難になったということです。

同時に「出願公開」という制度を入れます。これはなぜかという、審査請求制度を入れますと、請求しなかったものはずっと審査しないことになります。そうすると、それはもう眠ったままになるわけですね。そうすると、ほかの人が、そういうことがもうすでに出願されていると気がつかずに、またそれに対して研究開発をやるという、いわゆる重複の研究が起きる可能性があります。そこで、

「こういうものが出願されました」ということをすべて公開してしまおうと、そういうことによって重複しないようにという主旨で取り入れたのです。これもヨーロッパの制度に追随しています。

それから1975年には、飲食物、化学製品や医薬品に対する「物質特許」が認められています。これは先ほども申し上げましたように、戦前から医薬品等に関しては、「物質では特許を認めない、作り方の方法については特許を認められるけれども、物そのものについては特許を認めない」という発想だったのですが、ここからは、「物そのものについて特許を認める」ということになりました。同じものである限り、違う方法で作っても特許にカバーされるようになったという意味で、事実上、医薬品、化学製品等についての特許が強まったということになるわけです。

1987年には、「多項制」が導入されました。これは少しテクニカルな話になりますが、1つの特許の中に複数の請求項 (claims) を含めるということができるようになりました。

そういうことで、戦後日本のイノベーション活動について見てみると、図3の灰色実線で示されているのが特許の出願件数で、1952年から1970年ぐらいまで急激に伸びています。さらに、1980年代にはもっと伸びています。こちらのこの黒色実線で示されるのが研究開発費ですから、研究開発費が増加したのとはほぼ同じかたちで増加しているということが見ていただけだと思います。

さらに、「特許可能な範囲の拡大」ということも起きました。1980年代を通

じてバイオテクノロジー関連の特許がより広く認められるようになりました。それから1990年代を見ますと、数学的解法であるとか、電子マネーとかソフトウェアとか、そういうものについても特許が認められるようになってきています。

さらに、「特許の執行」ということについても強化が進んでいます。損害賠償額がより確定しやすくなったとか、それから2005年には、「知的財産高等裁判所」が設置をされるというようなかたちで、執行についても強化をされています。

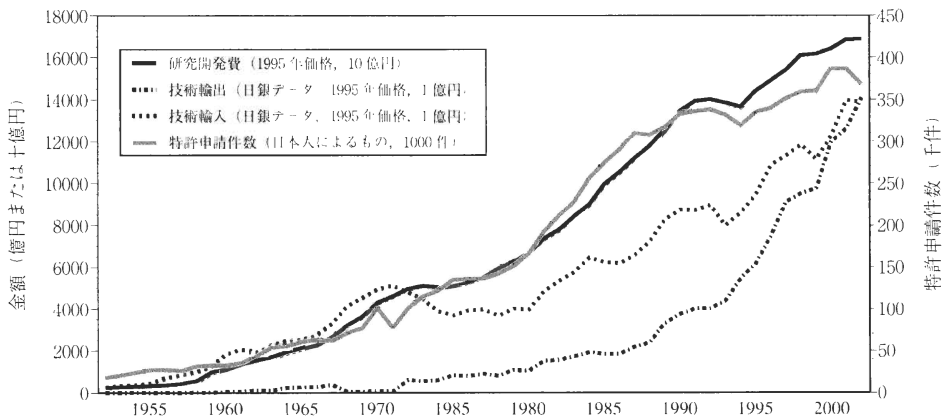
このように歴史的な推移をお話ししたわけですが、これらのことから何がわかるかまとめてみましょう。

特許出願の増加に伴って、「先発明主義」から「先願主義」に変わる、あるいは「全数審査」から「審査請求」する体制になる、それから「出願公開」すると、このように、いろいろな技術の進歩それから産業活動の発展ということに伴って、特許制度のほうも変わってきているわけです。

そのことを、「科学技術の発展プロセスとともに共進化する」、「共に進化する」という言い方をここではしています。特に、戦前から戦後の1970年頃ぐらいまでは、キャッチアップというかたちのイノベーションが多かったわけですが、それからだんだん自主開発型のイノベーションへの進化ということが起きています。

もう一度、図3に戻りますが、破線の曲線は技術輸入額を示しています。ですから、この技術の輸入額が、1950年代から1960年代を通じて大きく伸びているということがおわかりいただけると思

図3 戦後日本のイノベーション活動の推移



資料出所：研究開発費—総務省、技術輸出入—日本銀行、特許申請件数—特許庁。

出所：小田切宏之、『ハイオテクノロジーの経済学』，東洋経済新報社，2006，図1-1。

います。つまり、外国から技術を輸入して、それによって国内の技術進歩を目指していくという、いわゆる「キャッチアップ (catch-up)」が進みました。「キャッチアップ」というのは「追いついていく」ということですが、こういうことが進んでいったということがわかっていただけたかと思います。

ただ同時に、先ほども申し上げましたが、研究開発費のほうもほとんど同じペースで増えています。ですから、ただ単に輸入して、技術を買ってきてお終いというわけではなくて、それをいろいろ改良したり、日本向けにしたり、そのようなかたちで研究開発も盛んにやってきたということで、これが日本の高度成長期の特徴です。

この技術輸入は、1970年代になりますと停滞します。でもまた1980年代に少しずつ上がっていきまして、最近はずっと増えてきています。逆に、この1980年代から、とくに1990年代になると、急激に伸びるのは技術の輸出です。

これは、外国に対して技術を供与することに対してロイヤルティーというカタチで収入を得るということで、図はその収入額を示していますが、最近では技術の輸入額を上回っています。この技術の輸出が増えたのは、例えば自動車産業で起きているように、海外にある日本の子会社に対する技術の輸出が増えたということにもよります。

こういうように、もともとキャッチアップ型であったものが、自主開発型のイノベーションということへ進化をしていったということです。それに伴って、特許権の執行の強化ということも進んできました。

それから、さらに1990年代になりますと、科学に基づいたイノベーション、サイエンス型イノベーションと呼びますが、それが重視されてきてまして、それに伴って、先ほどもお話をしましたバイオテクノロジーその他への特許範囲の拡大ということも起きております。

同じように、産業技術の発展に伴って、

特許制度も共に進化をするということは、アメリカでも起きています。アメリカでは、最近、Zorina Kahn という人が『The Democratization of Invention (発明の民主化)』⁹⁾ というタイトルの本を書いています。彼女に言わせると、発明に対して誰でも特許を申請できる制度がつくられて、そのためにアメリカでは発明が民主化されたと、特権階級だけが発明の特許が取れるのではなくて、一般の人も発明すれば取れるということになったというように言っています。それを彼女は「エリート主義からの脱却」と呼んでいますし、このためにアメリカでは個人発明家が英雄視されるということにもなりました。エジソン (Edison) が典型的な例です。現在でもアメリカが先発明主義を採っているのはこのためでもあります。アメリカでも先願主義に合わせようという動きがあるようですが、実現するかどうかはよくわかっていません。

それから1980年代は、簡単に言いますと日本の追い上げということを受けて、アメリカが危機感を持っていた時代で、アメリカから技術がどんどん日本に移されて日本が発展するという意見が強かったので、これを防ぐためにアメリカは特許権を強化すべきだということで、いろいろなかたちでの強化がされました。特許可能な技術範囲の拡大とか、執行を強化するとか。さらにもう1つあるのが、

大学発明の事業化の推進で、この目的でバイ・ドール法 (Bayh-Dole Act)¹⁰⁾ という法律が制定されています。

さらにもっと明確なのは著作権法です。著作物、例えば文学の本などを見ていただいてもわかりますように、1800年代ぐらいまでは、文学は圧倒的にヨーロッパのほうが強いんですね。その頃は、イギリス文学、フランス文学、ドイツ文学はあるけれども、アメリカ文学というのはいさぎよくありません。アメリカは圧倒的な輸入国です。ですから1891年まで、じつは外国人に著作権を認めていません。これがだんだんアメリカも著作物でも強くなってきました。特にハリウッドの存在が大きいものですから、著作物でもリーダーになり、著作権の強化ということで、それを世界的に、とくに日本等にも強く働きかけているというのをご承知かと思えます。

繰り返しますが、知的財産権制度というのは、経済発展のプロセス、技術進歩と共に進化をしていくということです。これに対して、いまの発展途上国は、まだ発展の遅れている段階だけれども、国際的なスタンダードの特許制度を使わなくてはいけないという状況になっています。非常なわれわれの経験とは違っています。このことのインパクトも、発展途上国との関係において、これからいろいろ議論になっていかなければいけな

9) Kahn, B. Zorina, 2005, *The Democratization of Invention: Patents and Copyrights in American Economic Development, 1790-1920*, New York, NY: Cambridge University Press.

10) 正式には、1980年12月12日に制定されたP.L. 96-517, Patent and Trademark Act Amendments of 1980 (及びその後これを改正した一連の法律)であり、35 U.S.C. §§200-212として成文化され、37 C.F.R. 401として実施されている。Birch Bayh と Bob Dole という2人の上院議員によって提案されたことから、一般に“Bayh-Dole Act”と呼ばれている。

と思います。

復習のために、知的財産権制度の意義とはどういうものかをお話します。

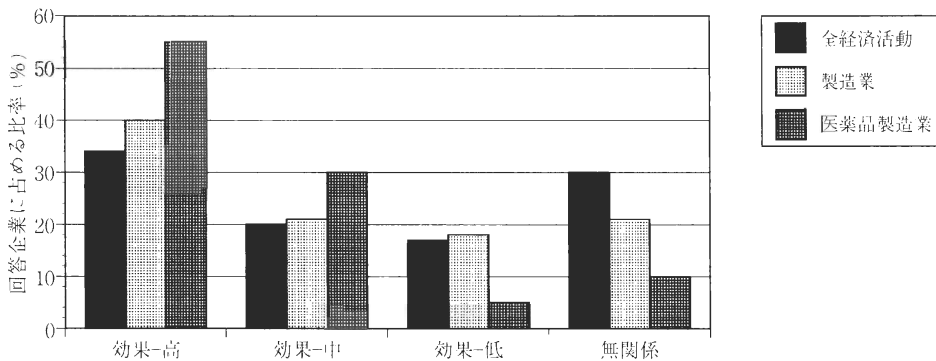
1つはご存知のように、これによって発明の誘引となるということです。発明者が特許からの収穫といいますか利益を専有できるようにするというかたちで、発明にインセンティブをつけるということです。ただ、これは分野によっては完全ではありません。

図4は、きょうチェアをしていたいでいる伊地知先生を中心としたグループで、文部科学省の科学技術政策研究所で調査をした「全国イノベーション調査」の結果¹¹⁾、¹²⁾を引用しています。「特許によってイノベーション活動から自ら利益を確保する上での効果の程度」というものです。その「効果が高い」と答えて

いるのは、ここにありますように、全経済活動で30%台、製造業で約40%というくらいです。「効果は中程度」というのを加えても、60%程度です。医薬品製造業では効果が強いですが、それを除くと、「効果が高い」とか「効果は中程度」と回答している企業の比率は、必ずしも高いわけではありません。50%～60%程度はあるのですが、100%ではないという状況です。ですから、この、特許による専有効果と呼ばれるものは、分野によっては完全でないということになります。

一方で、知的財産権制度には、発明された技術の利用を制限するという側面もあります。これら両面の効果があるときに、知的財産権を強化することが望ましいのかどうかというように考えますと、

図4 特許によりイノベーション活動から自ら利益を確保するうえでの効果の程度
—もっとも重要なフロタクト・イノベーションについて(従業員250人以上の企業)



出所：伊地知寛博・小田切宏之，2006，「全国イノベーション調査による医薬品産業の比較分析」（註11）より小田切宏之作成。

11) 伊地知寛博・小田切宏之，2006，「全国イノベーション調査による医薬品産業の比較分析」，Discussion Paper No. 43，文部科学省科学技術政策研究所，2006年11月。

12) 伊地知寛博・岩佐朋子・小田切宏之・計良秀美・古賀款久・後藤 晃・俵 裕治・永田晃也・平野千博，2004，「全国イノベーション調査統計報告」，調査資料110，文部科学省科学技術政策研究所，2004年12月。

いくつか問題点も指摘されています。

第一に、1つの製品開発に利用許諾を必要とする特許数が増加してきているという問題があります。それに伴って、知的財産の取引や管理にかかるコストも増加しており、パテント・プールというかたちで必要特許をまとめて使いやすくするということが一部でおこなわれています。

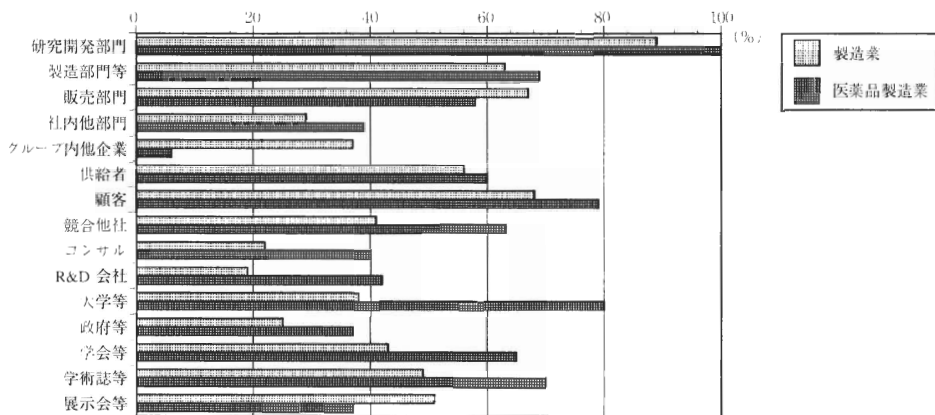
それからもう一つは、研究のツールとして使われるものについても特許が成立していることによって、研究費が高まっている、あるいは研究がしにくくなっているという状況も起きています。特に、研究分野によっては、学術研究と商業研究の境界があいまいなものですから、大学研究者でも特許侵害で訴えられる恐れがあり、実際に、浜松医科大学がアメリカの特許権者に訴えられた事例があります。これは実験用のマウスについての特許侵害で訴えられた事件ですが、この場合は、特許自体が日本としては成立していたと見なしがたいという最高裁の判断

であったために、大学研究者だったから使っていないかどうかということについての判断を下していません。けれども、いずれにしても、こういうリサーチ・ツールとして使うことについても特許が引っ掛かってくるというかたちの問題が発生しています。このことを考えたときに、大学や国立研究機関による研究成果の専有化が本当に望ましいのかどうかということも問題になってきます。

きょうのテーマである「ガバナンス」ということとも関係してくると思われませんが、大学等が、その研究成果を知的財産として専有化することが、いったい科学技術の進歩に良いのか悪いのかということなのです。そのことを「オープン・サイエンス (open science)」か「クローズド・サイエンス (closed science)」か、という言い方をしたいと思います。

先ほどご紹介しました「全国イノベーション調査」ですが、図5は、イノベーションのための情報源として「非常に

図5 イノベーションのための情報源：高・中と評価する企業の全イノベーション活動実施企業に対する割合（従業員250人以上の企業）



出所：伊地知寛博・小田切宏之，2006，「全国イノベーション調査による医薬品産業の比較分析」（註11）より小田切宏之作成。

価値が高い」あるいは「中程度に高い」というように評価した企業の比率を示したものです。社内の研究開発部門、製造部門、販売部門等について高い比率になっていますが、「社内からいろいろ情報を得ています」ということなので、当然といってよいと思います。社外でいちばん多いのは「顧客」です。そのほかで、特に医薬品製造業で高いのは、「大学等」と「学会・学術誌」です。学会とか学術誌というのは、希望する者は誰でも参加できる、希望する者は誰でも雑誌を読める、そういうかたちでオープンになっているものです。そういうものが情報源として非常に重要であるということ、この結果が示しています。

そういうことを考えると、大学等が、オープンなかたちで(成果を)出すのではなくて、アグレッシブに特許を取る、ライセンスをするというかたちで、クローズドに、排他的にのみ利用を許すことが、本当に社会的に望ましいのかどうか

ということは、よくよく考えてみる必要があります。

有名な例として、スタンフォード大学が遺伝子組換え技術の特許で多くの収入を稼いでいるのですが、彼らは非常に安い特許料で誰にでも使わせるということをやってきましたので、遺伝子組換え技術は普及しました。しかし、大学によっては、重要な特許には高いロイヤルティを求めるとか、民間企業に巨額で売るとか、そういうことをやっているケースもあって、そういう場合には技術の発展を妨げるのではないかと心配されます。

つまり、強い知的財産権の結果、研究開発投資を増やしても、技術進歩にはなかなか結びつかないということが起きる可能性があります。これはまだ結論の出ている問題ではないのですけれども、そういう問題もあり得るのだということをお話しして、私のプレゼンテーションを終わりにしたいと思います。

イノベーションの質的变化と 新たなガバナンスシステムの構築

元 橋 一 之



元橋 一之氏

ご紹介いただきました元橋です。

私は、こちらにタイトルを書いていますけれども、「イノベーションの質的变化と新たなガバナンスシステムの模索」というひじょうに大きなタイトルです。伊地知先生のほうからガバナンス・システムという、いわゆるシステム全体をど

のようにガバナンスしていくかというようなことは、普段あまりなかなか考える機会がなくて、今回いいチャンスをいただきました。ガバナンス・システムというときには、それぞれプレーヤー、企業なり政府なり大学なり、あるいは分野別、先ほど知的財産の話の小田切先生が言われましたけれども、産学連携の話ですとか、研究開発をどう促進するかとか、いろいろな観点の、それぞれの分野でもいろいろと研究というのはあるわけですが、今回は、いろいろと私どもがやっているのは何かというものを広くまとめてみたというものです。

まず、このガバナンス・システムという話をするとき、そもそもイノベーション・システムというものを考えないといけません。いろいろなプレーヤーがいて、いろいろなプレーヤーのインタラクションがあり、あるいはマーケットの中のメカニズムがあり、インセンティブの話をもっと理解しなければいけないということですね。

日本のイノベーション・システムは、特にアメリカと対比してということなのですが、大企業を中心に、自前主義ということが多いと思います。この背景になっている話というのが、先ほど小田切先生からちょうどいいお話をされたのですけれども、おそらく日本の企業のキャッチアップの過程です。こちらの図に簡単に整理しています。ここの大きな四角が企業であると考えてください。企業の中に、研究開発なり製造の部門なり、系列会社、グループ企業をたくさん持っています。こういうところが、海外の技術を導入しながら製品化をしています。そう

いう過程において、この企業の中で、self-containment（自身による封じ込め）という中で処理できてしまいます。

とうぜん目標があります。例えばコンピュータは、富士通とか NEC とか日立といった企業は IBM を、自分たちはいかにこの IBM をキャッチアップするかと目標があります。キヤノンとかといった企業は、では Xerox（ゼロックス）に対してどういうキャッチアップをするかと考えます。ある意味、リーダーがいたわけですね。自動車会社は、GM なり Chrysler（クライスラー）なりにキャッチアップしたい。企業は海外の技術を導入して、それをいかに製品化するかというところで活動してきました。

その一方で、イノベーション・システムということでは、最近、特に大学、国研とか産学連携ということをよく言われますが、ここのあいだで、ではインタラクションとこの見たとのこと、ここはいろいろなレベルであるとは言われているのですが、オフィシャルにはあまり見られなかったと言われています。特にこのベンチャー企業です。日本の場合、大企業が中心にいますが、ダイナミックに大企業がかたちを変えてスピンのアウトしたり、企業だけではなくて大学からスピン・アウトしたりしながら、ベンチャー企業がこのイノベーション・システムの中で果たす役割というのはひじょうに小さかったです。いまでも小さいです。

この背景には、おそらく労働市場というシステムも関係あるでしょう。終身雇用というか、かなり固定的で、新入社員で入ってずっと大企業の中にいます。大

学の先生というのは、大学に入っずとそこにいます。あるいは金融市場の問題ということでは、銀行がかなり強いので、間接金融であって、他方、直接金融、特にベンチャー・キャピタルとかりスクマネーを供給するメカニズムということに課題がありました。この図で技術市場とありますが、これは少し問題があると思いますが、知財の話と絡んでいます。キャッチアップしていく過程の中で、日本の知的財産権が強化されてきたというのは、1980年代ぐらいにアメリカから言われたからです。ものすごい勢いで日本というのは欧米にキャッチアップしていったわけですから、このモデルが1980年代ぐらいまではひじょうにうまくいったと言っているわけですね。日本はかなり強くなってきたということで、アメリカから、日米構造協議とかいろいろなかたちで、「日本の知的財産権をもっと強化してください」と言われ、それでいろいろな改正というのが行われてきました。2000年以降はちょっと変わってきています。これは日本独自の問題意識というのかなりあると思うからです。

そういうところで、弱い知的財産権というのは、イノベーションなのかイミテーション(模倣)なのかという議論で言うと、イミテーションをしても問題が起きにくいところがあったかと思えます。そういうキャッチアップしているところというのは、当然イミテーションも多いわけですね。それがいまかなり変わってきました。1980年代まではうまくいっていたのですが、1990年以降バブ

ルが崩壊しまして、経済的にもうまくいなくなっていますし、若干、やはりこれでは具合が悪いなというのは、とうぜん日本の企業も思うようになりました。

そこで、ではイノベーションの質的な変化ということで、特に、日本という観点でいうとどういうことが起きたのかというのをまとめてみました。

一つは、技術革新、特にIT化です。インターネットが商用で開始されたのが1990年代の前半ですが、1995年ぐらいからずっとインターネットの利用率は上がってきて、情報伝達コストが下がることによって市場競争が激化して、国際化、貿易投資が活発化しました。

同時並行的に、WTO¹³⁾、こういう多国間の貿易投資の自由化の活動というのは活性化しまして、いまとうぜん日本はWTOのメンバーですが、中国とかもWTOのメンバーになっているとかたちで、貿易投資の障壁というのは国際的にグッと下がっているわけです。そういうことがあって、グローバル化というのはひじょうに進んでいます。

その中で、情報伝達コストが低下したということによって、生産活動がひじょうに国際分業になっています。例えば先ほど小田切先生のお話の中で技術輸出のことがありました。国外にある日本の製造子会社に、日本の技術を使ってたとえばアメリカで自動車を作るときに、それは技術輸出にカウントされるということでした。同じような話はいろいろなところにあります。これは日本だけではなくて、とうぜん欧米の国もいろいろな所に

13) World Trade Organization (WTO) (世界貿易機関)

海外進出していますし、生産活動は国際分業化して行っています。いわゆるこれが「モジュール化」ということです。1つの企業が1つのものを最初から最後まで作るのではなくて、いろいろな企業がそのあいだに入ってくるようなかたちになり、製品の設計のやり方というものが、かなり部品部品で分かれるようになってきました。そうすると、いままではすべてをやらなければいけないということで、参入障壁が高かったのです。小田切先生のお話は、日本のキャッチアップ・ストーリーですが、いまのキャッチアップ・ストーリーというのは、とうぜん韓国とか中国とかというところで、特にエレクトロニクスの分野で日本がかなりキャッチアップされてきているわけです。そういうところがモジュール化されてくると、部品だけでいいわけですから、そここのところに入って来れるわけです。そういうかたちでどんどん、日本の企業がすべて持っていた半導体（技術）というのがバラバラになって、気がついてみると韓国の企業とか台湾の企業とか、そういうところにかかなりの付加価値が取られてしまっているという状況があるということです。

これは、技術市場ということ考えたときに、技術というのはサプライ（供給）があって、最後は新商品というか製品があって、商品が売れないといけないわけですが、イノベーションのダイヤモンド・サイド（需要側）からのストーリーから企業の中だけで書かれていると、グローバル化が起きて、いろいろなところの競争が厳しくなって難しくなっているということです。

さらに日本国内の話で言いますと、人口減少が起きています。もともと日本というのは、1億人ぐらいの人口を抱えてかなり高い所得水準で、大きなマーケットがあるのです。アメリカとかヨーロッパの企業にもかなり魅力的なマーケットと見られていたのですが、残念ながら、日本のマーケットというのはマージナル化して（取るに足らなくなつて）います。いま人口の増えている所というのは、いわゆる後進国です。特に、BRICsと言われる大きな国、ブラジル、ロシア、インド、チャイナ、こういうところが出てきていますので、そうするとどうしても日本の企業にしてみても、日本の中だけだとやはり難しいので、外へ出て行かなくてはならないという話になります。ここまでがダイヤモンド・サイドのストーリーなのですが、サプライ・サイド（供給側）ということでもかなり質の変化が起きています。

先ほど、小田切先生は説明されていなかったのですが、この中で、いわゆるサイエンス産業（science-based industry）という、イノベーションの中でサイエンスの果たす役割というのがひじょうに大きくなっている分野というのがあります。特に医薬品の分野です。化学的な反応といった有機化学の世界から、遺伝子機能というのが解明されて、そこからかなり人間の病気の根源的な科学的な知識というのを頼りに薬を作っていくというやり方ができる可能性が出てきました。なかなかそれは難しいという話なのではあります……。

そうすると、企業と、大学、国研には科学的知識がありますから、いままでは

これらが分断されていたのですが、そういうわけにはいかなくなりました。大手の製薬メーカーも大手の企業も、そういうわけにはいかないという話もあります。同じような話が、半導体の分野ですとか化学とか、いろいろなところで起きているということが言われています。

このような視点の変化が起きる環境の変化に対して、質的な変化というか、ガバナンス(アメリカなども関係してくる話ですが)で見てもみますと、大きく2つあります。

一つは、やはり外部連携です。

もう一つは、ハードからソフトというか、きょうはサービスという話をするということだったのですが、そのサービス、いわゆるサービス産業ということです。アウトプットのサービスというものもありますし、製造業の中のアクティビティも、じつはサービスの要素というのはすごく大きくなっているわけです。

例えば自動車を作るときに、自動車のシステムでハードの部分というのはとうぜん大きいです。例えばブレーキのシステムというのはどうなっているかというところ、ブレーキというのは、単純に考えると、何か踏んだものが、それが何らかの力学的な方法でタイヤを伝わって、タイヤのパーツはブレーキをかけるとパッドが縮まると、そう思われると思うのです。自転車がそうですね。ただ、いまの自動車のブレーキのシステムというのは、その踏んだ角度やスピードというのはぜんぶ電子化されて、タイヤの回転スピードというのでも電子化されていて、いかに速く安全に止まれるかということも電子制御されるかたちで伝わっていくわけです。

そのあいだというのは何かというと、いわゆる組み込みソフトというものでして、ソフトウェアがそれを解決しているわけです。いま自動車の中に入っている組み込みソフトというのは何千万行と言われているまして、いわゆるソフトウェアの工程数からいくと、ものすごい数があると言われています。もう少し言うと、自動車1台は何百万円かしますが、そのうち、これは自動車によって違うのですが、ソフト的な要素によるアクティビティによる付加価値というものが半分以上とかもっと多いと言われます。携帯電話などの場合だと7割~8割いくということが言われるわけです。

というかたちで、サービスというのは、あるいはソフトというのは、いわゆるアウトプットとしてのサービス産業だけではなくて、製造業の中でも起きているという話があります。

それぞれについて、若干、anecdotal evidences(事例証拠)というのをお示したいと思います。

まず外部連携です。外部連携で日本においても産学連携が進展しているという話です。

これは、研究開発に関する、企業に対する簡単なアンケート調査の結果です。この図で示しているのは、大学と連携している企業の割合です。企業のサイズが、従業員数も少ないひじょうに小さなベンチャー企業のようなところから、ある程度大きな企業まであるわけです。大きな企業は、9割ぐらいが何らかのかたちで産学連携を行っている。これはじつは2004年ぐらいの調査で少し古いのですが、図で色が2つに分かれていま

すのは、1つは、こちらの黄色い部分というのは、5年前に、1990年代後半ぐらいにすでに行っていたという企業の割合です。ちょうど日本の政府が「産学連携をやろう」と、TLO法¹⁴⁾というのができたのが1998年のことなのですが、その頃の状況です。大きな企業は、そこから5年経って1%とあまり変わっていない。小さな企業を見ていただきますと、それぞれかなり産学連携をしている企業がこう伸びています。この青い部分というのは、この5年間のあいだにやり出したところ。産学連携ということが、大きなところだけではなくて、小さいところに広がってきているということが一つあります。

それからもう一つは、外部連携というときに、先ほどは大学と企業の連携ですが、とうぜん企業間の連携というのか競争というのか、それがかなり複雑化しているわけです。自分の競争相手は誰なのでしょうかと、あるいは自分の連携相手は誰なのだろうかとということがひじょうに複雑化しています。

もともとは「ネットワーク間競争」という言葉がありまして、標準の有名な事例というのは、ビデオデッキのベータ方式とVHS方式との間での競争でした。デファクトのスタンダードを確立しようというときに、いわゆる方式間の競争があつて、それをやるためには、実際その方式で作ってくれる企業なり、あるいは製品を供給してくれるビデオ屋さんとか、そういうところがいかに自分のところの

そこに乗っかってきてもらえるかという競争になるわけです。これは、ソニーなのか松下なのか、相手がわかっていたわけです。

さらに「プラットフォーム・リーダーシップ」という言葉があります。これはIntel（インテル）の戦略でよく言われる話なのです。インテルはパソコンのアーキテクチャをぜんぶ押さえていますから、インテルというのはチップだけを供給しているのですが、このパソコンを速く動かすためには、チップだけではなくて回りのいろいろなものが連動しないとイケないわけなので、そういうところにインテルが研究開発をしてあげて、技術を使ってもらおうということをやっています。

ここまでは、相手がわかっている状態なのですが、最近はその下のステージの「オープン・イノベーション (open innovation)」とか「イノベーション・エコシステム (innovation ecosystem)」という言葉がよく言われるようになりました。先ほども知的財産のお話が小田切先生からありましたが、この1つのひじょうに典型的な事例というのは「パテント・コモンズ (patent commons)」というものです。特許というのは、基本的に、ある一定期間、自分の開発した技術を専有化してそのあいだの経済的な独占利益というものを得る、それによって研究開発を行ってきた投資を回収するというようなメカニズムなわけです。

この「パテント・コモンズ」というのは、IBMが、オープン・ソースのソフ

14) 正式には、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）」である。

トウェア、Linux(リナックス)が中心ですが、2005年ぐらいに、500ぐらいを無償で公開するというようなことを宣言したのです。このOSI基準というのは、IBM以外でこの特許を使って開発したものでその人・企業が、「それをベースに何か特許を取って権利を行使するということ」をギブ・アップ(放棄)するということを言っていただければ、ただでぜんぶ使っていていいですよ」という話です。

この「パテント・コモンズ」というのは2005年にちょっとブームになりまして、携帯電話のNokia(ノキア)は、携帯電話のOSの関係で、Linuxのカーネル(kernel)、コアの部分のソフトに関する特許というものを、やはり同じようなかたちで無償で公開するという話をしました。

さらに、Linuxの普及推進団体¹⁵⁾があります。そのもう少し大きなかたちで「パテント・コモンズ・プロジェクト(Patent Commons Project)」というものを始めまして、そこに入ってきた特許を登録していただいて、上の500件というのと同じようなかたちで使えるようなプラットフォームをつくらうという話をしたのです。とうぜんこの中にはIBMも入っていますし、ノキアも入っていますし、いろいろな企業が、日本の企業もたくさん入っています。

これは、なぜこういうことをやっているのか。

とうぜんIBMもノキアも利益を追求する企業ですが、これは、先ほど言った

ような独占利益というものを放棄するわけですね。かつ、特許を放棄するわけではない。特許を放棄するということもできるわけです。そうするとみんなも使えるようになるわけですね。IBMやノキアというのは、特許を持ちながら無償で公開するということです。

その理屈というのは、ここにも書いてありますが、「安定したイノベーション・プラットフォームを整備したい」ということです。このオープン・ソースの世界というのは、誰かが何か特許を持って埋まっている。じつはオープンだと思って使いますよね。製品ができましたと。できた瞬間に、じつは何かすごくマイナーなところが特許を持っているところが引の掛かって、そこから、要は「侵害している、ライセンスを組まないでだめですよ」と言われるということがあり得るわけです。特許の効力というのは、IBMは、そのような者が出てきたら、自分は特許を持っているということで、そういうものと闘うということです。特許を放棄してしまうと、特許侵害を追究してくるものと対抗する手段がなくなりますから、そこを持ちながら、そういうものと闘うためのツールなのです。あなた達を守ってあげる、この中に入ってくる人達のツールなのです。で、IBMとしては何がやりたいかという、とうぜんこの上に自社のモデルが乗りかかるのです。彼らのITサービスとかを拡大していくということと、IBM自身のビジネスを安定化させるという目的があるわけです。

15) Open Source Development Labs (OSDL) ; 現在は、別の団体と合併して The Linux Foundation となっている。

だから、このようになってくると、いったい誰が敵味方なのかよくわからないという状況になっているというのがポイントなのです。

それからもう一つ、この「ハードからソフト」という話です。これも簡単に、少しどのような話があるのかと紹介します。特に、政策をどう考えるのかということと関係してきます。

これは、伊地知先生が実施された「全国イノベーション調査」¹⁶⁾ を使っています。

いままでイノベーションというと、製造業で研究開発という、何となくそういうイメージがあったわけです。実際、イノベーションというと、政府の政策のツールというのもの、税制であり、補助金であり、やはり研究開発というのがどうしてもクローズアップする。

でもこの図は何を示しているかというと、この「全国イノベーション調査」で、「イノベーション」というのはもっと広い定義をしているわけです。研究開発だけではありません。イノベーションの定義というのは、ある意味アウトプット形式でやっていますから、新しい製品なり、あるいは新しいサービスなり、製造品の生産プロセスや提供プロセスというのができればいいとしています。例えば金融サービスというものを考えてみますと、インターネット・バンキングというのがあります。インターネット・バンキングそのものというのは、これは研究開発に当たるのかどうなのかというと、おそらく当たらないのではないかと、あれは

ビジネス・イノベーションというか、インターネットを使っていかに関金融商品とこのをうまく提供するかというプロセス・イノベーションなのです。そういうR&Dではないようなイノベーションというのはたくさんあるということを示したもののなのです。

ここで、イノベーションをやっている企業というのを100%にして、そのうち研究開発を実施していない企業が何%あって、研究開発を継続的に実施している企業が何%あって、非継続なのだけでも実施している企業が何%いるかということを示したものです。だから、この実施していないところというのは、イノベーションはあるのだけれどもR&Dはないという、研究開発はないということです。このシェアを見ていただきますと、製造業とかほとんどないわけですね。やはりこういうところというのは研究開発をやっているわけです。けれども、この運輸・通信業とか金融業とか情報処理サービス業とか、こういうサービス産業というのは、研究開発ではない、なくてもイノベーションはあるわけです。では、こういうところはどのようにして、要は政策的に支援したらよいのだろうか、R&Dだけでいいのだろうか、という話があるということです。

同じような話で、これは時間がたぶんあまりないので飛ばしますが、こんどはコストを見た、イノベーションに関する支出というのがあって、コストでR&Dがどのくらいの割合なのかということを見たものです。

16) 前掲, 12)。

やはりサービス産業というのは、R&D以外のコスト、例えば capital expenditure、イノベーションに関する設備投資とか、あるいは外部の知識を吸収するようなことというのが、かなり大きな割合になっているような業種もあるということで、政策を考えるときに、こういうことをよく考えないといけないということです。

そこから流れて、それではイノベーションを促進するためにどのような政策というものを考えたらいいのでしょうか、という話に移っていきます。

まず外部連携と、それからサービス・イノベーションという話があります。

外部連携について言うと、これは、プロパテント改革と技術市場の活性化という話がやはり大きいのではないかと思います。特許権を強くするというこれは良い面も悪い面もあるというのは、小田切先生がおっしゃった通りだと思います。ここで言う「特許権を強くする」というのは、より安定的な特許にするということです。プロパテントというのはいろいろなものがあって、例えば新しい分野に特許を認めてあげるといものがあります。例えばソフトウェアに認めてあげるとか、あるいは物質特許であるとか、遺伝子機能とかそういうものもあります。

一方で、ある特許そのものの権利を強化するというものもあります。例えば、侵害時の損害賠償金を上げるということというのは、特許そのものの権利が強化されるということです。侵害をする人というのははしくくなる。裁判で最後負ければ、要は大きな賠償金を払わないといけないということになりますから、そうするとやはり特許侵害して、先ほどのイ

ミテーションとイノベーションではないですが、これはもう「真似した者勝ち」のようなことをしようというインセンティブは若干下がる効果があるわけです。

ここで、連携をするために、知的財産との関係というのをもう1回整理します。

いままで、このような時代にはあまり特許というのは必要ではなかったわけです。なぜかと言うと、これは自分の企業の中で閉じた世界ですから、特許を取って技術が公開されるよりは、最後は製品になって出ていくわけですから、自分の企業の中でトレード・シークレットで守ってもいいわけです、製品になって、リバース・エンジニアリングで同じように使えるというものと特許を取ればいいということです。製品のプロセスについては特許を取る必要がなかったわけです。

それは、この連携型というのは、どうぜん産学連携もあります。大学が特許を取って行使するかどうかというのは少し別の話として置いておきます。ここは議論はある、必ずしもそれがいいのかどうかという議論は、バイ・ドール法みたいな話であるとは思うのですけれども……。これから、例えばネットワーク型のシステムというものを考えていく上で、どうしてもやはり大企業が取り組めないようなニッチ・マーケットのようところというのは、ベンチャー企業がスピン・アウトするなり、大学なり企業から出て行って、そういうところから将来的にあとで大企業にライセンス・アウトして、大企業が使えるようなかたちにするというのが、ひじょうに美しいモデルではあるわけです。

そのときにベンチャー企業というのは、

これはもう補完的な資産というか、彼らは技術はあるかもしれないですけども、それを実際に最終的に製品にまでして売っていくというだけのリソースがないわけです。そういう状況で、何がけっきょく彼らにできるのかというと、特許を取って、それを使って relation (連携) していくことしかなかなかやりにくい。特にバイオ・ベンチャーの場合は、製薬品になるのにひじょうに多額の研究開発投資と期間がかかりますから、それだけを保てる、パイプライン¹⁷⁾ 1つ通すのに何百億円とかかる世界を、売上げが出ない状態でベンチャー・キャピタルがサポートするかというと、それはおそらく不可能なのです。ある程度の段階で、とうぜん大企業と組むなり、プロダクトあるいはライセンス・アウトしてしまうとか、そのまま企業ごと買われてしまうということもありますけれども、そういうことがあるわけです。そのときにやはり知的財産がしっかりしていないと、そういうビジネス・モデルというのはできないということです。簡単に大企業に真似されてしまって、それで持って行かれてしまったら終わりということです。そうであれば、ベンチャー企業を立ち上げてやろうとする人がいなくなるということになりますから。そういう意味で、このプロパテントというのは、連携ということで言うとひじょうに重要なのではないかと考えています。

あと人材の流動化とか起業ですね、これを促すためにもシステム改革というのが1つ重要になってきて、そういう話が

要ります。やはりかなり人材が固定化されて流動化しないというところがあります。どうしてもそれぞれで独立して、企業は企業、大学は大学に留まっています。大きな企業からスピン・アウトするのはいいのですが、してもベンチャー企業から大企業には戻れない。外部労働市場というか、新卒の労働市場というのはいまだたくさんあるわけです。学生が卒業すると、就職活動、いま必死でやっています、そこではすごい job market (労働市場) があるわけです。そうすると、こんどは会社に入って10年ぐらいの人で労働市場があるかということ、これはひじょうに少ないわけですね。そうすると、大企業から出て失敗しましたというときに、ではもう1回大企業に勤め直すかということもできないわけです。

そういう意味でいうと、大企業から出るときにそこまで考えてやりますから、なかなか人材の流動化というか外部労働市場ができないわけです。これは、要は、一人ひとりの個人にやる気があるかないかの問題ではなくて、システムとしてそういう市場がないということが、けっきょく、起業、アントゥルプルナーシップ (entrepreneurship) の層が薄いということになります。

それから、これはやはり角南先生の話なのかもわかりません。グローバル戦略というか、日本というのはいまもう日本だけのマーケットではどうしようもないので、グローバルに出て行くというときに、日本と日本以外の国というのはかなり違うところがあります。そういう意

17) 製薬企業における、各薬剤の開発初期段階から販売開始までの開発品あるいはその一連のライン (体制) のことを指す。

味で、日本のマーケットも FTA¹⁸⁾ とか、あるいは「アジア・ゲートウェイ」¹⁹⁾ というのは、日本の、例えば羽田空港の24時間化とか、海外から人が、あるいは投資が入ってきやすいようなかたちで、特に流通関係とか交通関係というところで、外から入って来やすいようにしようではないかという大きな政策ですが、こういうことを進めていくというのは、じつはイノベーションにとってもひじょうに重要です。先ほど、連携とか、誰が競争相手で誰が味方なのかよくわからないという話ですから、いろいろな知恵というのが日本に入って来るということが大事です。グローバル化というものが欧米に比べるとひじょうに遅れているというのは OECD の統計などにもありますけれども、そこのところをよく考える必要があるということです。

サービス・イノベーションということですが、これは IT の関係で、私自身の個人的な考えですけれども、「IT を活用した新たな事業モデルの推進」と「企業競争力強化（マーケティング、新商品開発など）に向けた IT 利活用の促進」という2つです。

先ほどの研究開発投資の図を見ていただくとわかりますが、イノベーションに関する支出というところで、R&D はこの青い部分で、縦に産業別になっているわけですが、manufacturing（製造業）というのは R&D のシェアが大きいわけ

ですね。で、R&D のシェアが大きいところでは、例えばこの建設業とか、hotels and restaurants（ホテル・レストラン業）とか transport（運送業）、こういうところですね。こういうところは何かということ、これは capital expenditure というか、イノベーションの投資、設備投資額のようなものというのが大きいということなのです。これはでは何かということ、先ほどインターネット・バンキングの話をしました。かなりやはり IT というか、いわゆる情報システムを使って新しい事業モデルというのを展開していくということが多いのではないかと考えられます。とうぜん IT だけではないですが、しかしサービス産業のいわゆる研究開発投資に当たるものとして IT というのは1つ考えられるのではないかなということを考えています。そういう意味で、IT を使っていかに新しい事業モデルに活かしていくかということが、イノベーション促進のための政策として考えられます。

「IT を活用した新たな事業モデルの推進」という話は、むしろ業務そのものです。インターネット・バンキングですとか、あるいはクロネコヤマトが始めたパースル・トラッキング・システムはこれまでみんなやっていますけれども、彼らが一番初めに始めて、いま自分の発注した小包がどこにいるのかというのがインターネット上ですぐわかるようになっています。そういう製品付加価値をつけ

18) Free Trade Agreement (FTA) (自由貿易協定)

19) 「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日、アジア・ゲートウェイ戦略会議決定)。なお、アジア・ゲートウェイ戦略会議は、安倍内閣の際に、第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説において表明されたアジア・ゲートウェイ構想を取りまとめるために、平成18年10月27日に内閣総理大臣決裁によって設置された機関である。

て、他社よりも若干高い輸送費をつけても消費者がそれを選択するようなかたちで付加価値をつけていくというような話も IT を使ったシステムです。小売で言いますと、Wal-Mart (ウォルマート) のサプライ・チェーン・システム、これを日本の企業なども真似していて、頑張っ入れてようではないかという話もありますが、これもその IT の話なわけです。

こういう本業の話と、それから2番目の「企業競争力強化」というところでは、日本の企業というのは、かなり在庫をいかに下げるかとか、経費をいかに落とすかというところに IT はうまく使われているのですけれども、なかなかそれを使ってマーケティングとか新しい商品開発をしていくというところに IT が使われていないという話が、特にアメリカと比べてですけれども、いろいろなことをやっていくとわかってきました。そういうかたちの IT の利活用の促進をするというのが1つあるかもわかりません。

ひじょうに重要な話として、新たな事業モデルを阻害する規制の改革です。例えば旅行代理店業法²⁰⁾ というのがありまして、これによって、旅行のパッケージを勤めるのは対面ではなくてはだめということがありました。ここは若干、規制緩和されたわけですがけれども……。そうするとインターネット上で例えば旅行商品を売ることができなかつたわけですね。そういう業法が細かく見るといろいろなところに残ってしまっていて、それによって新たな事業モデルがあまりできないというようなことがありますので、

そういうところの規制をうまく直していくという話もあるかもわかりません。

最後に、サービスのイノベーションというのは、人がやはり重要ですので、人材育成というのが重要です。それで、これをやっていくために、実際どのようなガバナンス・システムなり、あるいは政策というのを考えた方がいいのかという、これが最後のスライドになりますが、はっきり言って、ひじょうにいままでよりは難しいことを考える必要があるということです。

1つは、科学技術政策です。いままでの科学技術政策はこれで大事なのですけれども、イノベーション政策とはいったい何なのでしょう。科学技術政策というのと何となくわかります。大学とか国研とかをどうするかというような科学技術の振興もあります。その中には、やはり R&D というのはかなり大きなコンポーネント (構成要素) です。けれども、その部分というのは少なくはないですが、どんどんシェアが少なくなってきて、いま日本のマクロとしての生産性というところを支えていくのは、サービス関係、製造業のいわゆるソフトの面も含めたところのイノベーションです。

そうすると、それをどうしたらいいでしょうかということなのですが、科学技術政策は文部科学省でできるでしょう。ただそのイノベーション政策というのは、これはいろいろな省庁にまたがる話になり、大きくなるわけです。経済産業省の場合もあるし、国土交通省の場合もあるし、いろいろなところがたぶん関係して

20) 正式には、「旅行業法 (昭和27年7月18日法律第239号)」である。

くるわけです。そうすると、やはり霞が関の縦割り構造というところから、官邸機能というか、横割りのな機能というのが拡大するということが重要になってくるのですが、ただこれはうまくいっていない。たまたま小泉政権の時代に、かなり官邸機能の強化というのではいろいろなものができています。IT 戦略本部²¹⁾なり、総合科学技術会議もそうですし、経済財政諮問会議もそうですし、そういうのができているのですが²²⁾、なかなかこれは overloading (過負荷) というか、うまく機能していません。というのは、やはり少ないスタッフでたくさんの仕事をやらなくてはいけないということがあって難しくなっているのです。かなり大きな、役所の中の改革というのが必要になってくるのではないかなというのがあります。これはもう行政サイドの話ですね。

これにもう少し政治家まで加えた話でいきますと、OECD で、じつは産業政策の関係の委員会、主に経済産業省とか総務省の通信関係とか国土交通省とかの産業関係での委員会と、それから科学技術政策を担当している委員会とを統合するという話があったのですね。アメリカというのは放っておいてもけっこういろいろダイナミズムに動いていきます。と

ころが、先ほど申し上げた話というのは当然日本だけではなくて、ヨーロッパの、特にコンチネンタル・ヨーロッパ、フランスとかドイツとかそういうところというのは、やはり同じような問題意識をかなり持っているわけです。そういうところは、やはり OECD の委員会も、産業は産業で、産業の中でやはりイノベーションというのがあるわけですが、科学技術は科学技術からくるイノベーション、産学連携とかあるわけで、これらをバラバラにやっているというのはよくないのではないかという話があって、統合しようということになったのです。でもできなかったのです。できなかったのは、これは各国が反対したからです。各国が反対したというのは、とうぜんそれぞれの役所が反対したということです。それぞれの役所では、とうぜんその上にいる大臣とか閣僚クラスがいろいろ議論したようですけれども、そこでできなかったことがあります。ですので、なかなかいまの民主主義的なやり方の、政治家まで含めたところでのガバナンスというのが、うまく機能していないという1つの事例であるということです。

それから、ひじょうに難しい話になると、政治的にも unpopular な(評判の悪い) 案件というものがやはり残っていま

21) IT 戦略本部は、正式には、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」であり、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年12月6日法律第144号)」に基づき、内閣に平成13年1月6日に設置された。したがって、設置自体は、小泉政権(2001年4月26日-2006年9月26日)以前に行われている。

22) 総合科学技術会議と経済財政諮問会議のいずれも、「内閣府設置法(平成11年7月16日法律第89号)」に基づき、内閣府における重要政策に関する会議としての機関として、中央省庁等改革に係る省庁再編が施行された平成13年1月6日に設置された。したがって、設置自体は、同じく小泉政権以前に行われている。

す。その官邸機能の拡大ということで横割りのな issue (課題) なのだけれども、でもよくよく考えてみると、じつは問題がひじょうに細かいところにあるわけです。先ほどの旅行業法の対面審査のようなどころにあるわけです。そこまでいかないと、けっきょく変わらないということです。それというのは、やはり変えると困る人がいるわけです。ひじょうに細かいものになればなるほど、それで困る人の利害関係というのは先鋭化しまして、不利益を被る人ももっと先鋭化して、誰かが出てきて止めて、ということになるわけです。これを、ではどのようにガバナンス・メカニズムを考えていくか、これはひじょうに大きな難しい問題です。いまの段階では、私自身も答えがすぐに出ないということがありますけれども、パネル・ディスカッションがありますので、問題提起だけということにします。

最後に、within government reach (政府による権限が及ぶ範囲) というか、この範囲がやはり小さくなっているというのがどうしてもあります。これはある意味、政策面のイノベーションというかたちでもあるかもしれません。

先ほど伊地知先生が紹介していただきましたけれども、私も昔は通産省、いまの経済産業省にいたわけですが、われわれの政策ツールというのは法律であり、それから税、予算という財政的な話です。最後に業界団体への行政指導のようなことがあるのですが、これがなかなかいま難しくなっています。むしろ経済的な制度というインセンティブを変えて業界を誘導するような、知的財産法とか会社法、競争法とかそういうところ、法律に入り

ますけれども、そういう話があるわけです。

このような中で解決できる問題というのは、いろいろ「こういうことをやったらいい」ということが言えるのですけれども、ここまでは書けるのですが、この先どうしたらいいかというところがなかなかいなくなっています。

例えば人材育成とかそういう長期的な課題は、そのまま扱うと難しいので、ではとにかく人材育成というのが大事だということで、高校、中学校、小学校の教員を増やそうと、この政策は少なくとも間違いないという感じの議論になっていくのですね。本来のところというか、やらないといけないところというのは、あまりにも細かい話がたくさんあって、しかも管理し得るという条件で、よくわからなくなっているということが一つあります。もう一つは、これはまた政治的に評判が悪いのですけれども、規制改革をどんどんやったらいいのではないか、大学とか国研の改革をきちんとやったらいいのではないかということがあります。けれども、ただ大学改革というのも、これも先ほど小田切先生の話にもありましたけれども、大学で知的財産をひじょうに行使するというのは、これはいまの大学改革の流れの中である話です。国立大学が法人化して、中期計画を立ててそれに従ってやっていきます。従ってやっていってパフォーマンスを上げれば、文部科学省はたくさんお金を出してあげますよと、これが大学改革です。でもその「たくさんお金を出してあげる」というときの指標の1つに特許が入っていれば、これはもう大学のほうもどんどん特許を取

って行使しようとするわけです。それがいいのかどうなのかという話に入って、また元に戻っていくというか、やはりイノベーション・システム全体を考えないと解けないような問題に戻っていくという話があります。ということで、小さな問題がひじょうに大きく関係していたりするし、でも大きなことを言っているだ

けではだめで、また小さなことも1個1個変えていかないといけないという状況になっているということです。

すみません、時間が少しオーバーしたかもしれないですが、私がいまいろいろとやっている研究の中でまとめてみた問題提起をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

アジアにおけるグローバル・イノベーション・ガバナンスの構築にむけて

角 南 篤



角南 篤氏

ご紹介いただきました政策研究大学院大学の角南と申します。

大学では科学技術政策プログラムを担当させてもらっていますが、今日は伊地知先生のほうからお話がありましたように、ガバナンスについてという共通のテーマに基づいて、私が関わっているいくつかの関連するプロジェクトについて具体的にご紹介をしながらお話しをさせていただきたいと思います。

まず、いま、アメリカの David Hart (デビット・ハート) 教授を中心に Dieter Ernst (ディーター・アーンスト) 教授らとグローバル・イノベーション時代におけるガ

バナンスについて研究プロジェクトを立ち上げようとしているところです。来年1月にキックオフ・ミーティングをワシントンでやることになっています。

ということで、まだ我々の共同研究の成果というのを今日ではご紹介できないのが残念ですが、まずは問題提起として、我々がそのとき何を考えてこのプロジェクトを始めたかということからご紹介したいと思います。

英語で恐縮ですが、このスライドに書いてあるように、テクノロジカル・イノベーションというのは、地理的なものではなくて、質的な変化も伴ってきているのだということです。先ほど元橋先生のお話の中で「イノベーションが質的にどのように変化してきたか」ということをおっしゃっていましたが、内容的には同じことを言っています。

最初に挙げているこの Palmisano (パルミサーノ) という IBM の会長のレポー

ト²³⁾ですが、「いまや多国籍企業は世界中どこでも24時間体制でイノベーションの活動をやっている。しかも local sources of technical talent (地域に存在する技術者の資源)等については、世界中どこからでも tap into (活用)できる」というグローバル R&D の実態についてコメントしています。それからそれに先立って、やはりカリフォルニア大学の Saxenian (サクセニアン) 教授が、人材が国境を越えてネットワーク化することを分析していますが、「テクニカル・コミュニティ (technical communities)」が国を越えて、米国のシリコン・バレーと台湾の新竹、あるいはインドのバンガロールといったような所と連携しながらイノベーションを起こしているという分析をしています。そういう意味では、新しい hot spots (ホット・スポット) と言われているようなバンガロールであったり、それから上海であったりというような都市が、migration (移住) と investment (投資) で最近注目されています。

それから、先ほど元橋先生のお話で言われましたように、internet-based innovation communities (インターネット基盤のイノベーション・コミュニティ) というところで、オープン・ソースなど、いろいろなかたちで新しいイノベーションの質的变化が起きています。と同時に、Hart と

Ernst が言っているようなグローバル・マーケット (global market) では、最近、技術の高い労働力や知識のグローバル化に伴って、イノベーションを支えるファイナンスもグローバルに行われていて、例えばベンチャー・キャピタルがいかにかグローバルに投資しているかというような研究も、すでに発表されています。

このようにお金と知識と人材が、世界市場に影響を受けながら、新しいグローバルなイノベーション・システムというものをつくり出していることを我々のプロジェクトの出発点にしたわけです。

ではそういった現状に対していくつかの制度上の問題点があるのではないかと、このスライドに挙げてありますように、我々のプロジェクトでは、この “governance gap (ガバナンス・ギャップ)” と言っています。“governance gap project (ガバナンス・ギャップ・プロジェクト)” と名前を付け、「ガバナンス」と、ここに出ているように、corporate strategy (企業戦略) と government response (政府による応答) というものが、asymmetry (非対称) な状況があり、そこにガバナンスのギャップというものを生んでいるのではないかということを考えています。それでこのガバナンス・ギャップというのは具体的にどこに存在するのかをいくつかの分野で明らかにするため

23) Council on Competitiveness, 2005. *Innovate America: Thriving in a World of Challenge and Change*. Council on Competitiveness の中においてこのレポートを取り纏めた National Innovation Initiative の Co-chair (共同議長) の1人が、IBM Corporation の Chairman of the Board (取締役会長) 兼 Chief Executive Officer (最高経営責任者) である Samuel J. Palmisano であったことから、このレポートは、俗に「Palmisano Report (パルミサーノ・レポート)」と呼ばれている。

24) Polanyi, Karl, 1944, *The Great Transformation*, New York, Rinehart & Company. なお、日本

に、このプロジェクトがスタートしたわけです。

Karl Polanyi (カール・ポラーニ) という世界的に著名な学者が『The Great Transformation』²⁴⁾ という本を書いて、確か日本語にもなっていると思いますが、この1944年に出されたこの本は、当時の世界市場が拡大していく中でそれまでのガバナンスにギャップが生まれてきたという研究ですが、これにもう一度立ち返って、ここでの問題提起を、もう一度現在のグローバル・イノベーションという現状の中に当てはめてみようと思っています。

こうした問題意識の背景には、まさにきょうお話しさせていただきますアジアの現状があります。

アメリカでも数年前に Thomas L. Friedman (トーマス・フリードマン) というノンフィクション作家が『The World is Flat』²⁵⁾ という本を出して、ベスト・セラーになりました。それは、アメリカにおいて、急速な勢いでサービス産業を中心として、インド、それから中国にどんどんアウトソースが行われていることから、いまアメリカ社会から見ると世界はフラットになったという内容が書かれています。

中国とインドは社会制度や発展のプロセスに大きな違いがあるわけですが、特

に先ほど紹介しました Saxenian 研究では、中国とインドは国全体ではなくて、上海やバンガロールという都市をユニットとしてそれらの地域とシリコン・バレーが、人のネットワークでつながっています。このように、経済発展とイノベーションという観点で、都市をベースにしたホット・スポットと言われていたような地域の特徴を分析する研究も出てきています。

グローバル・イノベーション・システムの前にナショナル・イノベーション・システムが多くの研究の出発点だったわけですが、そういうような国単位の話と、それから先ほどお話ししたホット・スポットと言われていたような地域に関する研究に関心が集まっています。とりわけ、一部のホット・スポットが、インドあるいは中国といった発展途上国にできているということで、欧米の研究者をはじめ我々も、この問題を提起したときにアジアに必然的に目が向かうということです。

そこで、今日は限られた時間ですが、中国とインドがどうしてそのように注目を浴びるようになったのかということ、簡単に説明したいと思います。

この写真は、中国の、北京オリンピックで使われるメイン・スタジアムですが、いま中国のあちらこちらで急速な建設ラッシュが続いていますが、経済大国に着

語訳は、1957年発行の原著第2版に基づく次の書である：カール・ポラーニ（著）、吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美（訳）、1975、『大転換：市場社会の形成と崩壊』、東京：東洋経済新報社。

25) Friedman, Thomas L., 2005, *The World is Flat: a brief history of the twenty-first century*, New York, Farrar, Straus and Giroux. なお、初版に基づく日本語訳は、次の書である：トーマス・フリードマン（著）、伏見威壽（訳）、2006、『フラット化する世界：経済の大転換と人間の未来』、東京：日本経済新聞社。

実に向かっているイメージをつくって
いますね。

最近、研究開発の面で話題になったのは、中国の R&D の投資額が購買力平価で日本を抜いたということです。中国も、いわゆる世界の工場から、研究開発に力を入れてきた効果が出てきたのではないかという議論がありました。

それから、今回の第 11 次 5 年計画 (2006 年 - 2010 年) でも、この「科学的発展観」に基づく持続可能な発展を打ち出しております。また、先般の胡錦濤主席の人民大会堂での所信表明演説でも、この科学的発展観に触れて、今後の中国の科学技術による維持可能な発展ということがいかに重要かという認識が伺えます。

補足ですが、この科学的発展観というのは、マルクス・レーニン思想、毛沢東、鄧小平、そして「3つの代表 (三个代表)」²⁶⁾ に続いて重要な社会発展観になっています。

その中に自主イノベーションというかたちで、自らの知的財産を生み出すようなイノベーションを促進するような制度をどんどん改革していくのだという目標が入っています。

また、中国は大学の数が増えています
が、教員の数
が足りない、大学の研究も一部のトップの大学を除いてレベルを向

上しないといけないということで、「人材強国」を挙げています。

それから、研究開発人材が大学あるいは公的研究機関からもっと企業へ移動していかないといけないということで、人材の流動性を高めるということも必要だと言われています。

また、海外から帰って来る留学生が中国の科学技術発展を支える人材のソースとして活用する政策も、これからさらに続けていこうとしています。

それから、中国独自の技術標準を獲得するということも考えられています。WTO 加盟ということもあって、多くの中国企業が外国の技術に対してライセンス料を払っていかねばいけないが、一方で、利益が伸び悩んでいるということもあって、早くこうしたライセンス料を払わなくてもいいように独自の産業技術を獲得したいということで、これも今回の計画の中に入っています。

こうした中国の取り組みが、実際に成果を生み出しているのかということにつきましては、なかなか分析することは難しいのですが、私の前に先ほど講演をされた元橋先生が、中国の特許データ等を使った定量分析をされています。インターネットでペーパー²⁷⁾ はダウンロードできますので、ぜひ関心のある方はそら

26) 江沢民中国共産党総書記 (当時) が 2001 年 7 月に発表した中国共産党の指導思想を簡潔に説明したものであり、中国共産党は、中国の生産的な社会生産力の発展の要求、中国の先進的文化の前進の方向、中国の最も広範な人民の根本的利益、という 3 つを代表すべきものであるとする。

27) ここで言及されているのは次のペーパーであり、以下に示す URL よりダウンロードが可能となっている: Motohashi, K., 2006, "China's national innovation system reform and growing science industry linkage," *Asian Journal of Technology Innovation*, 14, 49-65 (<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/APCITY/UNPAN027033.pdf>).

らを見ていただけたらいいと思います。

結論から言いますと、技術レベルは、先進国からみると発展途上であると考えられますが、だからこそ中国は、これからこの課題に力を入れていくということだと思います。

こんどはインドについてお話しします。

インドと中国というのは、比較してみるといろいろなことがよく見えてきます。私も、中国のイノベーション・システムを最初に研究していましたが、最近インドとの比較という視点で分析してみると、中国の強味というものと、それからインドの強味というものが少しはよく見えてくるようになってきたと思います。

この写真は、バンガロールで、いまインドで注目されているITのベンチャー企業がたくさん入っている建物です。私がこうしたベンチャー企業に注目をしているのは、バンガロールの郊外に、Infosys(インフォシス)あるいはWipro(ウィプロ)というもっと大きなインドを代表するソフトウェアの会社がありますが、アウトソースの受け皿として、インドのソフトウェア産業の発展を象徴する企業だと言われています。

いまそれとは別に、もう少し小さなベンチャーがたくさん立ち上がっています。こうしたベンチャーの一部は、最初からシリコン・バレーとのネットワークの中でできています。たとえばこのような会社の多くは、シリコン・バレーや世界的なリーディング・カンパニーからやってきた人達で経営陣が構成されています。

インフォシスは、インドのソフトウェア産業の発展を象徴する企業です。1980年代にインドの若い技術者5人が集まっ

て、ブネという町で立ち上げた会社です。規制が少なく、大きな初期投資が必要でないITの分野、特にソフトウェアの分野で起業したということです。しかし、この会社は、最初からシリコン・バレーのベンチャー・キャピタルが投資をするようなデータのストレージ(蓄積)に関する技術を基にした会社です。

それから、この写真はインド工科大学(IIT: Indian Institute of Technology)のボンベイ校のベンチャーです。このベンチャーは先生と卒業生でできている会社なのですが、ロボット技術を基にしているベンチャーで、必ずしもシリコン・バレーでIT系というベンチャーだけではなく、こういったロボティクスの分野においてもインドの若いtalent(有能な人材)が起業しはじめているということです。

インドは、10億人いるという人口の中で多くは20歳未満ということで、一人っ子政策を導入している中国と比べて、若い人口構成になっているということがインドの特徴です。

それからもう一つは産業構造なのですが、この図で産業部門別GDP構成比を見てみます。もともとインドというのは、独立以降、いわゆるガンジー(Gandhi)、それからネルー(Nehru)の政策のもとで、欧米の影響を必要以上に受けないようにクローズド(closed)な経済発展システムを追求してきました。技術の面でもその影響は大きくて、spinning(紡績)技術の近代化に対しても、象徴的なのは、ガンジーが手で回す糸巻き車を「インドの精神」として伝統技術の重要性を語っていたようなところがあります。就業人口でもいまだに半分以上が農業に従事してい

るということでした。

それが1990年代に入り、他のアジアの急速に発展する国を見て、インドも改革をしなければいけないということで、インディラ・ガンジー (Indira Gandhi)²⁸⁾以降、改革を進めており、それまでの自立・独立の精神に基づいた経済成長から、徐々に、海外からの直接投資を認めるといった開放的システムに向けた規制緩和を始めていきました。

それでもまだ規制が強いものですから、先に、規制がいちばんない新しいソフトウェアの分野、しかも初期投資が少なくてもいいこの分野に、優秀な人材が流れ込んで、サービス業を中心とした産業構造に一気に変化していったということです。

インドのソフトウェア産業が本格的なアウトソースの受け皿になるきっかけは、Y2K、2000年問題で一気に欧米のビジネスの需要が増えたことです。結果的に、インドのソフトウェア産業が爆発的に発展しました。この分野は唯一規制も少ないし、それから工場を建てるとか、必要な機械を輸入するのに申請するとか、工場の排水が環境基準に合っているかを政府に許可を取るとかが一切いらないうことで、製造業ではなくITソフトウェア分野に人気が集まっていったということです。

それともう一つは、これもまた中国とは違う点ですけれども、インドの場合は、新しいベンチャー企業は、最初からグローバル・マーケットを考えていました。

つまり、インド市場に物を売るということでも考えると、規制が、それからインフラが未整備ということでコストが高いので、若い企業家は、ITで、グローバル・マーケットを考えていくということがインドの特徴になっています。

そういった中で、インドのR&Dの特徴ですが、institution (機関) 別に研究開発費の割合を見てみると、政府系研究機関が中心で、パブリック・セクターによる研究開発の比重が高くて、同時に産業セクターによるR&Dは低いレベルに留まっています。一方で中国では、最近統計上では産業セクターのR&Dが大きく伸びています。こうなっているのは、やはりインドが独立して以来、公的研究機関を中心に混合経済システムを構築してきたことによります。

アウトソースから、独自の製品を開発していく、産業を発展させ雇用を増やす、それからインフラを整備し所得を伸ばす、あるいは教育制度を整えるという意味でも、早く製造業を発達させるということです。

それから、古いカースト制度の社会的影響をどうやって乗り越えていくのか、あるいは、教育の質をどうやって高めて社会全体に広げていくのか、というようなところにインドの課題があるのです。

発展のプロセスが違うのですが、中国とインドがそれぞれグローバル経済の中で台頭してきました。欧米では、とりわけアメリカでは、インドと中国は多くの優秀な留学生を送り込んでくる人材王国

28) インディラ・ガンジー (Indira Gandhi) は、1966年から1977年まで、および1980年から1984年まで、首相を務めた。

です。

それで、なぜこの留学生が重要になるのかと言いますと、先ほどの Saxenian が分析したように、彼らがやがて自分の国に帰って、ネットワークを活かしながら、それぞれの地域の発展に貢献していくことが可能になってくるからです。したがって、中国では、これを国際的な人材流動、海外人材の呼び戻し政策で、海外の人材を一所懸命戻そうとしています。その受け皿として、例えば公的研究機関に特別な研究費を付ける、あるいは帰国留学生のための創業園ということで、インキュベータを特別に留学帰国生向けにつくるとか、いろいろ優遇政策をやっています。

また、中国やインドの優秀な人材をめぐって、じつはいま世界的な獲得競争が起きています。9・11の影響もあって、アメリカに留学する学生数が下がっています。その分日本に留学する学生が増えているかというところではなく、ほかの英語圏のイギリス、オーストラリア、ニュージーランドといったような国が新しい留学先として登場してきたというのが現状です。

したがって、例えば中国政府が始めた「111計画」は、人材戦略の象徴的政策です。インドは、こうした具体的な施策はやっていないですね。

それから、ガバナンス・ギャップという意味で言いますと、一つは、人材の国際的流動性に関わるところです。

それからもう一つは、知的財産のような制度や規制に関わるものです。これはもう小田切先生からもお話があったように、途上国と先進国の間に存在する問題

です。

それから、知的財産制度のほかに、生物多様性条約に関わる問題もいま議論されています。例えば研究開発に必要なリソースが、その国から勝手によそに、自分の国に持ち帰ってきて研究できないというようなこともあります。

最後に、日本の状況についてです。この図を見るとわかると思いますけれども、日本の企業が、海外にどんどん進出していて、そのほとんどがアジアに向かっています。その中で、特に中国が多く、インドはそれに比べてひじょうに進出が遅れています。

しかし、今後、中長期的にどういった国に日本企業が期待しているかと言うと、ずっとこれはトップを中国がいていますが、インドが徐々に上がってきています。やっとなら日本もインドに対する距離が徐々に縮まってきているようです。

それから R&D に関してですが、最近中国で日本企業が R&D センターを設立するケースが多くなってきているというように言われていますけれども、いちばん大きな理由は、この表に載っていますように、市場に近い開発をやっているということです。time to market (市場までの時間) というのは、どの企業も重要な戦略で、その中で、日本も、いままでのように中国を輸出加工拠点として考えるのではなくて、もっと中国市場で利益を上げると考えると、当然中国市場に近い所で開発を進めていくという time to market のロジックが効いてくるわけですね。つまり、これからはまず D (development: 開発) を中心として、どんどん中国に活動が移っていくということ

になります。

それで、中国のみならずインドやASEANに、今後、日本企業が研究開発機能のどういうところを移して行くのかというと、設計・開発というところが増えていきます。現地市場向けは、これから中国やインドに対しても、それからASEANに対しても伸ばしていくということで、応用や基礎研究は変わらないということです。

だから *time to market* としては、今後開発を中心として研究開発の活動がアジアにシフトしていくでしょう。

それと、日中の中で大学の共同研究も数が増えていて、大学の共同研究拠点も多くできています。

それから公的研究機関も、MOU(覚書)というかたちで、2003年以降、中国との共同研究が伸びています。

いくつかいまカテゴリーごとに整理してきたのですが、時間もないので、新しい動きとしていくつか事例を紹介します。

いままでは日本が中国の大学と連携し中国に研究室をつくるということが主流だったのですが、北京の清華大学が、今度は北九州にやって来て、LSIの先端技術に関する研究拠点を、北九州市のサポートを得ながら早稲田大学とつくりました。中国の大学が日本に来たわけです。しかも清華大学は、産学連携によって、日本企業と必要なノウハウを得て研究のレベルをさらに高めていくということを期待しています。それから北九州市も、中国ナンバー1の大学のブランドを活用して、逆に日本企業の誘致も促したいということです。このように、新しいいままでになかったような動きも、日本と中

国の間の連携のタイプとして出てきています。

そうは言いながら、一方でわが国で活動する外国の研究開発人材は、欧米に比べてまだまだ少ないです。そこで、2年前から、日本にいるアジア人、特に中国人の研究開発人材にアンケート調査をしています。「なぜあなたは日本に来たのか」という質問については、「研究施設や研究設備が充実している」とか、それから、「対象として自分が勉強している研究している分野は光触媒など日本が世界的にリードしている分野であり、こういった分野についてはやはり日本で研究したい」ということが理由になっています。けれども、「では、あなたはなぜ日本に来たのですか」という質問については、「自分の先生から、あなたは日本に行ってやりなさいと推薦された」というケースが多くなっています。どちらかと言うと、自らの *free will* (自由意思) で探したというよりは、師弟の上下関係の中で「日本に行けと言われた」ということです。

また、若い世代になればなるほど、「第一に日本で研究したい」という人の割合が減ってきています。つまり、過去に日本に留学して帰った中国にいる研究者はとうぜん日本のことをよく知っているので、自分の次の若い世代の研究者に対して日本を勧めるというネットワーク効果が、じつはジェネレーションを越えてみられるということでしょう。しかし、だんだんこの数は減ってきています。こうしたネットワーク効果も世代が若くなればなるほどほど下がるということで、そういう側面を考えながら、グローバル

・イノベーション・ガバナンスの問題について検討しています。

そこで、いくつか基本的なポイントにまとめますと、一つは、人材の国際的な流動化という問題があります。これがまず、たとえばアメリカですと、9・11以降、ビザの問題などいろいろな面で制限するような制度を取りはじめました。それから日本も、イノベーションという観点で施策として重要な人材の国際的な流動化の中に、日本も多くの優秀な外国の研究者や留学生を入れるという考え方と現状の制度とのあいだにはギャップがあるわけですね。

それから知的財産と技術流出という問題もあります。また安心・安全に関する国際的な管理体制もあります。それから最近、資金の国際的な流れとして注目されているのは政府系投資ファンドの存在です。さらに、日本も、現在、研究開発の国の資金がODAと連携するかたちでアジア地域に提供されていく、つまり日本の研究開発資金を使って、アジア全体の研究費も支えていくような方向での制度設計が進みはじめました。研究開発資金についても、ようやく、グローバルな、国境を越えたかたち提供されるような現在の研究開発の実態によりあった制度に徐々に向かいつつあるということでしょう。

最後に、それをわれわれは、いま3つの課題に基づき、ガバナンスのギャップを整理しようとしています。

一つは、coordination problems(コーディネ

ーション・プロブレム：調整問題)ということ。これはテクノ・ナショナリズムのようなものもあり、まだ、グローバルなガバナンスが不完全な場合であると、first mover advantage(先行者優位)ということで、たとえば、先ほど言いましたようにインドや中国の研究開発人材に対する過剰な人材獲得競争というものが発生し、そこに、効率性の問題、waste money(資金の浪費)やシステムのfrictions(摩擦)というのが起きてしまうということ。それから、public goods(公共財)がきちんと提供されないという問題もあります。これはもちろん、先ほども言いましたように、感染症とか環境エネルギーというような分野での研究開発に、日本がアジアの地域で使えるようなものをやるということに対して、フリー・ライド(ただ乗り)とかいろいろな問題が起きるということです。

それから、externalities(外部性)の問題やsocial justice(社会正義)という観点も考えながら制度設計をしないとけないということ。要するにアジア、特に中国、インドというようにいろいろな制度の違う国が入っていますから、どのようにガバナンスの問題をきちんと理解し制度設計をしていくかということが重要だということ。

これらの3つの観点から、われわれは来年に向けてプロジェクトをまとめようということをやっています。

以上で、私も長くなってしまいましたが、これで終わりにしたいと思います。

討 論

伊地知 ありがとうございます。

3人の先生からひじょうに面白い見解、それから時折ハッとさせるようなご指摘というのがあったかと思います。これからパネル・ディスカッションに入ります。じつはインドの話はわれわれに馴染みがなくて、その話も聞いてみたいところですけれども、ここでは少し議論をフォーカスするために、そういうグローバルな中でもいかに全体を調整していくかといったところはおいて、ナショナルなところを基盤にして議論を展開していきたいと思えます。

私なりに3人の先生のお話をまとめると、例えばこういったことでしょうか。

日本の位置付けけというものが明らかに変わってきている。やはり名実ともにフロント・ランナーになってきている。ただそれは、フロント・ランナーとは言っても、キャッチアップをしてきたということを引きずった上でのフロント・ランナーだということで、まだ制度を展開をするとか、リードするところまでには至っていない。ただし、フロント・ランナーになってきているという状況がある。

他方で、グローバリゼーションの流れがあって、他国との関係で、かなり変わってきているところがある。例えば韓国、台湾、BRICsの追いつきがある。それから多国籍企業が、世界の経済システムにおいてひじょうに重要な役割担ってきていて、これにどう国が関わるかということもある。

また、イノベーションの質的な変化も出てきていて、そのために連携が積極的に図られている。

それから、従来の製造業の中での研究開発ということだけではなくて、サービス業、あるいは製造業の中であってもサービスに関わる場所の役割というものも重要で、そこについていかに的確なガバナンスを構築していくかといったことが問われている。これらのようなことだったかと思えます。

また、パブリックかプライベートか、公的な部分か民間の部分かということもありました。例えば知的財産のところでは、知的財産制度の根本のところにある知識がプライベートになるということですが、しかし、ある程度パブリックなところの知識の重要性について揺り戻しがあるのではないかとといったこともありました。一方で、多くのシステムの中では、大企業の中できちんと知的財産も知識も確保することもあるということで、単純なパブリック-プライベートの関係、あるいはオープン-クローズということだけではない、何かもう少し突き詰めていかなければいけないようなことがあるのではないかとこのように感じました。

最初は、それぞれ3人の先生からいろいろお話が出まして、いま私が仮の叩き台のようなものをご紹介させていただきましたけれども、議論の中で質問を投げかけられたままじつは答えを残しておかれたということもあると思えますので、

各先生から補足する点があればそれを挙げていただく、それからほかの講演者に対する疑問というのがあればまずそれを投げかけていただく、ということをお願いしたいと思います。

小田切 なかなかすぐにお答えするのは難しいですけども、元橋先生のお話なども含めて考えましたときに、やはり日本の産業、日本の経済、あるいは技術というものがひじょうに変わってきた。そういったことに対して、いろいろなシステムがまだ十分にそれに対応できていないというようなことをお話しになったかと思うのです。私自身、本来のフィールドは企業経済学という分野だったものですから、例えば、企業のシステムということを考えていきますと、やはり労働の制度、雇用の制度の問題というようなこと、それから資本の制度というようなものがひじょうに関わってきます。そういう点から考えると、ベンチャー企業も日本でも増えてはきましたけれども、アメリカのようなかたちでの十分なサイエンスとテクノロジーの橋渡し役というのが、まだ十分に果たし得ていないのではないかと思います。

特に日本の場合、ベンチャー企業にいろいろ聞きましたけれども、人材の問題がひじょうに大きい。優秀な人材は大企業にいて、大企業ではなかなか辞めない、というようになっているわけです。そうしますと、やはりこの従業員の立場からすると、大企業に今いて、そこにいればたぶんそのまま定年までいられるでしょうというときに、ベンチャー企業に行くというのはひじょうにリスクである。うまくいけばストック・オプション等で

稼げるかもしれないけれども、やはり下手をすると給料が半分になるということで、全体の雇用のシステム、資本のシステムというものがなかなか変わらないと、ベンチャー企業というものが立ち上がらない。そこがやはりアメリカと日本との違いだと思うのです。ただ日本的な雇用のシステムというのは、それなりのメリットもある。ある種に分野、日本でいうと、例えば自動車産業の製造部門などというものには、日本の雇用システムというのは技能の蓄積についてひじょうにプラスになっているのですね。そういうところのバランスの問題、相克、ジレンマの問題がありますが、その中で、日本の企業も少しずつ新しいシステムを模索しながら各社がいろいろ工夫をしていると、そのように私は受け止めていまして、そのような理解でよろしいのかどうかということ、ご意見をお伺いしたいと思います。

元橋 基本的にはそういうことだと思います。まず、ガバナンスというのはまさしく、冒頭、伊地知先生が「ガバメントからガバナンス」ということで、それを象徴しているのがおそらく entrepreneurship (アントウルプルナーシップ) の話だと思います。おそらく政策当局で、これは先ほど申し上げた、いろいろ難しい issue (課題) が残っていて、なかなか unpopular な (評判の悪い) 話が多いので政治的にサポートされなくて潰れるとか、あるいは、あまりにも一般には細かすぎてよくわからないというようなものの中でおそらく大きく残っている課題というのはアントウルプルナーシップだと思います。

日本ではこういう活動はひじょうに低い。例えば、国際的に言うと、Global Entrepreneurship Monitor (グローバル・アントゥルプルナーシップ・モニター)²⁹⁾ という、GEM と言うのでしたか、Babson College (バブソン大学) が世界的に毎年出していて、OECD などよく使っていますデータがありますけれども、日本は、46 か国中 45 位とか 46 位とか、ほとんど要は、先進国だけではなくていわゆる途上国も入れて、最下位に近い状態というのは変わっていないわけですね。国際的にはかなりいろいろなかたちで、ベンチャー・キャピタルをどうするかとか、税制の問題があります。エンジェル税制というのがあって、それがまた今回も導入されたり手は打たれているのですけれども変わらないというところは、やはり雇用、労働市場とか、金融とか、いわゆるガバメント・リーチ以外の、間接的にガバメントが影響を与えることができるのかもわからないですけれども、それができないところが、やはりなかなか変わらない。徐々に変わってきていると言うのですけれども、たぶんそのスピードはすごく遅い。特に、structural change (構造変化) のスピードというのが日本は遅いという、これは直感的でしかないのですが、そういう気持ちがあります。

そうするとこんどは、そういう中で何かできないかというのがあるのかなのかというの、またこれは少し疑問にな

るのです。というのは、硬直的な labour makert (労働市場) という中で、では何ができるのかというところを考えていくというのも一つの案ですが、あまりそういうことというのは考えられていなかったという気がします。

キャッチアップするというと、どうしてもアメリカにキャッチアップということになる。特に、私も霞が関の中において感じますけれども、どうしてもアメリカというのが出てきて、ヨーロッパとかそれ以外のところというのはよくわかっていない。逆にヨーロッパというか、ドイツとかフランスとかの話をする、彼らも日本と同じようなことを言われて、やはり彼らはアメリカにいかにかキャッチアップするかとずっと言っているわけです。

そういう別のシステムの中で、アメリカ的な乗りではないようなものというのを何か考えられないのかなというのは、一つあるかもわからないなと思います。そういう意味で言うと、いま角南さんはいろいろと国際的に、ものすごくアメリカの研究をされたということなのですが、あるいは中国とかインドとかの研究もされているということで、やはりアメリカのようなシステムでないのだめなのですかね。ひじょうにシンプルな質問ですが。

角南 今回、われわれがアメリカの研究者と一緒に研究プロジェクトを立ち上げたときに、「governance (ガバナンス)」

29) Global Entrepreneurship Monitor (GEM) に関する情報は次の URL からアクセスできる：
<http://www.gemconsortium.org/>。なお、この GEM は、最近では 42 か国を対象とした国の経済成長における entrepreneurship (企業化能力) の役割に関する検討を行う、非営利の学術研究コンソーシアムであり、London Business School と Babson College のパートナーシップによって実施されている。

という言葉について、やはりいちばん時間をかけて議論したのではないかなと思います。「global governance (グローバル・ガバナンス)」に「gap (ギャップ)」というのを付けたのですが、「government (ガバメント)」ではないだろうということです。これはもう明らかに、government reach (ガバメント・リーチ)の話もありましたけれども、アメリカだけをとてもそうですし、それから今の世界的な流れの中で、government (ガバメント)という領域の話ではなくて、そこには、例えば non-profit (ノン・プロフィット：非営利)の活動も含めて、ひじょうにたくさんプレイヤーが参加しているという観点でものを見ていかないといけない。そういう意味では、きょうの最初の問題提起で伊地知先生から話がありましたように、これからやはりこのような観点で日本も考えていかないといけないのですね。そうすると、「ガバナンス」というように観点を広げれば広げるほどバリエーションが増えます。つまり、OECD が比較をすると、best practices (ベスト・プラクティス：最良の実践)というもの追求されがちになってくるのですね。だけど、「ガバナンス」という観点になってくると、これは社会のいろいろなものの異なる制度を捉えていく、そして対象とするアクターを増やすということで、逆にバリエーションが増えていきます。ということなので、中国もインドもまったく違う形態で発展していますし、例えばアメリカだけでも時系列的に進化

をしています。海外からいろいろな人が入って来ているわけですから、アメリカのガバナンスだって、だから日本だって相当なガバナンスについて制度的な進化が起きていることは間違いなくて、「イノベーション25」³⁰⁾の中でも「第2の開国」などと書いてありますけれども、日本が経済発展していく中で、いろいろなかたちで大きな転換がエポック的にも起きているのですね。ちょうど、もしかしたらまたこれからそういう転換が起きているかもしれないですね。だから、まず現状をしっかり捉えて、どこに、ガバナンスの問題があるか、独自に考えていく、むしろポリシーや制度設計のほうのイノベーションが重要になってきます。

伊地知 どうもありがとうございます。けっこういろいろ重要な視点も指摘していただいたのではないかと思います。フロアから、これに引き続いてご意見はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

入江 高崎経済大学の入江と申します。担当は応用経済学、産業組織論で、これに関わる分野なのですが、もう少し基本的なことをお伺いしたいと思います。最後の情報の問題で皆さんにお伺いしたいのですけれども、いま情報のスポットとして、例えば内閣府に特命担当大臣の方がいて、その方が、いろいろな業務の中でただ1つ科学技術行政を担当しているというようなことでありまして、以前も財務大臣が科学技術担当大臣であった³¹⁾ときから飛躍がないようなのですけれど

30) 『長期戦略指針「イノベーション25」』(平成19年6月1日閣議決定)。

31) これは、議員立法である科学技術基本法の策定に中心的役割を果たし科学技術行政に詳しい尾身幸次衆議院議員が、安倍内閣(2006年9月26日-2007年8月27日)では財務大臣

も、どのように政府が指導されておられるのかお伺いしたいのです。よろしくお願いたします。

伊地知 これは、いろいろ各先生とも審議会等で比較的政府の状況を近くで見る機会があるというお立場だと思いますけれども、いかがでしょう。

いまの科学技術政策担当大臣³²⁾がどう科学技術政策あるいはイノベーション政策に関わるかということ。いまは岸田大臣ですね。これはじつは先ほどの元橋先生のお話の中でも、特に官邸機能、あるいは内閣府、そういうところの機能がやはりひじょうに重要になってきているけれども、そこが機能していないということがありました。これはけっして日本だけではなくて、諸外国でもやはり、特に大国ではそういった調整機能がひじょうに重要になって、Cabinet Office（内閣府）とかその役割あるいはそのレベルというのが重要になってきているのだと思うのですが、その点でいくと日本というのはどうなのかということ、いかがでしょう。

元橋 すみません、じつは現科学技術担当大臣が誰だったかわからなかった、前の、高市さんはよく存じ上げているの

ですけれども。すみません、ちょっと質問のご趣旨がよくわからなかったのですけれども……。

伊地知 たぶん、大臣が専任ではなくていろいろなものを兼ねている、本当に科学技術政策、あるいはイノベーション政策に、政府としてきちんと力を割かれているのかどうなのかというようなことだと、私としては受け取ったのですけれども。

元橋 そうですね、すみません。そういうことを言うと、私がプレゼンテーションの中でたぶん示した通りです。いわゆる科学技術政策ということで言うと、文部科学大臣というのがいるわけですね。省庁再編の前は科学技術庁長官というのがいたわけで、縦割りの科学技術政策担当というのは昔からいました。総合科学技術会議も設置された2001年の省庁改革のあとは、ただ、いまのイノベーション政策的な横割りの話というのはやはり大事ですよという話があって、文部科学大臣のほかに科学技術政策担当大臣というのが設けられたわけですね。さらに前の高市さんのときは、イノベーション担当³³⁾という、新しく「イノベーション」という名前を付けたということ

を務めていたが、その前に第1次小泉内閣（2001年4月26日－2002年9月30日）では科学技術政策担当大臣を務めていたことを指しての発言だと思われる。

32) いわゆる科学技術政策担当大臣は、内閣府設置法第9条に基づいて同法第4条第1項第4号から第6号までに掲げられる事務（すなわち、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項、ならびに、科学技術の振興に関する事項）を掌理させるために、内閣総理大臣が内閣府に置くことができる内閣府特命担当大臣という職の一つである。これに対して、いわゆるイノベーション担当大臣（正式には、内閣府特命担当大臣（イノベーション担当））は、安倍内閣（2006年9月26日－2007年8月27日）において置かれた内閣府特命担当大臣の職であった。高市早苗が就いた。

33) 前掲、32)。

すね、今回はなくなりましたけれども。ただ、姿勢としてはそういうものがあるのだけれども、いろいろなものの兼務の1つというようになっていくということは、もともとの縦割りというところは変わっていないということなのではないかなと思います。

伊地知先生がおっしゃったように、私も、べつに日本だけの話ではありません。たまたま、ぜんぜん違う EU の関係の科学技術政策のところをちょっと呼ばれて話したことがあります。ギリシャは、いわゆる hard (ハード) な scientific (サイエンティフィック：科学的) な科学技術というのはかなり力が弱い国なので、経済大臣のような人をイノベーション大臣というように、わりとそれに近いような形にしています。DTI もそうですね。イギリスの DTI (貿易産業省) が、イノベーション担当大臣のようなかたちで、いわゆる貿易産業省の下に科学技術担当のたしか次官とかそういった人達がいたと思うのですけれども、そして Innovation Unit (イノベーション・ユニット) というのがあって、そういうのは EU も全体的にそういうのを考えるべきだということでした。それに対して、フランスの人が、「いや、そんなイノベーションではなくて、やはり科学技術というのはサイエンティフィックな要素が大事なのだ」と。フランスという国は科学技術省ですよ。ひじょうに強いところなのです。そういう、やはり国によってバックグラウンドが違っている。

日本の場合には、まだそういう意味でいうと、しっかりした科学技術セクター政策のようなことが残っているということ

を反映しているのかもしれないということですね。

角南 簡単に言いますと、イギリスのゴードン・ブラウン (Gordon Brown) が総理になったときに、まず省庁再編から手を着けて、いわゆるエネルギー関係のところを1つにまとめるとか、それから科学技術顧問のところをしっかりと施策・組織を作っていくというようなことをやっています。

では日本の場合はどうかと言うと、こういう特命大臣の下には、事務局そのものがないわけですね。ということなので、そもそもそこで何かをまとめると言って独自のものを出すというのは難しい。それから総合科学技術会議も事務局がほとんど出向で成り立っていて、その専任の事務局ということではないのですね。これが本当に問題かどうかというのはまだ私も検証してみないといけないと思いますけれども、少なくとも総合科学技術会議ということを支えていく知の集団の集積がまだできていない。文部科学省ができたときに、科学技術庁が橋本行革で無くなったときにいろいろな議論がありました。科学技術省にしようという議論もたしかにあったのです。国会では結果的に文部科学関係の委員会にまとめられ、科学技術関係単独の委員会がなくなって、国会での科学技術に関連する答弁の時間がほとんど減ってしまったのです。

最後に元橋先生がおっしゃったガバメント・リーチの問題を超えて、PPP (Public Private Partnerships：パブリック・プライベート・パートナーシップ) であるとか、何か新しい動きでやっていく方法をもっと模索してもよいのではないかと考えて

います。

小田切 私はわりにバイオテクノロジー、医薬品関係を調べていますが、この分野は基本的に4省庁でやっていますね。文部科学省は基礎的なライフサイエンスを中心にやっている。厚生労働省は医薬品関係を中心にやっている。農林水産省はアグリバイオと言いましょか、そういうことを中心にやっている。そして経済産業省は経済産業の、とうぜんバイオ産業をやっているというかたちであって、したがってバイオ、ライフサイエンス関係の研究開発費をこれらの省庁から分配して割り付けているというかたちで、その結果、わりに細切れで金が出ている、あるいは重複して出ている、という現実があります。

総合科学技術会議という制度になって、ある程度集中させて重点的にやるということにはなってきましたから、改善はしたとは思いますが、やはりこの問題はとうぜん残っている。

そういう意味でいうと、やはりアメリカの NIH (国立衛生研究院)³⁴⁾ のシステムというのが参考になると思うのです。NIH は自ら研究所群、多数の研究所を持っているわけです。それと同時に、ライフサイエンス、バイオテクノロジー関係の研究資金の提供も彼らがやっていて、ライフサイエンス、バイオテクノロジー関係の政府資金の70%以上が、NIH を通じて出ているというかたちになっています。しかも、先ほど言いましたように研究所を持っているものですから、技術的な評価もできる能力を彼らは抱えてい

る、それから、そのためのいろいろなスタッフも抱えているという状況になっています。

アメリカもすべてそういうかたちでできているわけではないと思いますけれども、NIH のいま申し上げたシステムのもとでは、わりに集中的に金を付けます。だいたいライフサイエンス、バイオテクノロジー関係は、予算規模がぜんぜんアメリカは日本とでは違いますので簡単な比較はできませんけれども、例えば、ヒトゲノム・プロジェクトがアメリカ中心で進んだというのは、そういう背景があったわけです。

ですから、内閣の中の問題だけではなくて、そういうかたちでの省庁間の、研究所レベルも含めてですが、統合というか調整というか、そのためのシステムとしてはアメリカの NIH というのは参考にできるのではないかなと思っています。

伊地知 ありがとうございます。ほかの観点からはいかがでしょうか。

伊藤 伊藤と申します。銀行を定年退職した者です。

お3人の先生方は「イノベーション」というのをどう考えておられるのかというのをお聞きしたいのです。例えば、経済成長に寄与すればイノベーションは何でもいいというように私には見えたのですが、イノベーションの方向性というのはどう考えておられるのかなという気がするのです。一つの考え方として、経済成長に寄与すればどんなイノベーションでもいいのだという考え方もあると思うのですね。それはそれなりの政府の役割

34) National Institutes of Health (NIH).

とか、政府がやるべき施策というのは出てくるのだと思います。

しかし、もう一つ別の方向性を持ったイノベーションというのもあり得るのではないかと思います。極端な例ですと、例えばアポロ計画のような、ある方向性を持って、例えば何年間のあいだにあるプロジェクトを達成するのだというものです。こういうものはこういうもので弊害もあるでしょうけれども、ある一定の方向性を持った技術開発というものが大きく進むというのがあり得ると思いますね。そのへんはどのように考えておられるのか、ご意見を聞かせていただければありがたいと思います。

伊地知 私なりにいまのお話に付け加えて解釈させていただくと、(イノベーションについての考え方として、)前者は、経済成長を目指すというのものもあるだろうけれども、後者は、もう少し社会的な観点から、あるいはもしかすると国益的な観点もあるのではないかと、ということでしょうか。それについていかがでしょうか。

小田切 イノベーションというのは、それこそここは社会イノベーション学部ですから、いろいろなかたちで講義がされているのだと思うのですけれども、その背景として皆さんが考えているのはシュンペーターのイノベーションの概念だと思います。そのシュンペーターは、イノベーション、これは幅広い意味で、新技術ということに限らず、新経営方法であるとか、新生産手段とか、いろいろなそういうものを通じて、いわゆる創造的破壊というプロセスを行っていくとしています。それが、産業や経済のダイナミ

ズムを支えるという考え方です。私は企業の問題を中心にしてきたこともあって、企業におけるそういうダイナミズムというかたちでイノベーションを捉えています。

先ほど、角南先生のプレゼンテーションであったと思いますが、研究開発(R&D)費の負担の分布を見ても、日本では産業部門が72%ぐらいだったと思いますが、研究開発費を負担している。これは世界でも最高に高いケースですね。アメリカが60%ぐらいだと思いましたが、欧米に比べても日本は高く、民間主導というかたちでのイノベーションという色彩は、じつを言うと日本がいちばんあると私は思っています。

一方で、おっしゃるように、社会目的、公益目的、あるいは何と言うのでしょうか、1つ大きなプロジェクトとして、夢として可能性としてと言うのでしょうか、そういう話も実際に必要性があることは確かです。そういう意味では、おっしゃったアポロ計画であるとか、先ほども申し上げましたヒトゲノム計画であるとか、そういうかたちで集中的に金を付けるということをわりとうまくやってきたのがアメリカであると思います。ただ、アポロ計画云々の中に関連ということも考えますと、その大きなポイントの1つは、アメリカは軍事支出がひじょうに大きいということですね。その点で、ひじょうに大きな研究開発費を付けるということに、アメリカはできると言いましょうか、慣れていると言いましょうか、そういうえんと思えます。

日本は、少なくとも戦後は、軍事支出がほとんどなくなったので、そういうかたちのことをやってこなかったとも言え

て、これはしたがって平和な証とも言えるものだと思っています。ただ、それだけではいけないという認識も強まってきて、科学技術基本計画等で、ライフサイエンスなどと並んで環境を中心にした問題を重点分野の一つにするとか、そういう考え方が付け加わってきていることは確かです。けれども、先ほど申しましたけれども、その金の付け方という意味では、アメリカの規模には及んではない、ただし、そういう努力も日本も始めている、というように思っています。

元橋 先ほど小田切先生が整理された、細かい話を端折って簡単にいうと、政府の役割というのは、一つは、企業というのは最終的には誰のものかという議論はありますけれども、株主のものであれ、従業員のものであれ、最終的には、長期的には、何らかの経済的なベネフィットというのは考える主体でありますので、その企業のイノベーション、企業がいわゆる経済的ベネフィットを考えるひじょうにいいインセンティブ・システムというのをつくっていくということで、たぶん知的財産権政策というのは、そのカテゴリーに入ると思っています。

アポロ計画のような話というのは、それはそれで、私はイノベーションがあると思いますけれども、国自体として税金を使って、税金というのはこんどは企業ステークホルダー以外の、いわゆる国民全体が含まれているわけですね、それをそれとしてやってもいいかどうかというところにお金を使っていくというやり方

というのは、とうぜんあると思います。例えば、そのガバナンス・システムというのはどのように考えるのかと。企業が税金を払って、ある意味、それなりに税金を活かす中でイノベーションをやっていくということで、そこを考慮されることはないのですけれども。では国というのは、例えば、政治家が日本もアポロ計画をやるということが、これが自民党のマニフェストになるのかどうか知りませんが、そういうかたちでおそらく国民の総意を得るのはなかなか難しいと思うのですね。

そういうときには、例えば、じつは私は JAXA (独立行政法人宇宙航空研究開発機構)³⁵⁾ の、いわゆる宇宙開発の経済評価の関係で「いろいろアドバイスをしてほしい」と言われて、いまもちょっとしているのです。宇宙開発、JAXA はアポロ計画はないのですけれども、日本人の宇宙飛行士ですね、毛利さんから始まって、若田さんとか、そのお金というのは JAXA が持っていて、NASA³⁶⁾ で乗せてもらうわけですね。日本人の宇宙飛行士がいるということは、例えば、「それは日本人としての誇りだ」と、「それをお金に換算するといくらぐらいまで払っているですか」と、「5,000 円ですか」、「1,000 円ですか」、「500 円ですか」というアンケート調査をやって、それがそれにペイするようなものができれば、それは一つのガバナンス構造として、彼らの予算は justify (正当化) されるわけですね。

いま JAXA もひじょうに厳しいとい

35) Japan Aerospace Exploration Agency (JAXA).

36) National Aeronautics and Space Administration (NASA)

うか、産業、経済的な成長とか、財務省と役所の中の話でいくと、財務省から厳しく、これだけ財政が厳しい中で、3,000億円だか4,000億円だかの宇宙予算というのは、「本当にそれだけの価値があるのか」と言われているわけですね。それがひじょうに経済的な観点からこういう投資効果とか、いま答えようとしているわけです。ただそれだけではなくて、先ほどのようなやり方で、social benefit(社会的便益)のようなものを金銭価値で出していくということもとうぜんあり得るとは思いますが。

角南 ちょっと違う観点でひと言だけ。私はグローバル・ガバナンスのプロジェクトをやっていて、externalities(外部性)という問題点を最後にお話ししたいと思います。イノベーションのシステムというのは、先ほどもお2人の先生方がおっしゃられた通りで、そのシステムが置かれているコンテキストが、いま新しいコンテキストになっています。われわれが目指そうとしている世界的な経済システムのあり方というのは、いわゆる「Green Economy(グリーン・エコノミー)」とか何か、いま国連でもそういう言葉を定義する議論をいろいろしていますけれども、そういう sustainability(持続可能性)の問題が出发点にあるということなのです。そこにイノベーション・システムを置いて考えるということですから、おっしゃられるような方向性も出てくるし、そういう方向に行かざるを得ないと思います。うまくそのサステイナブル・システム(持続可能なシステム)とイノベーション・システムが連携していく、あるいはその基になっているガバナンスの問題を考

えなければならぬし、vulnerability(脆弱性)をどうコントロールしていけるかそのシステムについて、見識が問われているというところだと思います。

伊地知 ありがとうございます。先ほどそちらでお手が挙がりましたけれども……。よろしく申し上げます。

税所 関東学院大学の税所と申します。イノベーション・システムを進化させる場合に、先ほど角南先生の話で、中国のようにトップダウンで行う場合と、あとインドのようにボトムアップで行うケースというものがあるというお話をされていたのですが、では今後、たとえば日本とかその他の国々でイノベーションを進めていくという意味では、どういった方法がベストなのかということをお話していただきたいと思います。

角南 簡単に言いますと、いまトップダウンとボトムアップと言いましたけれども、ご存知のように中国とインドというのは発展の過程が違います。それでインドの場合、独立してからやはり民主主義をベースにした政治制度を維持しており、インフラの整備とかで、なかなか時間がかかるのは当然です。それに比べて中国の場合は、西部大開発とか国が主導してインフラ整備を進めていけるという状況があります。イノベーションにとってどちらがいいかというのは、私は必ずしも言えないと思うのです。インドにはインフラの整備に問題があったから、おそらく高度な、しかもグローバル・マーケットにすぐ通用するようなソフトウェア産業が発展してきた。中国がではどうかというと、逆のことが言えるわけですよ。

元橋　とうぜん答えはそんなに単純ではないということだと思うのですけれども。イノベーションというのを考えるときに、私もじつは角南さん、最初きっかけがあって、中国の研究を始めて……。

中国で感じるということのは、やはり政府主導というかトップダウンというときに、どちらかという政府主導のドライブというか……。というのは、逆に言うと、研究サイドとか企業サイドに立つと、相当やはり政策的な不確実性というのは大きいわけですね。北京市政府とか科学技術部とかそういうところが言うど動くというか、逆に、言ってもらったら間違いはないというか。そうすると、本当にそういうところにイノベーションが生まれるのかなというところが、ひじょうにやはり *shaky* (不安定である) というか。とうぜん日本とかアメリカとかヨーロッパというのはもう少し成熟した資本主義という仕組みの中でビジネスが動いているという、そういう中でもやはり違いますよね。それは、ちょっとひと言ではなかなか言えないところがあるというのが正直な感想で、ただ、イノベーションというのは、最後はやはり人が新しい、*creativity* (創造性) を発揮するときに、そこを押さえつけるようなものというのはあまりよくないのかなと、そのように感じます。

小田切　あまり付け加えることはないのですけれども、やはりトップダウンというのは、言い換えると *central decision-making* (中央集権的意思決定) ということですから、そこまでの能力を本当に持っているのかということがいちばんポイントになるわけですね。それに比べると、

例えば今の日本、他の先進国もそうですけれども、企業を中心とした体制、市場メカニズムで、それは、競争というシステムを通じることによって、誤ったことをする者は淘汰されていくという経済進化論的なメカニズムが働いているわけです。先ほどもちょっとお話に出ました大型プロジェクトとかそういうものについては、なかなかボトムアップではやりにくいかもしれませんが、全体として、やはり誤りがなく、しかも着実に進んでいくのは、市場メカニズムを活用したシステムではないかと、そのように私は考えています。知的財産権制度もそうですし、競争政策もそうですが、そのような環境を十分に支えた上で、先ほどもお話ししたシュンペーター的なかたちでの競争に生かして、その中で淘汰されていく企業も出てくるという進化のメカニズムを利かせていく、そのようなあり方が、ふさわしいのではないかと考えています。

伊地知　ありがとうございました。

いろいろな議論が出てきまして、時間も多少過ぎてしまいましたけれども、フロアに後藤先生がいらっしゃっているのですが、全体で見まして何かコメントがあれば、もちろん時間が限られているのですが、たとえば付け加えるべき論点などがあればお聞かせいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

後藤　伊地知先生の最初の問題提起で、ガバナンスというのは国民の負託にどう応えるかというようなことがされたのに対して、パネリストの方はあまりそれについて何か話がなかったようです。イノベーション・システムの進化については

いろいろと話があったのですけれども、ガバナンスのほうについていろいろと伺いたいと思います。特に、たとえば先ほど、ガバナンスで役所の権限の話があったのですが、ガバナンスの話だと、たとえば政治家をどのように押さえていくとか、それから科学者のコミュニティが政策形成の中に入って来るほうがいいのか、あるいは来ないほうがいいのかとか、あるいはイノベーションについては、いちばん影響を受けるし、またお金も出さなくてはいけない一般市民がイノベーション政策形成にどのように関わるべきとか、そういったガバナンスの、最初に伊地知さんが提起された問題について、何かちょっと意見を聞きたいなという気がします。時間の関係もありますので……。

伊地知 では簡潔に述べていただけますでしょうか。私自身としても、これはモデレーターの不手際であるのかもしれないですけども……。

やはりこれは politics (政治) の問題とか、あるいは legitimacy (正統性) の問題、それから democracy (民主制) の問題というのがひじょうに関わってきています。それらはヨーロッパではかなり民主主義が進んでいるのでかなり議論がされているところですが、そここのところは日本ではなかなか見えてきませんので、やはり重要なところをご指摘いただいていると思うのですが、いかがでしょうか。

角南 私のプロジェクトの説明をもう少し時間をかけてすればよかったのかもしれませんが、ガバナンスを考えていく上で、グローバルな phenomenon (事象) というものをどう捉えて考えていくのか。それを考えていく上で、たと

えば人材が移動していく。そのために、いかに appealing (魅力的) な国策を打ち出せるかということ、大学も競って留学生獲得に動くという意味で、通常ポリシー・ツールの枠の外でこういった活動が起きて、どう解決していくのか。これは国レベルの研究開発だけではなくて、相手がどんなに技術がなくても協力しながら進めていかなければなりません。我々のプロジェクトがあと1年ぐらい続くので、来年呼んでいただいたら、もう少し突っ込んだ議論ができると思います。

元橋 私は、専門は political economy (政治経済学) ではないので、ちょっとそういう意味で言うと、あまりいい加減なことは言えないので言わなかったのですけれども、私が言いたかったのは、問題提起したかったという話は、ある意味、イノベーションに質的変化があって、まさしく「ガバメントからガバナンス」というのは日本でも考えないといけないという話ですね、ということがあると。

ではもう少し日本の現実というものを見たときに、ある意味、2001年に省庁再編があって、総合科学技術会議というものをつくって、科学技術政策という意味で言うと、省庁縦割りというのを horizontal (水平的) にやろうとしたと。また、イノベーションということ、その領域はたぶん超えていて、いま経済財政諮問会議でかなり成長戦略とかその中で議論されていることが多いですけども、そこもやはり、いわゆる総理のスタッフとか、centralization (中央集権化) とか、そういうのをやろうとしたということですね。それは、私自身の評価というのは、取り組みとしては悪くはな

いということなのです。

ただ逆に、一方で、本当の意味でのガバナンス・システムになっていなくて、それは、政治家の中でもいろいろ議論が出ていますけれども、要は選挙で選ばれなかった人がいろいろな勝手なことを言っていて、それで本当にいいのとかいうことです。先ほど言いましたように、ひじょうに細かい issue (課題) というか、ひじょうに専門的な issue というのがたくさんゴチャ混ぜに入ってくるという世界になってきましたので、自分の専門でカバーできないところについても、そういう所へ出て行くと言わされてしまうという話があります。そういう意味で言うと、逆に、先ほどのトップダウンとボトムアップではないですけれども、あまりそういうことをやり過ぎると、何か危ういという気もするということですね。

小田切 たぶんこれが最後の話になるところで、振り出しに戻るような話をし恐縮なのですけれども、「イノベーション・システムのガバナンス」という言葉自体、いったい何を意味するのか、何を意味すべきなのかということが、私自身、不勉強で申し訳ないのですけれども、十分に理解できていないのです。つまり、個々のプレーヤーについてのガバナンスというのはよくわかるわけです。企業にとってのガバナンス、大学にとってのガバナンス、省庁にとってのガバナンス、内閣にとってのガバナンスということは理解できるのですけれども、イノベーション・システムのガバナンスというのは、いったい何なのか。誰のためのガバナンスなのか。そういうメカニズムがあるのかということになってくると思うのです。

そのへんを少し整理しないと、私もひじょうに話がしにくいのです。企業におけるガバナンスということならば、たとえば市場における競争メカニズム、資本市場における競争メカニズムとか、そういうものがたとえばある。それから、何を目的としているかというの、たとえば株主の利益として考えるのか、あるいはステークホルダー全体として考えるのかとか、わりと捉えやすいわけです。けれども、それに比べて、たとえば、内閣のガバナンスと考えてみて、何を求めればいいのか。あるいは先ほどの、大学のガバナンスと言ったときに、私のプレゼンテーションでも申し上げましたけれども、たとえば特許を取ってライセンス収入を最大にするということがガバナンスの目的なのか、あるいは、そういうことはともかく、いろいろ情報発信をしてみんなに役立てることを目的とするのか。その点で、整理しにくいというか合意が得られにくいというのか、そういうひじょうに難しい問題があるように思います。ですから、最後に振り出しに戻るようで恐縮なのですけれども、ガバナンスということ考えたときには、どのような観点で考えていけばいいのかということ、今後とも考えていきたいと、私としては思っています。

伊地知 ありがとうございます。いろいろな点が出ましたので、もう私のほうでまとめるということは控えさせていたいただきたいと思いますが、パネリストの先生方、それからフロアからのご発言からもいろいろ議論が深まりました。やはりこのイノベーション・システムについてのガバナンスをどのように問題設

定をするべきなのかという、いちばん最後の小田切先生のお話もあったように、そこもやはりきちんと考えるべきだということではなかったかと思います。これを企画した私といたしましては、今日のシンポジウムが今後のいろいろな研究や議

論の1つの出発点となる良いきっかけになればと、かように思っている次第です。

きょうお忙しい中お集まりいただきました皆様、そしてパネリストの先生方に御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

研究所だより

◆会 議

運営委員会

平成19年度

第1回 平成19年5月17日(木)

第2回 平成19年10月25日(木)

第3回 平成20年2月22日(金)

所員会議

平成19年度

第1回 平成19年4月24日(火)

第2回 平成19年10月23日(火)

第3回 平成20年2月20日(水)

企画委員会

平成19年度

第1回 平成19年4月24日(火)

第2回 平成19年7月3日(火)

第3回 平成19年9月29日(土)

第4回 平成19年10月25日(木)

第5回 平成20年1月17日(木)

第6回 平成20年3月10日(月)

◆研究報告会

第63回 (20周年記念講演会)

日 時 平成19年6月16日(土)

<第1部>

講演者 伊丹敬之氏(一橋大学大学院商学研究科教授)

※ 平成20年4月より東京理科大学教授

演 題 「世界の中の日本, 歴史の中の日本」

(本号に掲載)

<第2部>

講演者 岡田清氏(本学名誉教授・元経済研究所所長)

演 題 「わが国における金融経済学的发展 —高垣寅次郎先生の事績—」

(本号に掲載)

第64回 (20周年記念シンポジウム)

日 時 平成19年12月22日(土)

テーマ 「イノベーション・システムの進化とそのガバナンス」

趣旨説明 伊地知寛博氏(成城大学社会イノベーション学部教授)

パネリスト 小田切宏之氏(一橋大学大学院経済学研究科教授)

元橋一之氏(東京大学大学院工学系研究科教授)

角南篤氏(政策研究大学院大学政策研究科准教授)

(本号に掲載)

◆ミニ・シンポジウム

第1回

日 時 平成19年7月12日(木)

発表者 西久保浩二氏(山梨大学教育人間科学部教授)

題 目 「わが国の福利厚生制度の現状と課題」

- 第2回
日時 平成19年7月25日(水)
発表者 林田伸一氏(本学文芸学部教授)
題目 「フランス絶対王政と都市」
- 第3回
日時 平成19年12月6日(木)
発表者 植杉威一郎氏(一橋大学経済研究所准教授)
題目 「中小企業の現状と課題」(本号に『Effectiveness of Credit Guarantees in the Japanese Loan Market』として掲載)
- 第4回
日時 平成19年12月10日(月)
発表者 沼尻晃伸氏(埼玉大学経済学部准教授)
題目 「近代日本都市史研究の課題と方法—近年の研究の検討を通じて」
- 第5回
日時 平成20年1月31日(木)
発表者 平井康大氏(本学社会イノベーション学部教授)
題目 「宗教右派としてのプロミス・キーパーズ」
- 「証券化の功罪：サブプライム問題を振り返る」
(経済研究所研究報告 No. 47)
- 沼尻晃伸著(埼玉大学経済学部准教授)
「戦間期・戦時期日本における方面委員論に関する一考察—都市社会事業と「公」・「公共」—」
(経済研究所研究報告 No. 48)
- 西久保浩二著(山梨大学教育人間科学部教授)
「福利厚生制度の現状と課題」
(経済研究所研究報告 No. 49)

◆刊行物

長期プロジェクト報告として以下の書物を刊行した。

福光 寛著(所員)

〔組 織〕

(平成20年4月1日現在)

所主	長事	小手	平塚	公	裕登	経済学部教授	社会イノベーション学部教授
運営委員		小手明上	平塚石野	公茂英裕	裕登生二之孜	所主	長事
		村佐浅	野本藤井	文良	夫	経済学部	部長
						文芸学部	部長
						法学部	部長
						社会イノベーション学部	部長
						所	員
						所	員
所員		相明浅安	原石井達	茂良栄寛	章生夫司博	経済学部准教授	
		伊岩上上	地知崎杉田	尚富晋真	人之一人	経済学部教授	
		内大大小	田田津森平	弘	武喜裕雄	経済学部教授	
		芥佐篠新	藤藤原山	昭文光一	夫伸雄行	経済学部教授	
		杉立塚手	本川原塚	義	潔敦登	法学部教授	
		花林平福	井田井光	清伸康	人一寛	社会イノベーション学部教授	
		堀村村山	内田本口	圭裕	子志孜	法学部教授	
		油	重井	一芳雄	臣子二	経済学部教授	
						経済学部准教授	
						経済学部教授	

客員所員	花 枝 英 樹 吉 川 卓 也 角 田 俊 男	一橋大学大学院商学研究科教授 中村学園大学流通科学部准教授 武蔵大学人文学部教授
研 究 員	福 島 章 雄 小 松 啓 一 郎 佐 々 木 覚 亮 都 留 信 行 峯 岸 信 哉 小 澤 茂 樹 柿 原 智 弘	本学大学院経済学研究科博士課程後期修了 ジェトロ・ロンドン・センター上級研究員 東北大学大学院経済学研究科博士課程後期修了 本学大学院経済学研究科博士課程後期修了 本学大学院経済学研究科博士課程後期修了 本学大学院経済学研究科博士課程後期修了 本学大学院経済学研究科博士課程後期修了
事 務	川 井 田 淳 子 對 崎 尚 子	大学事務局総務課 大学事務局総務課

前 号 目 次

研 究 報 告

- 年産200万台を超えるT型車を
フォード社はどのように達成したか? ……………和田 一 夫…… 5
——フォード社の生産システム再検討——
- 量的緩和策の評価と課題 ……………栗 原 裕…… 47
- 企業と市場・社会—CSRの意義を考える—……………十 川 廣 國…… 65
- 企業家論の視点とコーポレートガバナンス ……………池 本 正 純…… 89
- 浮世絵を生かしたまちづくり ……………堀 内 圭 子……113
—小布施町の北斎と墨田区の北斎—

編 集 後 記

成城大学経済研究所年報第21号が刊行のはこびとなった。昨年度、本研究所は創設20周年を迎え、6月には記念講演会、そして12月には記念シンポジウムが開催された。6月に開催された講演会では、「世界の中の日本、歴史の中の日本」というテーマで伊丹敬之先生に、そして高垣寅次郎先生の事績を踏まえてわが国の金融経済学の発展について岡田清先生にご講演いただいた。12月に開催されたシンポジウムでは、本学の伊地知先生にモデレータをお願いし、「イノベーションの進化とそのガバナンス」というテーマの下に、小田切宏之先生、元橋一之先生、角南篤先生にご報告いただき、その後会場からの質疑を交えてディスカッションを行い、大変有意義な会を催すことができた。またその他の研究活動としては、ミニ・シンポジウムを5回開催した。当年報は、伊丹、岡田両先生の講演内容をあらためて論文の形で起こした成果と、記念シンポジウムで発表をしていただいた各先生の報告内容とディスカッション、さらにミニ・シンポジウムをおこなっていただいた植杉威一郎先生の研究報告そして大森弘喜所員の研究成果を掲載したものである。お忙しい中、ご協力をいただいた先生方に改めて御礼を申し上げます。

2008年度は、2つのプロジェクト、「都市と経済・社会変動—その歴史的・理論的研究」と「イノベーション・システムとガバナンス構造」についての研究が進行している。それぞれのプロジェクトで優れた研究成果を挙げ、研究所の活動をより活発化していくために、所員を含め関係者の方々のいっそうのご協力をお願いしたい。

(手塚記)

「経済研究所年報」刊行一覧

号数	執筆者	タイトル	発行年月
1	堀家文吉郎 中村 英雄 村本 孜 高垣文庫貴重書目録—追加 No. 1—	ソントンの周辺 ジョン・ローの「墓碑銘」といわれるものについて 高垣経済学の一端	1988. 3
2	堀家文吉郎 麻島 昭一 片木 進 浅井 良夫	貨幣数量説とデビット・ヒューム 日本の金融制度再編——分業主義のゆくえ—— 決済ネットワーク発展の動向とリスク 占領期の金融制度改革と独占禁止政策	1989. 3
3	津田 内匠 長谷川輝夫 井田 進也 宮崎 洋	フランス革命と産業主義 18世紀フランスにおける民衆と活字本 憲法か革命か——明治前期日本人の見たフランス革命—— 18世紀のフランスにおける旅について	1990. 4
4	島村 高嘉 清水 啓典 金井 雄一 伊東 政吉 座談会	中央銀行の政策思想 情報化社会と日本の金融制度 イギリスにおける金融政策の形成と展開 アメリカにおける金融制度改革 ——金融政策との関連を中心として—— 高垣寅次郎博士を偲ぶ	1991. 4
5	岩武 照彦 松田 博 仁保 義男 シンポジウム インタビュー	『近代中国通貨統一史——十五年戦争における通貨闘争』 について 京都大学経済学部所蔵貴重書——その整理の一こま—— 防衛支出の最適水準についての考察 (セミナー報告) 金融制度改革 (原司郎・楠本博・高木仁・西條正弘・村本孜) 『世界各国の金融制度』の思い出 (大月 高)	1992. 4
6	江口 英一 伊藤 正直 大田 弘子 両角 和夫 釜江 廣志	金融政策の中立性と中央銀行の独立性 ——中央銀行の役割と在り方—— フロート制移行期のわが国為替政策をめぐって 保険制度改革について ——保険審議会答申をめぐって—— 現代農業金融問題と発生の背景 日本の国債市場と金利の期間構造	1993. 4

号数	執筆者	タイトル	発行年月
6		長期プロジェクト研究報告 世界貿易の進展と構造変化：中間報告 (明石茂生) わが国金融・資本市場の制度改革：中間報告 (花枝英樹) 協同組織金融機関の制度改革の方向 ——東京都の地域信用組合の規模の経済性——(村本 孜) ミニ・シンポジウム TSL の金融市場への影響に関する理論分析 (北川 浩) 政策金融と中小企業の設備投資 (三井 清) 情報の非対称性と資本市場の理論 (展望) (久保俊郎) 高垣文庫貴重書目録 ——追加 No. 2——	1993. 4
7	藪下 史郎 橋本 一夫 石野 典 立脇 和夫 原田 泰 シンポジウム 書 評	日本の銀行制度の安全性：歴史的展望 『信用金庫40年史』をめぐって ——協同組織金融機関の法制化にみる社会政策的側面—— 金融システムの安定性 ——1980年代後半以降の日本の金融経済との関連で—— 明治政府と英国東洋銀行 ——付「国立銀行条例」をめぐる疑問点—— バブルと金融政策 ——マネーサプライは外生である—— 保険の制度改革 (花輪俊哉・前川 寛・刀禰俊雄・村本 孜) 峰本暁子著『国際金融システムの変革 1797～1988』 近代文芸社 1993年 (立脇和夫)	1994. 4
8	花輪 俊哉 高木 仁 福光 寛 刈屋 武昭 村本 孜 小平 裕 ミニ・シンポジウム	銀行の将来 アメリカ銀行業は衰退産業か？ ナローバンク論とコアバンク論 オプション理論の考え方と応用可能性 金融デリバティブと地域金融機関 わが国の公的年金制度の動学的応用一般均衡分析 金融派生商品の現状 (北島英夫) デリバティブの位相 (阿部重夫) 最近のデリバティブの動向について (中島敬雄) 金融デリバティブについて——金利スワップの プライシング・ヘッジを中心に (高橋豊治)	1995. 4
9	黒川 和美	行政改革のシナリオと地方分権	1996. 4
金融学会1994年春季大会記事			

号数	執筆者	タイトル	発行年月
9	伊藤 修	メインバンク制および日本型金融システムの発展と展望	1996. 4
	森田 哲彌	外貨換算と原価主義会計	
	米澤 康博	派生取引の機能と現物市場へ与える効果	
	小谷 融	外貨建取引等会計処理基準の改訂について	
	高橋 一	金利の期間構造決定モデル (II)	
	石川 欽也	『金融仲介機能の新たな展開への対応』(1995年5月)について ——デリバティブ取引への対応——	
	浅井 良夫	追悼の辞 中村先生の思い出	
10	大塚 宗春	金融機関のトレーディング勘定への時価評価の導入について	1997. 4
	大西 又裕	企業年金会計の検討課題と方向性について	
	靄見 誠良	アジアの金融制度改革—マレーシアとインド—	
	那須 正彦	実務家ケインズとその経済学—中公新書版『実務家ケインズ』に即して—	
	小平 裕	企業の組織と非効率性	
11	岡田 清	取引費用経済学の系譜	1998. 4
	神田 秀樹	セキュリティゼイションの現状と課題	
	篠原 三代平	東アジア経済のダイナミズムを考える	
	高野 義樹	住宅金融システムと債権の流動化	
	小山 明宏	ドイツ証券市場の問題と展望	
	シンポジウム	日本経済の構造変化と金融システム改革 問題提起 (寺西重郎)	
		金融システムの国際比較と日本版 ビッグ・バン (黒田晁生)	
		証券市場からみた金融ビッグ・バン (米澤康博)	
		金融技術革新の潮流 —リテール金融との関連で— (村本 孜)	
		情報化と金融システム改革 (池尾和人)	
	討論		
12	石 弘光	二元的所得税論について —利子・譲渡益をいかに課税すべきか—	1999. 4
	井堀 利宏	財政構造改革のゆくえ	
	林 健久	地方財政と経済政策・景気政策	
	吹春 俊隆	Newton 法による一般均衡解の計算	
	花枝 英樹	資産証券化の経済分析	

号数	執筆者	タイトル	発行年月
	吉川 卓也	財務データからみたわが国企業の資産調達の特徴 および企業規模別借入金利の計測	
13	田中 素香	EU 通貨統合と国民経済 ——グローバル化への対応を中心に——	2000. 4
	内田 真人	欧州通貨統合と金融政策 ——統合後1年の課題と展望を中心に——	
	田中 俊郎	EU 統合の現状と展望 ——拡大と深化の視点から——	
	西沢 保	救貧法から福祉国家へ ——世紀転換期の貧困・失業問題と経済学者・官僚——	
	秋元 英一	アーヴィング・フィッシャーとニューディール	
	明石 茂生	ケインズ『一般理論』再読—失いし世界	
14	小川 英治	通貨バスケット制導入の効果と障害	2001. 4
	原田 泰	統合は平和と繁栄をもたらすか ——経済統合とアジア——	
	根本 忠宣	欧州における金融システムの多様性と統合の影響	
	原 洋之介	世界史のなかのアジア経済 ——グローバリズムと地域性の経済学——	
	斎藤 純一	社会国家と統治の変容	
15	後藤 晃	日本のナショナル・イノベーション・システムと その改革	2002. 4
	島野 卓爾	欧州中央銀行 (ECB) のインフレーション・ターゲティング	
	長谷川公敏	日本経済はなぜ回復しないのか	
	宮川 公男	挑戦を受ける21世紀の資本主義文明	
	高月 昭年	日米銀行法制の違いと法律の沈黙	
16	首藤 恵	金融危機後のアジア資本市場の再構築	2003. 4
	堀内 昭義	第二次大戦後の金融システムの機能を評価する ——銀行経営ガバナンスの視点——	
	楠本くに代	「金融商品の販売等に関する法律」(「金融商品販売法」) 施行後の金融消費者保護の実態と取り組むべき緊急 の課題——英国「2000金融サービス・市場法」と法施 行後の FSA の取り組みを参考に——	
	田尻 嗣夫	郵便預金・簡易生命保険の資金運用と欧米運用機関の教訓	
	村本 孜	グローバル化と効率・公平 ——展望と金融排除——	

号数	執筆者	タイトル	発行年月
17	藤田 誠一	グローバリゼーションとユーロ登場の意味	2004. 4
	浅沼 信爾	アジアの経済発展とグローバリゼーション	
	斎藤 聖美	ベンチャーで日本を活性化する	
	平尾 光司	アメリカにおけるベンチャーキャピタルの発展過程	
	江夏 由樹	中国東北地域の土地をめぐる中国と日本	
18	小野 有人	アジア域内における「最後の貸し手」の意義と課題 ——国際金融機関による政策競争の観点から——	2005. 4
	石山 嘉英	国際資本移動の増大と為替レート制度の選択	
	駒村 康平	21世紀型の社会保障制度を求めて ——2025年を視野に入れた改革——	
	石 弘光	少子・高齢社会における税・社会保障制度負担のあり方	
	佐藤 宏	現代中国における国家と農民 ——税制改革と所得分配——	
19	日向野幹也	小口金融における実店舗と「動線」の役割 ——日米英独の経験——	2006. 4
	岩田 健治	EU（欧州連合）の新しい金融サービス政策	
	矢野 誠	M&A 市場とその質	
	高橋 伸子	金融経済教育の現状と課題 ——金融消費者、個人投資家は育つか——	
	瀧澤 弘和	比較制度分析：枠組みと最近の展開	
20	相原 章	コンピテンシーに基づく HRM の動向	2007. 4
	和田 一夫	年産200万台を超えるT型車をフォード社はどのよ うに達成したか？ ——フォード社の生産システム再検討——	
	栗原 裕	量的緩和策の評価と課題	
	十川 廣國	企業と市場・社会—CSR の意義を考える—	
	池本 正純	企業家論の視点とコーポレートガバナンス	
堀内 圭子	浮世絵を生かしたまちづくり ——小布施町の北斎と墨田区の北斎——		

「研究報告」（グリーン・ペーパー）刊行一覧

1	花枝 英樹	自己株式取得と企業財務	1994. 1
2	明石 茂生	世界貿易の進展と構造変化：1861-1991	1994. 1
3	村本 孜	協同組織金融機関の健全経営の一考察 ——労働金庫の自己資本の充実——	1994. 6

号数	執筆者	タイトル	発行年月
4	村本 孜	生命保険会社の競争力について ——銀行業務兼営を考慮した規模・範囲の経済性——	1994. 6
5	吉川 卓也 小平 裕	生命保険需要の特性分析 ——簡易保険と民間生命保険——	1995. 3
6	明石 茂生	国際収支と構造変化：1881-1991	1995. 3
7	花枝 英樹	なぜ企業は財務リスク管理を行うのか	1995. 3
8	村本 孜	協同組織金融機関の合併の一考察 ——労働金庫の規模の経済性の計測——	1996. 3
9	山口 一臣	アメリカ食品企業の環境戦略 ——マクドナルド社、スターキスト社 (ハインツ子会社)の事例を中心として——	1996. 6
10	小平 裕	金融機関のX非効率性の計測	1997. 2
11	浅井 良夫	経済安定本部調査課と大来佐武郎	1997. 3
12	海保 英孝	フィージビリティ・スタディの諸問題	1997. 3
13	手塚 公登	企業の資本構成と取引コストの理論	1997. 3
14	山田 稔	建設業労働者の賃金・賞与・退職金・年金 ——労務管理論的考察——	1997.11
15	池田 和宏	J. S. ミル国防論に関する一考察 ——1860年におけるアイルランド植民地との関連で——	1998. 1
16	立川 潔	J. S. ミルのリベラリズム批判 ——社会再生における権威の必要性の認識——	1998. 3
17	海保 英孝	業績の悪化と回復の作用機序について ——その論点とインプリケーション——	1998. 3
18	村本 孜	家計貯蓄率の将来推計	1998. 3
19	岩崎 尚人 神田 良	企業間ネットワーク構築による戦略的革新の実現 ——中小トラック企業のケースから——	1998. 3
20	吉川 卓也	日本の個人金融資産需要の特性	1998. 3
21	福光 寛	資産担保証券の財務的意義について	1999. 3
22	角田 俊男	ヒュームの情念論と判断力 ——『人間本性論』をとおして——	1999. 3
23	花枝 英樹 吉川 卓也	資本構成問題の再検討	1999. 6
24	村本 孜	金融システムの国際比較分析 ——市場統合・通貨統合のもたらすもの——	2000. 3
25	浅井 良夫	「新長期経済計画」と高度成長初期の経済・産業政策	2000. 3
26	篠原 光伸	デリバティブとヘッジの会計 ——国際会計基準設定までの推移と今後——	2000. 3
27	塚原 英敦	Empirical Copulas and Some Applications	2000.12
28	山重 芳子	An 'Austrian' Model of Environment and Trade	2001. 1
29	手塚 公登	企業特殊的人的投資とアウトプットの最大化	2001. 3

号数	執筆者	タイトル	発行年月
30	井上 正 立川 潔	若き S. T. コウルリッジの急進主義思想（上） ——1795年プリストル道徳政治講演の啓示宗教的基礎——	2001. 3
31	福光 寛	公社債投資信託の元本割れをめぐって	2002. 3
32	角田 俊男	周縁にとっての主権と商業 ——ブリテン、ヨーロッパの 公共空間を開くヒューム哲学——	2002. 3
33	福島 章雄	経済・市場統合の展開 ——NAFTA の成立とメキシコの通貨危機——	2002. 3
34	小平 裕	Mathematica によるマイクロ経済学	2002. 3
35	Gordon de Brouwer	The IMF and East Asia : A Changing Regional Financial Architecture	2003. 3
36	手塚 公登 浅野 義	年金民営化と「スイッチング」問題	2003. 3
37	福島 章雄 峯岸 信哉 村本 孜	経済統合の類型と金融システム・金融政策	2003. 3
38	明石 茂生	「前近代」世界システム：形成と変容	2004. 3
39	山村 延郎 松田 岳	米独の預金保護制度の比較分析 ——破綻処理と規律付けを中心に——	2004. 3
40	村本 孜	アメリカの地域金融促進政策—CRA の問題—	2004. 3
41	小平 裕 佐々木 覚亮	わが国の社会会計行列の作成	2004. 5
42	浅井 良夫	IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上） ——IMF と日本：1952～64年——	2005. 3
43	大森 弘喜	近代フランスにおける労使関係とディリジスム	2006. 3
44	上田 晋一	二酸化炭素排出枠の公正価値会計： IFRIC 第3号の検討	2006. 3
45	岩崎 尚人 海保 英孝 相原 章 福田 和久 都留 信行	中堅・中小企業の ステイクホルダー・マネジメントの研究	2006. 5
46	浅井 良夫	IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（下） ——IMF と日本1952～64年——	2007. 3
47	福光 寛	証券化の功罪：サブプライム問題を振り返る	2007. 10
48	沼尻 晃伸	戦間期・戦時期日本における方面委員論に関する ——考察——都市社会事業と「公」・「公共」——	2008. 3
49	西久保浩二	福利厚生制度の現状と課題	2008. 3

号数	執筆者	タ イ ト ル	発行年月
----	-----	---------	------

「モノグラフ」刊行一覧

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 1 | 村本 孜 | 制度改革とリテール金融
(平成6年 中小企業研究奨励賞を受賞)
(平成9年 生活経済学会賞を受賞) | 1994. 3 |
| 2 | 白鳥庄之助
村本 孜
花枝 英樹
明石 茂生
(共著) | 金融デリバティブの研究
——スワップを中心に—— | 1996. 3 |
| 3 | 村本 孜
(編著) | グローバリゼーションと地域経済統合 | 2004. 3 |

* バックナンバーをご希望の方は、当研究所までご連絡下さい。

問い合わせ先：成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

TEL：03-3482-9185, 9187

FAX：03-3482-7851

e-mail：keiken@seijo.ac.jp

成城大学 経済研究所年報 第21号

平成20年4月10日 印刷

平成20年4月20日 発行

非売品

発行
責任者 小平 裕

発行 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社

THE ANNUAL BULLETIN
of
The Institute for Economic Studies

No. 21

April 2008

CONTENTS

Preface	1
Articles	
Japan in the World, Japan in the historyHiroyuki ITAMI.....	5
Professor Torajiro Takagaki and the Development of Financial Economics in Japan	Kiyoshi OKADA..... 31
Effectiveness of Credit Guarantees in the Japanese Loan Market	Ichiro UESUGI, Koji SAKAI, and Guy M. YAMASHIRO..... 47
La Portée de la théorie de l'espace urbaine	Hiroyoshi OMORI..... 77
Symposium	
Evolution and Governance of Innovation Systems	115
Tomohiro IJICHI Hiroyuki ODAGIRI	
Kazuyuki MOTOHASHI Atsushi SUNAMI	
Communications	167

The Institute for Economic Studies
Seijo University